

門番仰付られし處、二千石の身上にては勤務難し、何卒金二千兩用立給はるべしとの頼みに、政宗否共云兼、成程金子の儀は家老共へ相談して、後より持せ進ずべしとの答へに、彦左衛門勝手ケ間敷申分なれど只今備の用意致されば成難し、至急借用致し度と申しけるに、政宗詮方なく家臣大町出雲を呼出し其旨申渡しければ、程なく二千兩持來りしゆゑ、彦左衛門是は千萬添けなしと厚く禮を述家來に持せ、又々差間も有ば御無心中すべしと暇乞して、立出、夫より櫻田なる堀尾山城守の邸宅へ至り案内を請て座敷へ通れば、山城守立出て對面の上彦左衛門申しけるは、去正月大原近藤兩人が儀に付貴殿の事を將軍に御執成申置たり、夫に付殊の外費用多し、願はくは金千兩借請度旨頼みしかば山城守も早速承知して川立し故其日は宿所へ歸り翌日又櫻田霞ヶ關淺野但馬守長辰の邸宅へ參り金子千兩を借、夫れより細川が屋敷へ行かんと思ひしが、先同所黒田が屋敷へ到り、甲斐守長政に對面して二千兩借請、其上大名小路細川の屋敷へ到り、爰にて又二千兩を借て、兩日の内に都合八千兩集めければ、彦左衛門は大悦びにて早々御番所の支度に掛り、夜を日に次ぎて急がせしが漸々にして出來なし、實に美麗なる裝飾にて、先彦左衛門の出立は緋羅紗の袖無し羽織を着し、白糸織の腹巻

に兵庫鎖の小手懸當、熊の皮の沓を穿鞘卷の太刀に金作りの差添を差したり又狸々緋の覆ひ掛たる鐵砲十挺塗込藤弓二十張矢筒胴之に准じ負擔たる足輕三十人は緋緞子の腹帯を締緋緞子の袖無し羽織に馬乗袴を穿、鐵の柄頭に銀の銅金を入端には厚鐵を喰たる大小を差せ、長柄の鎗十筋は白檀塗にして鬮體の鞘を掛、二行に列を立刀の鎧を引摺せ是を馬の前後に引連、數寄屋橋御門に來り菅沼織部正に代りて御番を勤務けり。扱大久保は右の裝束にて床机に腰を掛、家來に幕を捲げさせ、御門の内へ入來る大名旗本何れにても咎めて、馬又は乘輿より下しければ、大名旗本も甚だ迷惑なし、其後は外の御門へ廻りて數寄屋橋御門を通る者一人もなし。爰に徒目付内藤源次郎と云者來りて、大久保が家來を傍へ招ぎ高聲にて此御門は多くの大小名通行の場所なるに、斯の如く馬糞犬の糞など夥多し、何ゆゑ掃除せざるや其方共何の爲番を致すと大に叱り付れば、大久保其由を聞て其役人連來れよとて内藤を喚付て大いに怒り其方向者なれば我家來に悪口を云や、此大久保は御門番にこそ來りたれ掃除の番には來らずとて、却て彼を叱り付那者の首討取べしと家來に命じければ、内藤は聞より、後をも見ずして逃歸りけり。又諸大名達も迷惑なしければ、大久保の御門番は何卒御免有度

と一同に願ひ出しにより、老中方評定の上彦左衛門を喚出し、其方數寄屋橋御門警固御免なりと申渡しければ、彦左衛門答へて致し懸し御番なれば矢張相勤申さんと云捨座を立て歸りけるに、老中も詮方なく右の次第を將軍へ言上しければ、秀忠公聞し召れ、早速彦左衛門を喚出され、汝今日より數寄屋橋御門番は勤むるに及ばず、市橋下總守に申付たりと宣ふに彦左衛門謹んで私し舍弟彦兵衛に此役を申付て困らせんと巧まれし老中の爲業なり、然すれば弟に代りて私し相勤むるに何の批判有間敷と申上ければ、將軍重ねて夫は汝了簡致して市橋と代り申べしと仰渡されけるゆゑ、彦左衛門然あらば長まり候と御請申上、やれく見付御門の近所は馬や犬の糞にて埋んと思ひしにと云つ、御前を立て歸りける。誠に大久保が器量は尋常の及ばざる所にして手に餘りてぞ見えにける。

○大久保彦左衛門白無垢

大久保彦左衛門は尾州中村にて生れ給ひ、幼名を猿松と稱へ丈短かく面は鼻低くして眼光尖く、誠に猿の如くなりしと申し傳へり。然れ共織田信長公に仕へ、木下藤吉より羽柴筑前守

となり遂には關白と迄昇られしは、前代未聞と申せ共、惜哉秀頼公の世僅にして、石田が爲に亡び給ひしは遺憾なる次第なり。是天下は一人の天下に非ず萬民の天下なり、既に家康公十六歳の初陣より五十六七年の間千辛万苦あらせられ、漸々元和元年に到り國家を靜謐に治め給ひし威勢なれ共、御一生官は右大臣にて渡らせられし賢君故、家臣の族輩忠勤を貫んて仰ぎ奉つりしは是偏に仁徳と申すべし。就中大久保彦左衛門は智勇を兼、命は天に任せ日夜御側を離れず戰場を往來し、既に關ヶ原合戦の節、諸士必死を盡して働き、日中は刀鎗鐵砲に身を寄、夜は篝火を焚甲冑も脱ず陣所を守りしが。彦左衛門は夜に入れば赤裸になり休息して神氣を養ひしに、或夜目付役人陣所の外を廻りし時、彦左衛門は轡の音を聞と其儘側なる甲を迫取て頭に戴き、幕の物見に諸手を掛頭を出し、轡の音は誰ぞと尋ねければ。當番の目付夜廻りの段答へしに、彦左衛門夜中御太儀と挨拶して引入たり、其後彼の目付或人に向ひ、彦左衛門は誠の武士なり、陣中にては晝夜共に甲冑を離す事なしと語りしを、彦左衛門聞て當時の役人は何れも盲目なり、其譯は先達て某し寝られぬ折柄、夜廻りの目付陣外を通りける故、某し裸體の儘兜を着し、幕の物見より顔を出して咎めしを彼の目付是を見て我は

晝夜兵具を離さず着せりなど、或人へ語りしとの噂なり、然りとは白痴者、其様の心懸故急なる時は狼狽騒ぐなり、我等は此年に至る迄狼狽て不覺を取りたる事は一度もなしと笑ひつゝ語りしかば、皆其頓智を感じ取りしとなん、或年寒氣強き折柄、彦左衛門は白無垢を着して登城なし、諸役人の前も憚らず立廻りければ、松平伊豆守此體を見て、彦左衛門殿の着致され候は白無垢の様成れども、白無垢は諸大夫以上ならては着用致さぬが武家の規則なり、貴殿は未だ官位之なく候、然れば其儀相成るまじと申されければ、彦左衛門莞爾と笑ひ、如何にも委細存じ罷り在候、然し乍ら今日着致し候は白無垢にては之無、白地の小袖に候故に紋所之あり候間、白無垢とは申されずと云ば、伊豆守白地の小袖とは物好なり、併紋所あらば御見せなさるべしとありければ、彦左衛門然らば御覽候へ此通り紋所之あり候と、袖を出して見せければ、墨にて小さく蚤と云字を書てあれば、伊豆守是を見て餘り小き紋所なり、今少し大きく付給へ是にては紛れ申すなりと云れしに、彦左衛門打笑ひ、伊豆守殿には當代の智者と呼ばれ給ふ人なれども是を知給はず、大名の蚤は是より大きく候かは知ずと雖も、旗本は皆此位なりと云しに、伊豆守も厭倦果須臾黙して居たりしが、家光公此事を聞召れ如何

にも斯有べし以後白無垢を免させ申すべしと仰付られたり。因て無官にて白無垢着用を許されしは、大久保左衛門伊奈半左衛門の兩人に限りしとぞ。是偏に忠勤の勳賞なるべし。却て説大坂合戦の節、御供の面々便を求め我家へ安否の文を送りけるに、其節彦左衛門殿にも留守宅へ文を送られよと勧めければ、彦左衛門笑つて宿元へ文など遣はすは何の爲ぞ、武士の戦場に起くは職分なり、我宅を案じては君の御馬前が勤まるべきや、各々如何心得給ふぞとの事に、何れも一言もなく閉口して居たりしが、少間して一人進み出、彦左衛門殿の申さるゝは當然の理なり、然れ共妻子定めて心配致すべし、因て一筆遣はすなり其許の御内室にも定めて心配して居らるべし、鳥渡一筆無事なる由御認めあるべしと云ば、彦左衛門成程道理の御勸かな、然様ならば認め遣はすべくとて、頓て硯を引寄認めける其文に
 一筆啓上火の用心おさん泣すな馬こやせ目出度
 と認めければ、相番中見て彦左衛門殿には餘り短かき文言なりと申しければ、彦左衛門是より外に何にも妻へ用事はなしと答へしとぞ、其時相番の評議には、誠に彦左衛門殿が申さるゝ如く火の用心が第一なり、扱又子と云者は可愛者なり、彦左衛門殿程の人なれ共子には心

引され候と一統に申敢り、此おさんと申すは彦左衛門惣領の子にて至つて秘藏なる長女なりと申傳へり成長の後堀三九郎方へ縁付し所に、一兩年を経て彦左衛門屋敷の近隣に出火ありて、戸數十五六軒焼失せり。其時彼のおさん馬に打乗一散に彦左衛門方へ馳來り、老母の介抱ありては甲斐なくしくぞ見えたりける。是よりして諸大名諸旗本方の息女馬の稽古流行しと云り。其後堀三左衛門在番の留守に、盜賊忍び入し節、おさんは小裾取揚承座に掛し長刀把延、座敷へ躍り入ば盜賊ども六七人にておさんへ立向ひけれ共、おさん事共せず長刀を水車の如く廻し、遂に三人切伏られければ、叶はずと思ひけん一度に近れんとせし處に、家中の者ども出來り殘る四人を生捕けり、其旨公儀へ訟へ夫々御仕置となりたりけり。是に因ておさんの勇智を人皆感じ合り。此れに彦左衛門死去の節遺物分として、數度合戦に用ひし鎖帷子同く腹巻、并びに鑄鐵の甲伯耆守康綱の刀一腰鞍鎧一具長刀一振七品の道具を分與へたり、此品堀三九郎が家の寶となし代々傳へしとなり。

○立花家再び本領安堵

大坂落城の以後、秀吉公の御厚恩を蒙りし大名旗本ともに。徳川家に從ふ事風の草の靡くが如く、然りと雖も大坂方に於て十一萬九千石を領せし立花飛騨守宗茂、關ヶ原役敗軍の後浪人となりて、江戸淺草寺の中太神宮別當の方へ、少の縁を求めて身を隠し月日を送り居たりしを、大久保彦左衛門是を開出し、渠は天晴の武士なれば埋木となし置んこと如何にも惜き者なりと或時登城なし、家康公の御前に於て浮世の物語りに連、立花飛騨守と申武士は誠に頼母敷心底なる者なり。草木を靡く御代なれども、獨世を忍び秀吉公の恩を忘れぬは實に感ずるに堪たりと申ければ、君にも御喜悅の御詞にて、然ればこそ汝が申如く予も心付ざるにあらねども、渠は予に敵對したる者なれば、予が一生は相成るまじけれども、予死しての後には必定本地を與召仕ふべき段、豫て江戸表へ申付置たりとの御物語りに、彦左衛門も君の厚御心慮の程を感じ奉つりぬ。然る程に家康公薨御の後、立花飛騨守再度大名となりしは全く誠忠の致す處なり。頃ば元和七年辛酉十二月晦日、淺草寺太神宮別當方へ奉書を以て、飛騨守儀登城之あるべき旨仰下されければ、飛騨守思ひ奇らぬ御召故、豊臣家滅亡以後我等此處に身を隠し罷り在段開し召、只今將軍家より召出されるは定めて切腹仰付らるゝならん、

然とて今更驚く事にあらず、是武士の常なりと覺悟を極めつゝ、仰せに従ひ翌正月朔日早天に登城せしかば、殿中には諸役人番頭に至る迄列座ある、時に將軍の御前へ召出され、老中土井大炊頭御取合にて仰渡されけるは、其方儀豊臣家滅亡以後浪人の身となり、今日に至る迄心勞致すと雖も大閤の厚恩を忘れず、武士の道を專一と致す段、予が父存生中にも賞美致され、既に遺言之有るに付、本地十一萬九千石相違なく宛行ふものなり、仍て此上永く忠勤を盡すべしと上意ありければ、飛騨守思ひ懸なき立身故思はず飛退去、頭を疊に摺付涙を流し、權現様御心深く當將軍の思し召、冥加至極有難き仕合せなり、御用にも相立申まじく候へ共思し召の程身に餘り候間、如何にも御下知に従ひ奉つるべしとて、老中の方へ向ひ御前宜敷御執成下さるべしとありければ、君にも御満足遊ばされ、夫より日々登城致しければ共、永々の浪人ゆゑ家中の諸士も散々となり、只今本地へ歸りても急に家來集らざれば、淺草寺太神宮別當方より日勤の節、草履取只一人召連編笠を深く被り登城の往返せしが、一ヶ年程の中に國々に浪人せし舊臣ども此由を聞傳へ、追々に馳集りければ、太神宮別當の方にも住宅なり難きに付、屋敷地面を見立申べき旨仰付られしにより、下谷に於て葭沼を見立屋敷に

仕つり度旨相願ひ、是に因て沼地築立の爲金子一萬兩下し置れし由にて、早速人足を操入彼沼、栗丸太を以て築立、夫より普請に取懸りし處、一年餘にて漸く普請成就なせしかば、早速引移り其後目出度領地の入部もあつて舊の大名とぞ成りにける。然に因て淺草寺太神宮は立花家立身の古邸故、新に一社を建立致され今に至りて榮へけり。夫より立花飛騨守大晦日には太神宮神前に於て通夜あり、神前より直に元旦の登城ある事立花家の家例となれり。是偏に家康公の御仁惠并に大久保彦左衛門が仁恤のいたす所なり。斯る智勇激烈大久保なれば、家康公御寵愛あられしも理りなり。併し其智勇抜目なき彦左衛門なれども、家康公薨御の後江戸表へ罷り出、御奉公相勤め居たりしが、或時登城の節百人御番所の前を通りしに、百人頭松下嘉平治當番にて勤番致せしを見て、嘉平治に向ひ御苦勞なりと申しければ、嘉平治此方を仰ぎ見て彦左衛門殿に候か、自分事は此中より眼病にて人々の御顔が確と見え兼、甚だ難儀仕つりぬとの事に、彦左衛門夫は御氣の毒なる事なり、夫には人の生膽が宜敷候により、御用ひなされと申しければ、嘉平治答へて何にも生膽と申す物は、萬病に能藥なりと申候へ共、是は得難き物なりと申すに、其時彦左衛門何様人は大切の者なれば容易には有間敷候、

併し其許難儀の事故拙者進上申すべしとあれば、嘉平治是を聞例の戯れなりと思ひて、夫は一段忝けなし何卒給はるべしと云ば、彦左衛門如何にも進上申すへし、併し今日は當番なれば明日御家來を遣はさるべしと約束して殿中へぞ出にける。扱翌日に成りしかば嘉平治は今日こそ彦左衛門を困らせんと思ひ、態と立派に使者を仕立、直書をも添て彦左衛門方へ生贈の事を申遣はしけるに、彦左衛門手紙を披き見れば、昨日御城内にて御約束申候生贈頂戴致し度候間、此者へ御渡し下さる、様頼み入候とありければ、彦左衛門大いに迷惑し、是は如何せんと思ひ案じたりしが此返事に困り果早々馬にて乗出し、酒井左衛門尉の方へ参り對面上、彼手紙を取出し昨日御城内に於て松下嘉平治に逢偶然生贈の約束いたし候處、今日斯の如く申越自分も此返事には甚だ當惑致したり、仍て貴殿の智慧を借用に参りしなり、宜敷御分別下さるべしとありければ、左衛門尉此儀を聞て夫は氣の毒なる事なり、嘉平治も一通りでは勿々承知致す間敷、併しながら此以後出放題を申されずば、此返事我等取計ひ申べしとありければ、彦左衛門如何にも以後悪口は申間敷候により、嘉平次が得心候豫返事をなされ下さるべしと只管に頼みければ、左衛門尉然らば返事を認め進すべしとて、硯引寄認めて

彦左衛門へ渡し、若是にて嘉平治方より彼是申越候は、其節我等方へ御知らせあるべし、嘉平治に對面して應對すべしと申しければ、彦左衛門夫は忝けなしとて右の手紙を持歸り、以前の使に渡しせしに嘉平治方より其以後何の沙汰もなかりしが、其後殿中にて嘉平治に出達し節嘉平治云様、彦左衛門殿は然とて徒らなる人なり、先日眼病の節、旁々約束申せし生贈態々請取に進じ候處、能も那樣なる返事致され候もの哉と申せば、彦左衛門は打笑ひ、夫々其時の返事は何と書てありしぞや承まはり度と云に、嘉平治も打笑ひ、其許の返書を知らぬとは何事ぞ、然すれば御自分御認めの手紙にては是なきやと聞ければ、彦左衛門彼時返事は甚だ迷惑致し候故、酒井左衛門尉殿を頼み返事を致して貰ひしなりと物語りしに、嘉平治如何さま然もあるべし、御自分の手跡とは違ふ様に存せしなり、是御覽候へとて懐中より彼返書を取り出し見せける、其文言に

月 日

御手紙令披見候仰餘り火急なる儀故膽潰れ御座なく候以上

と是あり實に酒井の智者は世に知られたり、既に御家にて本多酒井と申程の人なり、本多の

腹狸酒井の白狐と申して大阪方にては殊の外猜忌し大名なりとぞ。

○越前家騷動宰相忠直卿豊後へ配流

并越前家相續仰付らる

附宰相殿御簾中御憤懣りに因て葛藤

于時元和九年癸亥二月、越前宰相忠直卿は在城福井領六十七萬石を召上られ、豊後へ流罪仰出され、長途の旅なるにより府内迄警固として、日根野織部正吉明を差添られ、侍士分供をなすこと一人も叶はず、抑々此事故は元和の初めより世間へ亂心と言なせども、其實は亂心には非ず、大坂落城の前東照宮上意に、此城一番乗して火の手を揚げなば百万石の加増くと宣ひければ、大小名を始め何れも承知し、諸家共に心を勵しける中、越前家より一番乗して火の手を揚、又軍攻も外の大小名多しと雖も、越前家へ打取し首數に並ぶ者なし、是に因て百万石は掌握あるべしと思ひ居られし處に、大御所御手自日本肩衝と云無類の茶入を進ぜられ、御加増の御沙汰無かりしかば、性質短慮猛烈の忠直卿大いに怒られ、右拜領の茶

入を石に打付微塵に碎かれける。仍て亂心との御沙汰になりし事大御所深き思召ありしなり。其故は忠直卿勇氣盛んなるにより、此上大國の主と成りたまは、又不測の望み發らんも知れずとの、遠きを慮給ひし事なりとかや。然なきだに其後忠直卿我が儘に募り、出府の沙汰もなく、在國の節は頻に殺伐を好み、孕女の腹を斷割て胎中を見る等、種々の非道増長して、福井城の櫓へ上り、往還の農夫四人迄自身鐵砲にて擊殺せしなど、言語同斷なる舉動あり、國中より訴人は致さずと雖も、隣國より追々注進せしかば、幕府の評定區々なり。將軍家は仁義禮智信無類の御性質たる故、徳川家の長子たる越前家ならば、秀忠公にも如何共成れ難きとの思召を以て御決斷なかりしが、東照宮の御深心を知奉つりたるは本多父子にて、前々酒井などとも談合せし事にて、此度の儀は執職の面々へ、家康公御在世の砌り御内諭御遺訓も之有し事なれば、越前家御改易ありて苦しからず、御相續は宰相殿差次の御舍弟、越後高田二十萬石の城主松平伊豫守へ仰付らるべしと決斷ありける故、右の如く仰出されける。扱又宰相殿配流の節、御供を家人の中より願ひ出る者一人もなかりしに、輕き料理人の小兵衛と云者、一存にて公儀へ願ひ出しは、此度主人宰相殿流人と仰出されしは是非もなし、夫に

付何卒私し一人御供御免下さるべしとの事に、老中方申さるは、何故汝一人願ひけるやと尋問ありしかば、小兵衛私し是迄差上たる鹽梅が御意に適ひ、外の者料理は毎度御心に叶はず御阿責を請る者多し、依て此度配流の御身となられしからは、朝夕御膳の外に御樂みとてもなし、御最愛く候へば、切て御心に適ひたる物を進め度存じ、願ひ上たりと申しければ、老中方も奇特に思はれ、家來は一人も供叶はされども、汝が願ひ道理の事なればとて、將軍の御聞に達しければ、秀忠公是等の事は聞に及ばずと上意あり、執職中長まり候とて退き、然る上は豫て評議に極りし通り、男は無用女は幾人召連給ふとも苦しからずとの事にて、小兵衛願ひも叶はざれば、夫故賄に及ばずとの上意ありしと心得、其旨小兵衛に申聞んとありし時、少間在て又々何れも御前へ召れ、如何申渡したるやと御諮問ありければ、男の分相成らざる旨申渡し候と申上たり、將軍御笑ひ遊ばされ扱、そ何れも存じ寄違ひなり、聞くに及ばずと云しは如何存ずるや、權現様御遺訓の中に天下の制札は云に及ばず、國郡に至る迄忠孝の者有時は披露すべしと仰置れたるにあらざや、宰相忠直家來は既に大坂出陣の節三万人あり、國許にも一万人は残し置しならん、然る時は四万人の家來の中に、唯一人も配所の供

を願ひ出る者なきに、料理人の輕き身分として供に願ひしは、無類の忠義感ずるに勝たり、因て予へ聞に及ばず免すべしと云し事なるを、何れも了簡違ひなすは必竟忠孝の者を賞美する心薄き故なり、天下へ忠義の道を勵ますには、小兵衛が願ひの通り申付べし、夫とも政道に違ひしと存ずる事あらば猶又再評すべしと上意ありければ、何れも謹んで御仁心の厚きを感入、退出して夫より小兵衛を呼出し、宰相殿の供願ひの通り仰付られ忠臣の旨御賞美ありたりけり。

此小兵衛配所にて晝夜の奉公疎意なく勤仕しつる故、一伯殊の外悦喜あつて、寐所へも近付無類懇意になりしは小兵衛一人なり。一伯逝去の後剃髮して筑後の國へ來り、高良山に住居し運齋院僧正の友となり暮しけり、其節豊後の國府内にて一伯側仕ひの女お園お菊とて、越前より附來りしは狐なるべしと云事を委細僧正に語りしとかや、斯て公儀より、越前宰相の籠中始め、遺族の者越後高田へ移し、松平伊豫守を越前福井へ所習何出されければ、越前家の籠中以ての外憤懣られ、宰相殿行跡狂亂に等しき我儘止

ざるを思め、配流にされたるは是非に及ばず、跡式柳千代は將軍家の御孫なる事判然なるに、
柳千代を廢去し自分をも踏付て、伊豫守が越前家相續すべしとは何なる儀ぞや、是父君將軍
の仰にはあるべからず、年寄共の所爲たるべし、假令父君の思し召にもせよ、伊豫守へ此
國を渡す事思ひも寄らず因て越前の武士共命惜き輩らは他國へ逃去べし、主君の恩を忘れざ
る武士は、姫が先途を見届くべし、女乍ら自身が采配を採て一戦せん、万一運拙くば柳千代
も自らも福井の城は墓所なりと、思ひ詰たる仰なれば、舊臣共始め何れも承まはりて申しけ
るは、誠に義勇の思し召御道理なる御説なり越後武士に此城を渡し恥辱を請んこそ口惜けれ、
君臣父子夫婦兄弟從弟の末迄も、此度墓所を双べん事、死後の本望是に過ずと福井籠城に及
びけり。是に仍て近國の大小名此事を聞傳へ、急使を以て江戸へ注進する事櫛の齒を挽が知
し、越前の近國騷動太方ならずとぞ聞えける。

○三家方扱ひ三使越前へ赴く

并越前國關所を構へ三使を追返す

附土井大炊頭智慮を以て姫君に謁す

然程に江戸城て於には日夜評議區々なり。將軍御憤懣り甚だしと雖も、御嫡家と云柳千代
殿は現在御孫の事なり、其上中納言秀康卿の代より名士を愛せられ、尻竟の勇士智臣を召
抱へられし上に、忠直卿の代に至り猶又御家風の如く武備嚴重にして足輕中間迄も強勇の者
あり、分限不相應の多人數必死の籠城に至りては、勿々容易に平治爲べきに非ずと、秀忠公
にも御心配あらせられ、未だ決定の仰もなく、執職の面々も姫君なり御孫なり、旁々屹度決
断の言上もなかりし折柄、三家方登城ありて御對顔の上、越前家籠中憤懣りに因て騷動に及
びし事御對話ありければ、水戸殿進み出られ、其儀少しも御氣遣ひあるまじ、紀尾兩卿にも
此頼房にも現在叔父姪たる事故、意見申遣はしなば納得あるべし、三家より家老どもを遣は
すべしと仰上られ、即日尾州殿より成瀬隼人正、紀州殿より安藤帶刀、水戸殿よりは中山備
前守を仰付られしかば、各は支度にも及ばず直さま鞭を揚越前指して急ぎけり。成瀬安藤は
駿府にて加判の列の重職を勤めし者、また中山は東照宮の御眼鏡を以て御付人に成され、

才智勝れる者なる故、此三使越前に到り扱ひなば、姫君も納得致され静謐になるべしと吉左
右を待れしに、右の三使江越の堺湯尾峠に着せしに、新關嚴重にして數千人の士卒是を成り、
他國よりの往還を停止して通さずと聞しかば、三使關所の口に到り、三家の使者として我々
罷り越たり、急ぎ關所を通さるべしと喚はりければ、内より答へて、籠中よりの仰せにて、
將軍家よりの御使者にても入るべからずと此處を堅固たり、如何様の事にも通行無用なり、
早々御歸りあるべしと申しけるを、中山聞て、併し乍ら他の使者にあらず、三家は籠中の御
叔父の事なれば、必ず御疑ひあるまじと申しければ、關内より御理り御道理には候へども、
此度の一件落着致す迄は、自他とも御不通の上なれば、何れなりとも通す事相成らず、斯申
すは番頭役大橋一學と申す者なり、是非御通りあらば弓矢の上にて通られよ、尋常にては通
す事ならずと高聲に呼はりければ、三使各々呆れ果しが中山申しけるは、然らば是に扣え罷
り在べし、籠中迄三使の罷り越たる口上を執次給はるべしと申しける、一學答へて、豫て籠
中仰には、三卿より使者來るべし必定落着迄は通すべからずとの御事なり、申上たりとて御
承引なきは知れた事なり、斯申す拙者を御咎あらば、切腹して申闢致す可しと申切て内に入

りしかば、夫より三使種々申懸ると雖も、一向挨拶も無りければ、三使憤懣るとも詮方なく
立歸り、其旨披露致せしにより、御老中早速御聞に達しければ、將軍聞し召れ、姫承引なく
勇士共城を枕に楯籠らば、北陸七州の騷動と成らん、然れば天下擾亂の兆しなりと御心安か
らず、三家の扱ひさへ右の如くなれば、外に了簡もあるまじとて、三家を始め老中方頼ひを
集て居たりしが、豫て内々言上に及び置し土井大炊頭は、旅所と申立途中に同勢を殘し置、
越前へ馳参りしが、國境ひの關所を通さず、大炊頭高聲にて、何れも御存じは有間敷が某し
事は姫君御生落より守奉つり、當國へ御入奥の折柄も御供し奉つりし大炊頭を入るべからず
とは仰あるまじ、此度の一件に付姫君の御爲を存じ御吉事の了簡あり、假令將軍の御勘氣を
蒙るとても、姫君の御味方申さん、夫故江戸表をば病氣と偽り、忍びて罷り越たりと申しけ
れば大橋一學聞て是は福井へ伺ふべしとて、武士二人早馬にて乗付、大炊頭が申述たる趣き
委細申上しかば、姫君御馴染の事なれば次の間迄走り出給ひ、大炊が來りしとや、此事に付
大炊に逢度と思ひしに、能も忍びて來りしぞや、早々是へ呼入れよとの仰せに、兩士は疾馳
返りて、仰の趣き一學へ申達しけるに、然あらば御通りあるべしとて關を開きしかば、大炊

頭大いに悦び、扱は動亂治るべしと福井へ參上なしければ、早速御逢有しゆゑ、大炊頭仕済したりと思ひしが、久々にて姫君を拜し我知らず泣出せしかば、姫君にも須臾涙に咽び給ひしが、稍ありて大炊頭申しけるは、此度の大變餘りに氣遣はしく存じ、病氣と偽り引籠り中忍んで罷り出たる所、先々御機嫌能恐悦に存じ奉つる、扱又御國境に關を据られし事國中の御固め然もあるべし、御幼年より姫君御三方の中にては、御勝れなされしと悦びしは、大炊が左祖なりと人々笑ひしが、果して大炊が言葉に違はず、此度御器量を顯はし給ひし事、某しに於て心中の喜悅是に過ぎず、然れども今度仰出され候一件は、天下御政道の定法親疎を分ざる廉明の御仕置に付、御怨み有間敷儀にて候と云も終らざるに、姫君氣色を變給ひ、大法の事にて宰相殿の御醜流は仕方なし、然るに柚千代は現在將軍の御孫ならずや、夫に叔父たる伊豫守へ越前家の相續とは何事ぞ、柚千代を蔑視に取計ひしこそ奇怪なれ、因ては秀康公以來抱へ置し士卒を下知し、此世の暇乞に姫が軍を見すべし、女なれども祖父君の孫なれば和女に非ず、争てか好んで亂逆を招くべけんや、是皆止を得ざる所なり、万一此上柚千代へ越前程の領知宛行はるゝに於ては思ひ止まるべし、自分は斯覺悟は爲せども、柚千代を

廢れ者にさるゝ上は、明日にも自分が此世を去らば、如何様口惜き事に成るべきも計られずと、聲を放つて歎かれしも實に道理とぞ聞えける。大炊頭も涙に暮、御傷敷は思へても、天下治亂の期は此時なりと分別し姫君に向ひ、一々御道理至極せり、此上は江戸表に馳歸り、御望の趣き私しの存慮を以て將軍家へ願ひ上べし、万一御承引なきに於ては、某しも覺悟を極め越前の士となり、姫君と一同安否を計り申すべし、此上は大炊が御右左申上る迄は、先穩便に入せらるべしとて、大炊頭は越前を立出て馬を逸めて歸りけり。

○將軍家台命に依評議

并執職の面々苦心

附秀忠公御行儀前代未聞

斯て江戸表にては、越前の騷動天下の治亂に關係なりと、君臣とも晝夜評議ありて、土井大炊頭が返事を今や遅しと待給ふ處へ、大炊頭越前より立歸り、即刻將軍家の御前へ出、御簾中の御憤懣も至極御道理に相聞え候により、此上に御宥の御決斷なくては、北越の變動大

事に及ばんも計られずと申上たり。秀忠公聞し召れ御氣色を變仰せられけるは、姫が憤はりと云は何を以て其如く相募るや、三家の使者をも國中へ入れず、又其方参りしに鬱憤を申したりとは不届至極と云べし、然るに其方道理あり杯とは如何なる故ぞと宣へば、大炊頭謹んで言上しけるは、此一件能々御遠慮遊ばし然るべし、天下の御政道とは申乍ら、姫君御道理と申す其故は、先年越前へ御入興の御沙汰ありし砌、遠國と云又無類の雪國なりと御聞遊ばし、姫君御難澁の由にて己に御縁も送させられまじと、我々危み奉つりし折柄、君駿府より移らせられ、越前家後榮御舊約の旨御内意を仰合められしに因、姫君には漸々御聞入遊ばし、御入興と相極り、私し御興添仰せ付られ、則ち御道中駿府へ御興寄奉つり、御對顔の上にて猶又東照宮御約束の御深慮は御前にて承知仕つり候、御意には御孫姫様御三家の中にも別して御秘藏の御姫様故、御當家の御物領筋越前家へ遣はさるゝなり、外の御兩人の御願ひは東照宮容易に御聞入は無けれども、此御姫様の事ならば日本六十餘州の中にて濟事は、何なりとも御叶へあるべし御夫婦の御中親睦く御男子御出生の後は一廉の御加増遣はさるべし、三家御兄方様より大小名の重んずる越前の家柄なりとて、殊の外御愛隣の御贈り物も進ぜら

れ、御男子ならば御祖父様の御跡式を進ぜらるべきに、御残念の旨上意にて、姫君様も御男敷越前へ御入興あらせられしなり、其後御加増必定と思し召處、大坂御陣の節も御約束の百萬石も進ぜられず、然れ共袖千代様御成長の後進ぜらるべしと思し召に、宰相様遠流御定法とあれば是非に及ばず、然れども御跡目は將軍家の御孫様なれば、よもや御相違はあるまじと思召込れたるに、思ひきや伊豫守殿へ相續仰出されたり、男子にても御大法とは申乍ら恨る心あるは人情なるに、況てや御女子の御心には御道理と恐れ乍ら存じ奉つる、是に因て御宿の御手當無時は北越の動亂眼前に相見候なりと、眉を擡めて申上ければ、秀忠公聞召、大炊が申處如何にも一應道理の様なれども、是迄は何れにも申聞さず、抑も越前家へ姫縁組せし極意は、父君御深慮ありての事なり、其仔細は、秀康公は岡崎三郎殿生害あらば家嫡と立らるゝ筈にて、當家の跡式は定りたる處に、父君思し召には秀康事文武兼備の大將たる器量に非ず迎、御明察を以て御跡式を遣されざる事、秀康卿生前の鬱憤大御普代の者は推量あるべし、扱忠直代に押移りて、大坂表の名譽と云は數萬の土庶人眼前に見し事にて争ふべき様もなし、然るに御約束の百萬石も遣はされざる故、越前主從遺恨の鬱憤を必定と、父君の

事に及ばんも計られずと申上たり。秀忠公聞し召れ御氣色を變仰せられけるは、姫が憤はり
 と云は何を以て其如く相募るや、三家の使者をも國中へ入れず、又其方参りしに鬱憤を申し
 たりとは不届至極と云べし、然るに其方道理あり杯とは如何なる故ぞと宣へば、大炊頭謹ん
 て言上しけるは、此一件能々御遠慮遊ばし然るべし、天下の御政道とは申乍ら、姫君御道理
 と申す其故は、先年越前へ御入興の御沙汰ありし砌、遠國と云又無類の雪國なりと御聞遊ば
 し、姫君御難澁の由にて已に御縁も遂させられまじと、我々危み奉つりし折柄、君駿府より
 移らせられ、越前家後榮御舊約の旨御内意を仰含められしに因、姫君には漸々御聞入遊ばし、
 御入興と相極り、私し御興添仰せ付られ、則ち御道中駿府へ御興寄奉つり、御對顔の上に
 て猶又東照宮御約束の御深慮は御前にて承知仕つり候、御意には御孫姫様御三家の中にも別
 して御秘藏の御姫様故、御當家の御惣領筋越前家へ遣はさるゝなり、外の御兩人の御願ひは
 東照宮容易に御聞入は無けれども、此御姫様の事ならば日本六十餘州の中にて濟事は、何な
 りとも御叶へあるべし御夫婦の御中親睦く御男子御出生の後は一廉の御加増遣はさるべし、
 三家御兄方様より大小名の重んずる越前の家柄なりとて、殊の外御愛憐の御贈り物も進ぜら

れ、御男子ならば御祖父様の御跡式を進ぜらるべきに、御殘念の旨上意にて、姫君様も御勇
 敷越前へ御入興あらせられしなり、其後御加増必定と思し召處、大坂御陣の節も御約束の百
 萬石も進ぜられず、然れ共杣千代様御成長の後進ぜらるべしと思し召に、宰相様遠流御定法
 とあれば是非に及ばず、然れども御跡目は將軍家の御孫様なれば、よもや御相違はあるまじ
 と思召込れたるに、思ひきや伊豫守殿へ相續仰出されたり、男子にても御大法とは申乍ら恨
 る心あるは人情なるに、況てや御女子の御心には御道理と恐れ乍ら存じ奉つる、是に因て御
 宥の御手當無時は北越の動亂眼前に相見候なりと、眉を蹙めて申上ければ、秀忠公聞召、大
 炊が申處如何にも一應道理の様なれども、是迄は何れにも申聞さず、抑も越前家へ姫線組せ
 し極意は、父君御深慮ありての事なり、其仔細は、秀康公は岡崎三郎殿生害あらば家嫡と立
 らるゝ筈にて、當家の跡式は定りたる處に、父君思し召には秀康事文武兼備の大將たる器量
 に非ず逆、御明察を以て御跡式を遣されざる事、秀康卿生前の鬱憤大概普代の者は推量あ
 るべし、扱忠直代に押移りて、大坂表の名譽と云は數萬の土庶人眼前に見し事にて争ふべき
 様もなし、然るに御約束の百萬石も遣はされざる故、越前主從遺恨の鬱憤を必定と、父君の

御心中行末の御氣遣ひと云は、中々言葉を以て述難し、因て姫を越前家へ嫁入と仰出されしなり、全體國元への嫁入は、自他門共に禁制たるを、嫡家御馳走との執成にて表向披露なせしが、實は姫才發の性質なれば、國元に差置るゝは、間者を入置に等しとの思し召故の縁組なり、斯る深き御賢慮は中々凡夫の及ぶ所に非ず、此度忠直の配流も伊豫守へ相續申付たるも、悉皆御遺戒の一ヶ條なり、此上は姫か憤怒兵馬の動亂有連も、姫が我儘の望み叶ふべからずと仰せられたり、誠に天下へ對し信を失ふ可らざるの御決定と各々感聽し奉つり、扱は北國の動亂遠からずと、老中方互ひに顔を見合せて太息を吐計りなり。此時酒井讚岐守座に在りしが、立乍ら大炊頭へ目配せありしかば御次へ立出、爰に於て何れも評議致しけるは、此上は如何すべき、御政様より御諫言あるべきか、御三方へ申上んかと評議區々なり、大炊頭遮つて申しけるは、兎角當家差詰たる大小の決斷は、權現様御在世より、天海僧正御助言ありて決定したる事多し、此儀も大僧正へ願ふ方然るべしとて、三人連判の内書を以て、登城有り度旨に上野へ申遣はしければ、天海は何事にて此坊主を引出す事にや、大納言殿御行跡に付、又教訓せよとの事かやと思ひながら登城ありけるに、老中より豫て告奉つりし

事なれば、大納言家光公御式服召せられ、御迎として御廊下の中程迄御定例の如く出られしに、僧正聲を懸、大樹の御用か年寄中の内意か知られども、登城せよと申越れたりしは、大納言殿不正の御行跡ありて、此坊主に六ヶ敷事、仰らるゝかと道すがら、氣遣ひく参りたりと言けるを、春日の局いや少しも然様の御事にては御座なく、何やらん此間御内々御評議の決せざる事出来候由、然様の筋にて御迎の参りたらんと言も終らざるに、大僧正は苦笑ひして、密々咄しに善事は少しもなし、扱も長生して迷惑なり、疾く權現様の御側へ参り、御物語り致し度と春日の局と語り乍ら、秀忠公の御前へ罷り出られしに、公にも例の如く御禮服召れ御對面あり、年寄中も尊敬の禮式ありて御次へ退去けり。實に先代より御歸依と云若君様御師匠と云、御會釋も亦格別にて天下一人の御格とぞ見えにけり。

○執職中内意天海大僧正登城
 并天海越前家御取合せ君臣感聽
 附越前家嫡家御執立姫君本望

扱も將軍家の御式代は、家康公御在世より當御代に至り、少しも替る事なき御尊敬一通り御挨拶済みて、天海師は年寄中何れも是へと申しけるに、段々立出平伏の式嚴重なり。時に天海師、何事ありて各々連状を差越れしや、疾く承知はり度と申しけるに、執職中一決の相談と云中にも、心安きは酒井雅樂頭なりしかば、同職の發言を待たず雅樂頭申出すは、今日御登城を願ふたるは餘の儀にあらざ、定めて此間より御聞及びもあるべし、越前家の一件に付姫君以ての外御憤怒強く、是天下の大事にも及ぶべき事にて、君臣内評議區々なる中にも、公にも權現様立置る、所の大規矩の御定法を御守りなされ、御決定の思召御道理至極には存じ奉つり候へ共、御子たる姫君の御憤怒も又差詰たる事、下臣の身として評定落着し難し、因て御助言を希がひ候と申しける。天海聞て、雅樂頭殿然様計り云ては縁記が解けず、是は察する處君臣解難き謎と見えたり、御前より仰聞らるべし、近年老耄致し先年の如く邪正是非勿々分り難きは、我身ながらも呆れる計りなり、當年にて百歳の上になる坊主乍ら、天然唐土は知らず、凡日本國中の古事來歴は随分能覺え、其上國家の安危天下の治亂も、戰國の眞最中國郡を経歴して目利の分、凡此坊主本阿彌と同事、扱此權現様御在世にも御決定の御

相手に成りたる疾々仰聞られよと申上る。將軍莞爾と笑はせられ、評定に僧正の列座は、日本國中古老の輩、残らず集聚たるよりは確然に存するなり、助言を承知るも是家光が政道の後學にも相成申すべし、今度越前宰相の一件判決せしむる處、亂心の跡目立難き事は士民共存じたる定法にて候へば、其分に差置難く、甥と云々と云忠直なれ共、豊後へ流人と申す事將軍家の利腕を折らるゝ如く残念なり、殊に柚千代成長の後は、祖父たる秀忠何計りか恨みん、是も迷惑言語に逃難し、然れ共當家大規矩の定法なれば是非に及ばず、然ども亡兄秀康卿へ對し、孝禮信義を怠らざる證に、伊豫守方へ相續申付るも、徳川嫡家の筋目を正し候と、先祖への追孝と存する所に、姫以ての外憤怒を含み、實子柚千代在るからは叔父たる伊豫守方へ跡式渡すまじと申募る故、己に北越の動亂近きにあらん、只今迄惘然に存じたる恩愛も却つて憎ふなる道理、誠に悪縁を結びたる親子の因縁、前生の事迄思ひ出られて口惜き事限なし、賢察あるべし、僧正にも斯る譯と聞れし上は、姫が方へ異見教訓の助言はあるまじと存するなりと、差詰たる御意を聞て天海師高々と嘲笑ひ、年寄中只今大樹の御意を承知、先以て安堵したり、他門の大名と將軍家の葛藤はある時は、勿々一應の助言にては決し難けれ

ども、甥は猶子の如しと云り、甥は殊に子分の事なれば氣遣ひはあるまじ、扱も例の御菓子
の出ざるは如何、局々と御催促あるに、早速春日の局持参して進せける。天海師厭迄御菓子
を食し御茶を請二腹吞て後、此一件は大納言殿に申上ん、局御休息くと差圖ある故、家光
公の御別殿に入せらる、大僧正は春日の局へ聲を懸、局覗くまじ、立聞は無用なりと聲を懸
扱申上げるは、此一件眞直の折中は、御普代の面々も申上難きは知れたる事なり、因て只今
拙僧の申出る趣きは、定めし將軍家の御氣には適ふまじとは存じ候へども、天海は然らば是
非に及ばずと濟しは仕らず、日光迄は遙々なれば、楓山へ御供致し御靈前にて始終の助言屹
度申上、不忍の池へ入水して相果るも、將軍の御覺悟次第、極意は斯の如しと思し召御聞あ
るべし、抑々越前前門秀康殿は、岡崎殿御生害ありし後は、御當家へ御跡目は申すに及ばず
知れたる家系なり、然るに今將軍家の御家督と相成りしは、一度太閤の養子と成給ひ、其後
又關東結城の名跡を相續ありし故なりと、士民の取沙汰は權現様御深心を知らず、天下の治
亂を辨へざるが故なり、只今此坊主が冥慮を曝して申出す、其御憎しみの冥罰は此坊主が蒙
るべし、萬民の安危申出さざる時は、御政道の利害損益分明ならざる故なり。

○御城中花見天海僧正御招待

并士井大炊頭證人にて僧正御物語

鏡は精明なるを以て美惡自から腹し、術は平かにして私なく輕重自から得、然れば徳川
二代將軍秀忠公は、徳厚の君にして能東照宮の業を襲、臣下には井伊本多源井柳原を始め、
板倉土井其他名士多く、又師傳に天海大僧正大久保彦左衛門の智勇あつて、國家の大事を補
翼す、仍て徳川氏の天下は實に萬代不易と見えたりけり。時に寛永元年三月上旬、御城中
廣庭には樹林青々として嫩芽を發し、櫻花は爛熳と咲亂れ、春色遍ねかりしと雖も、當時
越前家の事に付、殿中に於て晝夜御評議あり、宰相忠直卿は將軍家の御君なれども、天下
の法は曲難しとて、愈々配流と定まりし上は、將軍家の御心中無一方ならざる御愁傷と、役
人中も察し奉つる、故に例年の如く御花見の伺ひも無りし所、一日將軍家仰出されけるは、
毎年例によりて花見の宴を催し來りしに、近來越前家の事に取紛れ、今年に限り催しなきは
宜しからず、因て今年も花見を催すべし、其趣向は先西丸の大納言を亭主と定め、師僧天海

を正客とし、予は取持役を心得、相伴には土井大炊頭罷出へしとありければ、各々是は當時の御鬱散に至極宜しかるべし、又當日の御心配り感じ奉つるとて、夫より早速夫々へ相達し其用意に懸りしかば、頓て御支度調ひ、青山伯耆守を御使ひとして上野へ遣はされける。斯て伯耆守は上野に到り、天海僧正に對面の上申しけるは、若君家光公明日は例年の通り花見の催し致さるゝに付、御入來あるべしとの仰なりと逃ければ、天海僧正も大に悦び給ひ、御使ひの趣き忝じけなく、明日は樂しみ早天より罷出べく間、朝御膳より頂戴致し度との御答に、伯耆守は早々立歸り、老中同列へ斯と告れば皆々打笑ひ、傳教弘法など大内に參内ありし時は、朝飯より出しにや、然とは鉢開け同然の僧正なりと戯れ合、伯耆守は將軍家の御前へ出右の通り御前に達しける處、將軍家も大いに御喜悅在せられ、扱は僧正も満足の心と見えたり、随分饗應に念入べしとの上意に、伯耆守委細長まり奉つるとて退きける。其後堀田加賀守を召され、西丸へ御使として遣はされ、大納言には何時も朝寢なれども、明朝だけは例よりも早く起出、天海入城の節出迎ひ致し然るべし、寢覺の顔を見られ、天海不興ありては不馳走なり、度々はなき事なれば此段吳々申せと、殘る所なき御心添なり、是は家康公御

在世の頃より、師弟の禮を以て御取扱ひ遊ばされ、酒杯燕など御前にてありし節は、將軍家を始め殊の外御尊敬ありし故なり。斯て三月八日卯の下一刻頃、天海僧正只今御登城と、遠見の者より注進ありしに、大納言殿にも御出迎あり、程もなく僧正登城されしが、例も御着衣は粗服なれども、就中此日は白木綿の縮入に麻の黒衣を着され、平僧にしても不似合なる鹿服の上、藁草履を履れ藁藁の杖を突歩行にて參られければ、各々不審に思ひ、其段將軍家へ申上しに、將軍御笑ひあつて其は花見に一興を催ほされしなるべし、此方も其旨趣に隨ふべしと、御衣装召替られ御袴ばかりにて出られて、堀田加賀守を召され、家光には予が着替せし事をば定めて知るまじ、因て早々通ずべしとの上意を蒙り、加賀守は西の丸へ馳行斯と申上ければ、大納言家光公は御亭主役ゆゑ、態々花麗なる御小袖を召せられし處、將軍家より御通知により直ちに常の御小袖に召替られたり。斯御遠慮あるは東照宮御在世中の御行跡を引れて、毎々天海僧正御教訓ありし故なり。扱夫より僧正を西の丸へ招じ、家光公の御相伴にて朝御膳を進められ、御兩所の御膳据りしが、天海御箸を却えられ、大炊御相伴くと辭を懸けられけるに、土井大炊頭は是を伺はれ、今日は格別の御馳走役を某しに仰付られ、

且御本丸よりも萬事念入御馳走仕つるべき旨、上意を察り候に付、何れ後刻は御相伴仕まつり候へ共、只今の御相伴は御免下さるべしと辭しけれども、天海御承引なく、否々家康公御在世にも大炊頭は度々御相伴せし事なれば、是非く相伴致すべし、又今日も御花見の席にて、種々物語りある時は聞人の證人に大炊を捕へねばならず、御膳くくと催促され、兎角箸を取給はされば、御配膳の面々も案外の事なれば大に心配なし、急ぎ調へしと雖、俄の事につき以ての外延引に及びしとかや。豫てより御催しありし御花見にすら、大炊頭一人不意の御相伴を仰せ付らるれば、斯遅々に及びし事如何なる仔細と云に、東照宮御代より格別平常の御儉約を專一として、諸役人は守りしを以て、御客前の御膳部は漸々三人前宛調へ置しゆゑ、御上客の分に餘計なく、取扱ふ者ども大いに當惑せしとなり。然るに僧正何分箸を取給はず、大炊頭の膳を御催促ありしに難儀なし、將軍家へ差上る所の御膳を以て、漸々間を合せしと云。是ぞ誠に東照宮定め置給ひし事は、下々の役人迄も大切に守りし段、天下を知る公の美事にして、徳川家平日の質素知るべきなり。諸も天海僧正御歳を召れしより、近年食後には極めて睡眠の癖付れしかば、朝御膳終りて後枕々と乞れしゆゑ、小性衆駿河以來手

編の籠枕を持參なすを、取て緩々と眠りにつかれ、剋息雷の如くに醒えしかば、將軍家にも暫時御見合居給ひしが、頓て僧正目を覺されしを以て、早速御本丸へ斯と通せられしにより將軍家も時を移さず西丸へ入御在ませしかば、御茶菓子などを取添て差出され、四方山の御話し最中、僧正不圖物語らるゝは、往古より上位たる甲乙の官人、或ひは大小名より士庶人の末々に至る迄、子孫の繁昌を願はずと云ものなけれども、各々自身の事にして國家を思ふ輩らなし、然るに、天下泰平万民安堵なさしめん爲に千辛万苦爲給ひ、慈悲恩愛を忘れ給はざる大將は東照宮ばかりなり、然れ共其御深志を、此座の君臣ともに此坊主程は知り給ふまじ、就ては今日御花見とて御請待に預りしこそ幸ひなれ、御恩澤を忘れざる爲に御譚致すべし、因て何れも方御聽問あつて然るべしと仰せらるゝに、將軍家御座を退つて御手を下られしにより、御前伺候の面々平伏して拜聽する。時に天海僧正靜に語り出されしは、先以て岡崎三郎殿御生害の實事は、大樹公を始め奉つり、何れも委細御合點はあるまじとの言葉を御聞あつて、將軍家領首せ給ひ、御推察の通り其儀未だ承まはらず、但し其處に父君の御深志も是有り、子孫の輩ら拜聽なし、覺悟にも成るべき子細有らば御聞せ下さるべしと御挨拶あり

りしに、僧正欣然たる顔色にて、至極の思し召に候、然らば語り申すべし、抑々遠參の二國未だ全く徳川公の御領國と成るべき様も見えざる頃、織田信長の威勢盛にて、御家と合鉢せられながら、東照宮は御家を興さん御深志有りしに、信長も徳川家を翼として、天下の大權を掌握せんとの心底なりし故、岡崎三郎殿を烏帽子として信の一字を贈り、御父君の康の一字を取、双方を合して信康と號し、猶々御縁を厚くせん爲に、信長より奥方を迎へられ、御父君の間柄と成至極の事なれども只迷惑と云ふは、世間に無類の悪女を押付ての縁組なり、然れども三郎殿は、至つて小性好なるが故に、敢て是を迷惑とせられず、其頃岡崎譜代の御家中に美少年もなきにより、處々御尋れの折柄、士農工商の隔なく松坂踊り流行なし、是を御覽に入れんと踊り廻りしが、一日岡崎家中へも、郷村より踊の群戯れ來懸りし由を、三郎殿聞し召、北の方を御誘引にて櫓より御見物ありし處、御領内永井村の庄屋長田平右衛門が子傳八と云し者、音頭を取て踊りけるに、其聲の美音さと云容貌の閑雅なる事、田舎濱には稀なる美少年なりしかば、北の方は殊の外稱美ありて、渠を召出されよと頻りに勧められしに、三郎殿は叮嚀の御方なれば、濱松へ御伺ひありて後召出されしが、其後北の方より度々

躍の所望ありしに、三郎殿思慮さるゝに、彼の傳八なる者は若年と云殊に美男なれば、此所望を許しなば如何なる珍事を引起さんも計られず、且此事信長公へ聞えなば大に輕蔑れんとて御許しなかりしかば、北の方は如何にも思ひ餘り、強面成れ方と心に怒り給ひし折節、甲州より盲人來り、三郎殿の御寶母築山殿へ懇意に立入しを、讒口の種として北の方より信長へ密告に、三郎殿は武田四郎勝頼と心を合せ、遠參の兩國を奪ひ取、自立の企てありと讒言されしか、信長は實と思ひ大に怒られ、早速酒井左衛門尉を呼寄て、岡崎三郎殿に我々が御なれども其分に差置難し、因て詰腹切すべし、又家康殿は我子の斯舉動を傍觀しながら其儀に及ばざるは曩に合體の約を結びしも皆偽言と見えたり、敵味方の虚實此一事に顯はれしと、憤怒の餘りに云れしを、左衛門尉立歸りて斯と申上たりければ、東照宮も大に驚かれ如河に時を得し信長の申條なればとて、信康に無實の切腹をさするも不便なりと、血の如き涙を流し仰せられしを、左衛門諫め奉つり、三郎殿に無實の科を負せ、御切腹を勧め奉つるは御痛しき次第に候へども、此段御承引なき時は、横紙破りの信長なれば、必ず大軍を以て相迫り申べく、然すれば遠三兩國は、日を経ずして修羅の巷とならんと、鏡に掛けて見るが如

し、然る時は豫ての御企望も水の泡と成申すべし、因て此所篤と御賢慮願はしく候と種々に諫め奉つり、終に三郎殿を御生書させられしにより、其御當分は是を苦になし明暮御落涙あり、御食事も進み給はざるを、信長敏くも是を聞て、家康公の御誠心を感じ給ひ、夫より一層親密を増、駿河國より遠州三州と漸次に御手に入、追々御領國廣くなり終に天下の大權を掌握されしは、全く御子一人を捨給ひし故なり。然れば御跡の御相繼は、極めて秀康卿と見えし處に、秀康君は猛勇英武にして、戰國に相應なれども平天下の器量に非らず、當君は寛仁大度にして御孝心深く、平天下の器量に適へりとして御世嗣に立られ、二代將軍と成らせ給ひしが、實に東照宮は尋常の思し召に御座なくと、御物譚の中に御休息の御茶をと、春日の局心付て持参しければ、御快よく茶を召上られたり。其間に將軍家を始め奉つり、各々少し頭を上臈の痿れを直しけり。僧正は御茶喫し召れし後高笑ひ致され、面白き花見中に那坊主が咄しにて氣が閉たりと、君臣の沙汰有らんも迷惑なれば、是より少し衆道咄しを致すべし我國に於て昔年より、戰國の大將名高き中にも、質素儉約たりし武田信玄は小性を好、又勇猛英武の上杉謙信も小性を好みたり、大將方の小性好には意味ある事よ、敵味方入亂れての

戦ひ最中は申すに及ばず、若敗走して負軍の退口に、味方の騎士歩行武者散々に落矢し節たりとも、小性のみは日頃の恩愛により大將の傍に在て身命を顧みず戦ひ、大將手を負は肩に掛て立退き、或ひは大將自分剛勇の敵と戦ひ危ふく見えし時は、身を楯になすか相討に打留るかなど、種々の働きをなし、須臾も傍らを離るゝ事なし、爰を以て如何なる名將たり共、陣中には必らず一二人づゝの小性を愛せらるゝは此益ある故なり、其中にも殊更成長して後に無類の人物は、上杉にて河田豊前守、御當家にては本多中五(後平八郎忠勝又中務大輔と云)又三河侍ひの悪言に、徳川の白鼠と稱へし榊原小平太(後式部大輔康政と云)井伊万千代(後兵部大輔直政と云)此三人は何れも利發なる生質にて、既に關白秀吉公北條攻に利運の後、家康公との御約束は、北條を討亡しなば其欠國關東の八州を與へんとの證文まで渡し置れながら、北條滅亡の後一向に其沙汰もなきは、日本國の大小名が遠慮せし程の家康公へ、武邊の國八州を與へられては後日の憂ひなりと思ひ直し、己に約定を破られんとせし處を、万千代一命を擲ち御暇乞の盃盞迄致し、秀吉公に直談の上、兼て約定の如く北條の欠國關東八州と、駿遠三三州と交換の催促致せしかば、秀吉公も止を得ずして是を許され給ひしによ

り、關東に御國替り將軍職草創の根元となり、其外本多榊原等も忠節算へ難く、大望の成就せしも全く小性共三人の精力にふるゆゑなり。既に徳川の三傑とも云、又是に酒井左衛門尉を加へて四天王とも稱したり、又秀吉公万千代の論に負けられ、御當家へ關東八州を興へられし時、此關白も井伊の小僧には恐ろしき目に逢ひたりと宣ひしとぞ、然るに小性上りの井伊本多榊原などは御氣に入申まじきか、大平の御代にも同じ事なるに、斯女計りを御寵愛は御毒にして益少し、其所以は譬へば女色は魚類の料理にして、男色は精進料理なり、魚類は食して味ひ好と雖も食滞の憂多し、精進料理は味ひ少しと雖も食滞の愁ひ少し、因て此坊主も精進料理が賞美なれと、自身も御笑ひありしかば、其座の君臣共其時はどつと大笑ひにぞ成りにける。

○大樹公致仕の儀天海仰せ上られ常眞御執合せを
天海叱り給ふ
并將軍家天海が眞言を御納得

扱も御花見と云乍ら、御上賓たる天海僧正御下戸故に御酒宴もなく、御好物の御菓子種々出て、御側廻りへも之を下され、御物語りの息繼には御茶を喫し召れ、永き春の日と雖も御退屈もなく、種々の御物語りに時移り、早黄昏にもなりぬれば、夕御膳の時刻も其延引に及びしとかや。(斯夕御膳延引に及ぶ時、常なれば御催促有りしと雖も、今日は夥多敷御菓子召食り、御茶を飲續けられしにより、御腹中充満て食事を御好みの氣色なき故なり、然れども將軍家より、夕御膳の御沙汰も出るかくと各々待請奉つりしに、曾て御意の出ざるは秀忠公には常々東照宮の御事と申せば、御一心に御聽聞あらるゝにより、其御在世に斯の如き事もありしかと、僧正の御物語の外一向に餘念なく御聞有りし故にして、先前より今に至り、其御孝心深き事前代未聞たり、東照宮も秀忠公の御噂ありて、日本の大舜と云は秀忠なりと、御稱美ありしも理りなりと各々感じ奉つりぬ、依て夕御膳の伺ひ何れも遠慮して猶豫しけるが、家光公より御膳を御催促に付、御程合を見計らひ春日局罷り出、最早夕御膳の時刻も過ぎ申し候、如何なる智識の御方にても、御腹が空ては御談議出来候まじと戯れながら伺ひければ、天海僧正御笑ひ成されて、此坊主が腹は此方より宛行次第なり、然ながら御膳

の時分は過申すべしと疾氣は付たれども、大納言殿も少しは空腹目を成さるも御爲なりと、話に紛らし時刻を過せしなり、太平の今は食事も時分に喰るゝが、先年戦國の最中は如何な
こと、朝夕の食事を其時刻に喰らるる事、勿々思ひも寄らざる儀にて、東照宮御若年より御
中年に及ぶまでも、愛目辛き目空腹目にお逢成され、千辛万苦の御難儀なされしなり、因て
孫の御身なれば、態と一度位の食事は延引しても宜しかるべきなり、然りながら今日は大納
言殿、近年無類の御難儀、周率々御膳をと仰せらるるを、待兼て御膳を差出し夫々に据けれ
ば、僧正を始め將軍家及び家光公も御相伴にて御食事を参らせられ、御酒は御無川御茶く
と仰せられ、御食事終つて後僧正は最早何時に候ぞと御尋ぬに付、御傍の者御時計は六時に
三分程前の由申上る、僧正御笑ひなされ、是はノ上戸の酒を過せし時は、用事を忘却るも
理りかな、某しは餘りの長物語に肝心の大事を忘れたりとて、詞を改められ將軍家に向ひ、
只今申上し事ども御心に應じ申間敷か、御當家の盛衰を苦に仕つる此天海故、憚りながら申
上候は、東照宮御一生の御苦心と違ひ、御前には奇代の御果報と申すべし、其以所は武將の
姫君方の 御入内は、古今其例稀なり、然るに和子姫 御入内あり、其上間もなく早御懷妊

と承まはりたり、然れば君は 天子御外戚の祖父君たれば、極官の御吉事は申上るに及ばず
此世有らん限り將軍家の御威光は此上もなき事共なり、爰を能開し召分らるべし、亢龍の悔
みと申す事は下々には少なし、却つて上々の御身にある事にして、既に當春御一門の越前幸
相殿を配流されしは、全く天は盈るを缺く、不足は三才の大道たり、凡人は足る事を知らず
止むる所の辨へなし、天下一人たる御身には、常に天の照覽を御勘辨あるが未然の御憤みな
り、異國本朝とも、草創より三代目が大事にて候、因て早く將軍の當職を若君に御譲在まし
て御隠居あるべし、尤も宰相元戎の職は、私に退讓は成難し、致仕の願状を以て禁裏へ奏
せらるべし、然る時は元來大權の歸したる御當家の事なれば、將軍職の宣旨必ず若君へ下し
賜らん事相違なしと、事を譯理を盡して諫められしかば、一座の面々顔見合せて、御權職御
辭退の儀、未だ御齡盛なる秀忠君に向ひ奉つり、斯の如くの直言を誰か申上べきとて、各
々將軍家の思し召如何と、手に汗を握りて扣えたり。然るに今日御夜詰の御伽衆の中に、織
田常眞は夕御膳の節、臨時に召れし故に登城ありしが、内大臣の前官と云殊に家柄なれば、
大小名も重々敷式禮し、將軍も隠居御會釋にて、御家人達とは席も違ひ、先刻より僧正の御

物語りを熱々と聞て居られしが、御取合せの心にや頓て詞を發し、僧正の言上を承まはるに
一應道理ながら、將軍職致仕の儀は未だ早かるべく候、征夷將軍の隠居と申儀は、古へより
曾て是無く、其上御前には最早半白の御齡にてもあらば兎も角も、未だく御盛んの御齡ひ
なれば、此後六十の御賀を祝はせられて後の御事然るべきなりと云も終らぬに、天海阿々と
笑ひ給ひ、眞叟は老耄と見えたり、此天海は當年百六歳に成りし事を忘れ申さず、別して信
玄謙信 兩大將の合戦の儀を、大小名より聞に越されしを、天海覺え得て書付にして遣はせ
しを、證據文となせし由承まはり及びしなり、半白にも及ばずして將軍職御辭退は早からん
との執成、老年をしての追従、又征夷將軍の隠居は其例なしとの儀如何なり、源氏の御先祖
多田滿仲は、日本武士の棟梁と勅許ありし經基より二代目たりしが、三代目を大切に思し召
頼光に武將を譲りて、多田の家を流に隠居あり、常眞の御兄總見院殿も、嫡子信忠に世を渡
し早く隠居あれば、明智にも殺され給はざりしものを、凡此天海が申せし事に善惡の批判あ
らんは、東照宮の再來あらば格別、當代の人に覺えは無しと、憤然たる御相貌白眼精の光有
りて、鼻高へ頰赤く白髪は針を植しに異ならず、偏に大天狗の再來かと疑ふ程の恐ろしさに、

思はず、御傍の者ども恐怖して俯伏になりしが、又恐るく頭を上ながら、見上る時に將軍
家莞爾と笑はせ給ひ、僧正が今日の御異見は、父東照宮只今御再來あつて御異見下さるゝと
存じ、一々承まはり届候と仰らるゝに、天海僧正忽地欣然として、中啓を疊に付御手を突れ
て、徳川の御家長久、御子孫繁榮の御覺悟愛度く、疾く御杯盡くと仰せられ、御杯盡を
改めて將軍家より大僧正と御杯盡式あり、僧正大納言殿へ此杯盡を進上仕つるべし、三代將
軍の宣下、程なく御吉事の御安堵杯盡と言れながら、天海が杯盡を家光公に進せられしかば、
家光公御請取あつて速かに召上られ御扣えありしに、僧正は御前に向ひて、此御盃盡は大納
言殿御納め然るべし、大炊く祝言くとの御聲に連て、土井大炊頭高聲に（神と君との道
直に）と諍ひ出しかば、相詰し面々一同に後を附て高砂の切を諍ひ、御杯盡は御納めになり
しかば、天海僧正悦喜限りなく、扱々不思議の御吉事顯はれたり、權現様將軍宣下の勅詔を
蒙ふらせられし節、御杯盡式の半途、此坊主叡山より罷り下り御座敷に出しが、其時御納盃
の祝言に、高砂の切を諍ひ出せしを覺えあり、又今日は將軍職御辭退の御諫め申上し處、若
君に三代將軍の宣下滞ほりなく、勅詔を請させ給はん前表なり、扱もく目出度くと云つ

御挨拶あつて、徐くと御退出ありしが、春の日の永きも僧正の談議にて全く暮れたり、何れも笑ひ戯れしが、將軍家にも最御機嫌能、御本丸へ還御に相成り、其後天海僧正の申上られし如く、將軍職御辭退の儀京都へ奏上に及ばれしかば朝廷に於て甚く惜ませられしかども、再應奏聞ありしにより朝廷にても止を得させられず、其旨御許容に相成、則ち家光公へ征夷大將軍の宣下あり、家光公を徳川三代將軍と申奉つり、古今に秀でし英邁の公に渡らせられしなり。

○從前の高家衆を廢し更に高家衆を置く

夫慶長の末より、諸侯の中にも將軍家に於て高家衆と稱し、御客席なりしは

- 喜連川右兵衛督國朝
 - 織田前内大臣常眞
 - 加賀中納言利常
 - 仙臺中納言政宗
 - 薩摩中納言家久
 - 上杉中納言景勝
 - 毛利宰相秀元
 - 佐竹中將義宣
 - 東條宮内卿法印
- 右の家々は、將軍家にも格別懇勲に御會釋ありし故、何時となく人々高家衆くと云習は

しけるが、先日御花見の席にて、織田常眞更御取合せ申せしを、天海大僧正以ての外に叱り給ひしにより、常眞も樽陶の景色にて退出ありしを、將軍家も笑止に思し召と雖も、天海の事なれば別して何の御沙汰もなかりしに、執職中内評ありて、何分にも高家衆の事なれば、左も右も上野より一應挨拶の使僧を進められ然るべしと一決せしゆゑ、酒井雅樂頭は別して天海師と懇意の事なるにより、態々推參なし對面の上、四方山の物語りせし末右の咄しに及びければ、僧正高々と笑ひ給ひ、雅樂頭お手前などこそ長阿彌様の御子孫にて高家衆なれ共、往々其名に背きし人あり、因て機もあらば將軍家に氣を付申して高家と稱ふる事止にせんと思ひしが、機好も無く打過し處、此間御花見の節、入らざる織田常眞が差出しにより、是幸ひと云込て高家の鼻を歴ぎしは、將軍家の爲なるを何れも夫と存せざる故に、此天海方より云譯せよと云ぬ計りの内意立、天下の執權として歴々顔ばかり揃へ、斯る大切の利害を辨へざるとは倉忽なる次第なり、今頃の高家くと云囉す家々は、少しも油断なり難き門閥なり、然るを高家くと尊敬せしは、馬鹿く敷事と云べし、向後は當時の高家衆と云を止て、公家の次三男厄介等の中を召出されて、高家衆に立置るゝ時は、自と禁中の御内情も分り、又

關東の事情も通じ公武御合體の基にして、將軍家より大内に間者を入置も同じ事なり、是は足利三代將軍義滿公の治世に、細川武藏守頼元が才覺にて斯なせしを以て、公家共が隠謀を巧む事出来ざりしとぞ、大概是の如くなれば、何れも能々心を付て天下の執事を致されべしと、誠に古今を洞察せし大智識の一言に、左衛門尉も大いに感伏して立歸り其旨演舌なしかれば、執職の面々何れも心服して、天海より内聽の如く大身の高家を相隨、更に公家衆の次、男厄介の中より、相應の者を召出されて高家とし、足利時代公方の眼進衆と呼びし如くなされたり、近代武家の中にも由緒格別なるは、高家の列に加へ給ひしとなん、此事は彦左衛門も豫て將軍へ内々言上せし事ありと云ふ。

○禁裏御慶賀

并年號改元

然程に寛永の改元は、禁裏皇女御降誕の慶賀と流言せしが然にあらず、抑々改元の仔細は甲子より癸亥迄、六十圖の一巡終る時は必ず甲子の年に至り、改元ある事古今定例なり、或

は帝王御即位の年、又は凶年打續きければ、是天地不和たる故改元ある事もあり、是亦和漢の舊規たり、然れ共此度は其儀にあらず、皇女御降誕故なりと流言せしは、全く將軍家へ御馳走の淵底と知られたり、因て寛永元年と改まるは、誠に將軍家の御威勢百倍の御果報と、世擧つて祝せしとぞ、時に關東へ御内勅下りしは皇孫の祝對として、源左府上洛あるべき旨の教慮たりと、二月上旬再度勅諭を下されしかば教慮に應じ奉つべくとの勅答ある、重ねて又御内勅下り、前將軍新將軍俱に上洛あるべし、其節添けなくも、二條の城へ行幸あるべき旨仰出されしかば、將軍家長まり奉つられ、應勅の趣き申上られける。斯て京都所司代板倉周防守方へ申遣はさる趣きは、此度二條の城へ行幸在せらる旨仰出されしに就ては、舊規を以て二條の城普請の儀御沙汰あるべき筈に付、其旨相心得萬事然るべく取計ふべしとありければ周防守方より昵懇の公家衆へ問合されける。斯て公家衆も一同集り評議されしに何分にも、亂世の舊規は用ひ難し、天下太平一統の御世に御幸ありし舊例に任すべし、殊に家康在世より儉約を專一と取計らひし故、公家の困窮一方ならず、然るに二代將軍にも改めず、父同様の取扱ひなれば、各々難儀云ばかりなしと雖も力及ばず打過たり、此度こそ將

軍家の藏より金銀を取出し、久國を延べしと一決して、豐臣太閤在世に聚樂へ行幸の儀式、そ目出度御代の例しなれば、其儀式にて然るべしと板倉方へ返答に及べたり。此周防守は將軍家御鑒定を以て、京都所司代畿内中國兩海道九州迄の大小事を、逐一關東へ伺はず、自分器用を以て執裁斷べき旨委任ありて、父伊賀守後役を周防守へ仰付られし程の者なれば、公家衆よりの申越に従ひ、豐臣殿下在世に聚樂へ行幸の例の如く、其身一存を以て事を決したるは、發明秀才の人と云べし、扱公家衆は、文祿行幸の舊記を出し、彼是と申立らるゝにより、毎度問合せの往來限りなく、晝夜とも以ての外取込、其都度々々應旁々夥多手數も相應り、失費殊の外多かりしを、周防守先々是を防ぐべしと、三百兩を上を目録とし、百兩を下となし、悉皆公家へ配り、關東より到着に付先目録を進じ置候、此度各々方御心添の段將軍家にも御喜悅に候行幸相濟候はゞ、一同に御渡し申すべく、先々目録仰受領候へと申送り、夫々へ配りけるに、何れも大に悦び是より我もくと舊記を持參し御所遣營を聞合せに及ばず出來したりけり。

其頃迄は白銀一枚より百枚迄の目録取遣是あり、何れも兩と云事なかりし故、公家の人々

金百兩二百兩と了簡せし儘殊の外悦び、此度關東より遣はされし金子、年來の困窮を凌がんと、内證の仕送りせし洛中の町人ども迄、喜悅して用金を出し、關東より金上りなば板倉方より請取事と、手に握りたる心地しける所に、此度行幸濟で後、周防守方より先達て進じ置候目録、持參ありて金請取べしと觸を廻しければ、公家の人々驚破と雜掌に件々の目録を渡し、金子受取に遣はしける所に、白銀百兩二百兩づゝ相渡しければ、公家の方々目算以ての外齟齬けれども、目録に金銀の別ちなかりしかば、今更符る事もならず、公家を始め仕送りし町人ども迄思ひに外れけるは板倉が頓智なりとかや。

因て寛永元年四月中より行幸の爲普請相成し二條の城は、前の殿宇を破毀棄禁裏の如く新規御造營の結構人目を驚かす光景なり。寛永二年初秋迄に全く成就しければ、關東の思召も土民の沙汰にも行幸神速なるべしと上下流言して、遠國よりも行幸拜見の願ひ多くありしかば、手早く登り逗留する輩らも夥多く待奉つりに上一人の動靜は輕き事にあらずと、安倍家をして時日月の吉凶を選考させられける。關東にても兩將軍家上洛、是又容易の事に非ず、因て御日取等御撰みの所、早其年も暮て、明くれば寛永三年と改まり、正月中は太内

にても行幸打續き、二月三月は月柄悪くと、陰陽頭奏しける故、夏の始め行幸と概略定まりし所、四月上旬より大旱魃、其上近代記録にも見えざる程の天變にて、夏の始めより八月に至る迄雨一滴も降らず、洛中井戸の水涸き盡、加茂川の流れも細涸しを、老若争ひ汲て貴賤共に終日手水を使ふ事を禁ぜらる程の旱魃なりしかば行幸の御沙汰も一時は止たりしが、八月中旬より雨降出し世上靜に成りければ、九月六日の行幸と極りし事こそ目出度かりける次第なれ。

○前將軍上洛に付道普請

扱も新將軍は、六月中御上洛ありて、萬事嚴重に仰付られ、別して東海道は前將軍家通御と相定まりし上は、街道の普請大切に心懸候へと仰渡されければ、領主何れも畏まり奉つり、往還の道普請夥多く峻なるを平垣になし、低下を高くし、夜を日に次で精力を勵ましけり。斯て新將軍家は、一先御下向あつて、前將軍家御上洛の様子を伺はれ、西の丸附御供の御家人へ、路用御手常等下され、其外御本丸よりも夥多しく御供仰付られけれども、悉皆く

西丸へは沙汰仕つるまじくと仰付置れしは、御父秀忠公の御氣質稔便の御性操なる事御存じ故、御心に障りては宜しからずとの御存心なり。君は當時將軍職の御身なれば、御普代の中に歴々の大名も大きにより、此度の儀御使又は御名代にて、關東へ御伺ひあらん所を、百二十里の旅路少しも御苦勞の御景色もなく、輕々と御旅行遊ばされては餘り勿體なしと、昵近の面々諫め奉つりければ、家光公には御快然たる御氣色にて、何れも申所予への挨拶一通りにして、冥加を考へざる申分なり、既に前將軍家御在職の節、祖父君への御仕向御念入らる事、餘り御叮嚀過ると何れも沙汰せしとの事なり、扱こそ其冥加御陰徳陽報と云如く、源家に未だ例なき、勅諭下りて、伯母君入内ありし間もなく皇女降誕在まして、天下萬民悦ぶ聲は天神地祇も感應あつて、當家の長久子孫の繁榮、是皆御父君神君への御孝行、早くも報ふ御果報なり、家光などは父君の御威光を以て、若年ながら大臣の高官に任ぜられ、剩さへ征夷大將軍の宣下争か自己に適ふべき、切て東西南北を奔走して、御機嫌伺ひ奉つるが切ての孝道と上意にて、御道中も毎日四五里づゝ御草鞋を召され、御歩行の體を見聞奉つる者、感涙を催し天下へ孝道を示されたまふの御行跡と申敢り、爰に駿河大納言忠長卿と申すは、

前將軍家の御愛子にて、御幼名國松君と申し御成長ありて神君御隠居領の御跡式進せられ、駿甲の兩國に遠州内へ懸、御領地百萬石にて御在城は駿州府中なり。御附家老鳥居士佐守成次は三萬八千石を領し、朝倉筑後守宣政は二萬五千石を領し、此兩臣を執職として、御三家御同格と雖も御愛子なれば諸人は尊敬せり。扱將軍家より、駿河大納言殿へ御直に仰聞られ、此度のト洛は度々ある事にてもなければ、冥加の爲一際目立候程、御供の下々迄難儀なく通行致す様、道并に橋等の普請申付らるべし、是則ち祖父君への御馳走且兄たる某しへの信禮たる間、委細下知あるべしとの上意に因て、忠長公も鳥居朝倉の兩臣に命じ、財寶を惜まず普請致すべしと仰せられしかば、鳥居は朝倉に向ひ、貴殿は御領所掛川より府中迄の所を道普請せらるべし、某しは郡内を領すれば、沼津より府中迄の間を致すべし、兩將軍家の御泊り、主君御領分の内ニヶ所とあれば、上下の賄ひ賦役等の事まで夥多き入費なるにより、我々御恩録を報ぜん爲、手前の入用を以て償ふべしと道理の申分故、朝倉も早速承知なし、人夫を多く手分して普請にぞ掛りける。然るに鳥居が受取たる方は物入少なくて、朝倉の方は場所分限に過、殊に大井川而已の物入も夥多く、其上忠長卿の仰には、御供の人々川に

て足も濡す事なき様浮橋を架渡すべし、天下に對し御満足にあらん程にとの事故、朝倉も迷惑しながら是非なく御請申せしなり、因て一ヶ年收納高も不足程の物入と一同に沙汰しける。是鳥居は、御譜代朝倉は外様より、近年の御取立ゆゑ常々陸しからず、心中には怒を含み居りしが、手分普請に否み難く朝倉も其意に任せけり。

○兩將軍家上洛忠長卿御馳走

斯て駿河大納言忠長卿、御若年とは云ながら、我が領分諸侯と同様にては本意ならず、財寶を盡すとも下々に至る迄難儀致さぬ様念入よと、日夜油断なく御世話ありし故、兩臣も衣食を忘るゝ程に相勤め、中にも朝倉は大井川の河原に小屋を掛、城へは片時も歸らず、人夫を追立、普請せしを以て、十分に拵へ、東國一の大井川に浮橋を架けしは稀代の俊功なりとて、忠長卿御見分あられ甚だ喜悅給ひ、東海道にて諸大名隨分心懸たる御馳走も、是には過へからずと御自贖あつて、朝倉も本意の御褒詞を承まはり、兩將軍の通御をこそは待れけれ。然るに八月中旬、前將軍通御の節、朝倉筑後守御目見に罷出し所に、何の御褒詞もな

掛川の城へ入御遊ばされしにより、新將軍家通御の節こそ上意を蒙るべしと、御目通りに平伏して扣へしが、浮橋へ御懸り遊ばされし時、御側衆へ上意には、神君御在世の御意は今以て失念せず、竹千代は善大將なり、日本國中蜂起し敵軍寄來るとも箱根を大手にして防戦せば、利に當る時は負度も負けまじ、然ど夫迄にも及ばず、大井川は日本無双の切所なれば、此所にて戦はゞ十が九ツ迄は敵を追立ん事疑ひなしと仰せられしが、今日の大井川は更に難所とは見え、大勢足を濡さず斯心の儘に易々と渡りては、心安き川と世間へ能々知らずる者なりと、浮橋の中央にて宣ひながら渡らせられしが、其節誰御取合せ申上る者もなかりし中に、間もなく掛川の城へ入御在ましける。時に兩將軍家御對座の處へ、駿河大納言殿出座ありて御機嫌伺はれし時、酒井雅樂頭御傍に在りしが、前將軍家外の仰はなく、東海道第一の難所は大井川第二の險岨は箱根山と古へより、日本國中知らぬ者なく、東照神君の思し召も箱根山は猶も要路とあつて、慶長年中古道を廻らし、今は一入險岨の難所にして、上下の往來難儀至極せり、然れども關東隨一の要害なり、是に亞大井川を今日歩行渡りとは、餘りと云は心安き體如何なりと仰出され、其後は左右の上意もなかりしを、雅樂頭御取合せ

申上る様、御當家一統の太平と相見え候證は、日本國中往年より風聞せし險岨も平地の如く、唐土まで渡御ありても供奉の面々爪先も濡し申さず、恐れながら天竺迄も心安き往還に相成候と、笑ひながら言上せし事最も才覺の御取合せに、忠長卿も前將軍家御咄しの中、頭を疊に付平伏して在せしが、新將軍上意に、此度忠長殊の外世話多かるべしと仰せられしを伺はれ、頭を上又頓首ありし體、偏に君臣の式例に違ふ事なし、此時御膳の御伺ひあつて、兩將軍家へ御膳を進ぜられ、忠長卿も御相伴仰付られたり。晩景に忠長卿朝倉筑後守を召され御膳きの體、筑後守赤面し鬱々たる顔色にてありしが、直に家來を召連大井川へ馳來り、此度晝夜丹精を盡して架たる浮橋を切流しけること、朝倉が心中残念に思ひらやれたり。然る所終、夜御後勢、段々川端へ押來り浮橋を流したりと騒ぎ立しかば、目付衆より川越人足を申付る様に領主へ申渡しけるに、早速人足ども多く出て供奉の面々追々越しが、此騒ぎ上聞に達しければ、殊の外御機嫌能然様あるべき筈なり、大井川にて難儀せしと上下云觸す様でなければ、東照宮の神慮に適ふべからず、扱々重疊の事にてありしと、御喜悅の御氣色に見えしかば、各々取沙汰に、扱は此度浮橋の御馳走は却つて思し召に應じざる者かと騒ぎ合り

しが、忠長卿主從能も浮橋を切流したる事哉と取々申合りしとぞ、扱も此度二條行幸の儀式は、一生に一度も有間敷壯觀を拜見せずんば木石に等しと風評せし程に、遠き國々よりも馳上る老若男女夥多く、落中は大身の大名衆前以て約束し、小身の武家と雖も居所なく、下々の者は洛中へ入一夜の宿さへなく、宮寺は申すに及ばず賤の伏屋まで、若干の金銀を取て漸々借貸の出来しは稀有の繁昌なりと見えにけり。棧敷を三段に掛、上を公家の妻子中段は官位ある武家の妻子とし、下は陪臣武士の妻子なり、毛氈花莞蒹を敷並列其景況言語に盡し難し、又地面敷物等を借に慶長金五兩ツ、とぞ聞えけるが、九月四日の晩方は二兩三分の増金にて、迫合漸々借受行幸の前日に成りては千金と雖も借地面なく、錐を立るに所なしとは此事をや云へしと、頭を抱へて悔む人こそ多かりけれ。

○二條の城へ行幸將軍家御出迎
并大小名供奉行列

扱も此度の行幸は、三年以來上より下に至る迄待兼たる月日を越し儘、天地人の三才も和

合疑ひなし、快晴の運氣上下喜悅の色悠々として平穩なり、時に寛永三年九月六日二條將軍家の柳替へ行幸あるに付、當將軍家御迎ひの爲御參内御供觸を待受、豫て御定めを通り、供奉の大小名列を正して御先へ打立ける。面々には

一番
所司代

板倉周防守重宗

布衣 二人

白丁 二人

此次に有位の諸侯騎馬にて二行に列す

松平和泉守

小笠原右京大夫

松平周防守

松平河内守

松平山城守

松平飛驒守

本多伊豫守

牧野駿河守

藤堂和泉守

松平對馬守

加藤式部少輔

本多甲斐守

本多下總守

有馬兵部大輔

淺野采女正

水野集人正

板倉内膳正 菅沼織部正 南部山城守 松平伊賀守

戶田左門 京極修理大夫 寺澤志摩守 水野紀伊守

鍋島紀伊守 松平若狹守 水野和泉守 前田大和守

松平左近大夫 戶田采女正 堀兵部少輔 三宅大膳亮

金森出雲守 堀丹後守 織田美濃守 黑田甲斐守

岡部美濃守 黑田市正 畠山長門守 織田丹後守

和田河内守 眞田河内守 一柳監物 松平石見守

杉原但馬守 溝口伯耆守 太田原備前守 伊東修理大夫

武田備中守 小出大和守 中川内膳正 德永左馬頭

松平肥前守 石川主殿頭 稻葉淡路守 加藤出羽守

木下右衛門大夫 毛利伊勢守 谷出羽守 平野遠江守

佐久間大膳亮 青木甲斐守 片桐石見守 小出對馬守

片桐主膳正 上田周防守 鳥津右馬頭 分部右京亮

木下宮内少輔 山崎甲斐守 相良兵衛尉 片桐山雲守

伊東若狹守 藤田權佐 五島淡路守 一柳丹後守

市橋伊豆守 長谷川式部少輔 一柳美作守 桑山左衛門尉

本多飛驒守 立花主勝正 溝口出雲守 堀田式部少輔

板倉長門守 池田出雲守 戶田土佐守 佐久間信濃守

井上淡路守 秋月長門守 石川伊豆守 井上兵部少輔

古田兵部少輔 相良壹岐守 細川玄蕃頭 竹中筑後守

桑山加賀守 橫山土佐守 竹中采女正 能勢美濃守

小出遠江守 日根野豐前守 內藤織部正 三浦監物

土方掃部頭 仙石大和守 川勝信濃守 朽木兵部少輔

佐久間河內守 小出信濃守 三宅越前守 加賀爪民部少輔

有馬藏人 土屋民部少輔 本多能登守 成瀬伊豆守

井上河內守 阿部修理亮 藤堂右衛門佐 本多將監

神尾宮内少輔 堀市正 小笠原壹岐守 酒井主勝正

田中主殿頭 三浦志摩守 水野攝津守 和田隼人正

島津式部少輔 佐野右京亮 松平右京亮 池田帶刀

小笠原出雲守 高林河內守 酒井加賀守 朽木民部少輔

勝部玄蕃頭 阿部豐後守 內藤伊賀守 松平越中守

松平伊豆守 安藤右京亮 稻葉丹後守 酒井讚岐守

小舎人 小舎人 雜式 十五人

酒井雅樂頭

東帶 白丁十人 是より帶刀の帶淺黃裝束美麗を盡し各々歩行にて二行

三好庄左衛門 北條久五郎 内藤主馬介 森九郎左衛門

能勢治左衛門 長谷川縫殿助 前田與兵衛 内藤傳左衛門

花房助衛右門 能勢小十郎 加藤勘右衛門 西尾主馬介

跡部民部 駒井治郎左衛門 永見新左衛門 野一色外記

新庄鹿助 林丹治 井上源助 德山五兵衛

瀧川三九郎 多賀左近 佐藤勘左衛門 松平勘兵衛

隨身胡箆等はを具す

井上清兵衛 騎馬 長刀筒 御雉刀

德川將軍家光公

御引替牛一頭 御牛飼添一人 御引替牛一頭 御牛飼添一人

御沓持二人 髪を垂眉をつくり赤水早の装束 布衣十人

牛童 東此次歴々六百二人行に列す 烏帽子着四人

隨身 四人
御馬添 二人
下臈隨身 二人
御廐舍人 四人

尾張大納言義直卿

騎 黒 東 帶 布衣 三人
馬 布衣 三人
御馬副 三人

副舍人 一人

白丁 四人

家老

成瀬隼人正

赤東帶騎馬
白丁 添

副舍人 一人

白丁 四人

布衣 三人

家老

竹腰山城守

赤東帶騎馬
白丁 添

布衣 三人
馬副 三人

馬副 三人

紀伊大納言頼宣卿

騎 黒 東 帶 布衣 三人
馬 布衣 三人
御馬副 二人

副舍人 一人

白丁 四人

家老

水野淡路守

赤東帶騎馬
白丁 添

布衣 三人

家老

安藤帶刀

赤東帶騎馬
白丁 添

布衣 三人
馬副 三人

馬副 三人

駿河大納言忠長卿

騎 黒 東 帶 布衣 三人
馬 布衣 三人
御馬副 三人

御馬副 三人

越前宰相忠昌卿

水戸中納言頼房卿

副舍人一人
副舍人一人
布衣三人
馬副三人

副舍人一人
副舍人一人
布衣三人
馬副三人

白丁四人
白丁四人

白丁四人
白丁四人

家老
酒井主水正

家老
鳥居士佐守

黒束帶
騎馬

黒束帶
騎馬

赤束帶騎馬
白丁添

赤束帶騎馬
白丁添

家老
本多内蔵介

家老
中山備前守

布衣三人
御馬副三人

布衣三人
御馬副三人

布衣三人
馬副三人

布衣三人
馬副三人

赤副帶騎馬
白丁添

赤束帶騎馬
白丁添

布衣三人
馬副三人

副舍人一人
副舍人一人

家老
村瀬右馬介

白丁四人
白丁四人

赤束帶騎馬
白丁添

赤束帶騎馬
白丁添

布衣三人
馬副三人

御馬副三人

加賀中納言利常卿

黒 東 帶 布衣 四人 馬 副 三人
騎 馬 布衣 四人 馬 副 三人

白丁四人

家老

前田土佐守

赤東帶騎馬

長 甲斐守

赤東帶騎馬

白丁四人

薩摩中納言家久卿

黒 東 帶 布衣 四人 馬 副 三人
騎 馬 布衣 四人 馬 副 三人

白丁四人

家老

島津但馬

赤東帶騎馬

家老 新納内藏

赤東帶騎馬

白丁四人

仙臺中納言政宗卿

黒 東 帶 布衣 三人 馬 副 三人
騎 馬 布衣 三人 馬 副 三人

白丁三人

家老

石川大和

赤東帶騎馬

家老

伊達内膳

赤東帶騎馬

白丁三人

備前宰相忠雄卿

黒 東 帶 布衣 三人 馬 副 三人
騎 馬 布衣 三人 馬 副 三人

白丁三人

家老

荒尾但馬

赤東帶騎馬

家老

池田石見

赤東帶騎馬

白丁三人

白丁添

白丁添

會津中將正之卿

騎 黒 東 帶 布衣 四人 馬 副 三人
馬 布衣 四人 馬 副 三人

白丁五人

家老

澁谷内膳

赤東帶騎馬

家老

白丁六人

松平式部

赤東帶騎馬

是より黒東帶騎馬

毛利宰相秀元卿

美作中將忠政卿

白丁添

にて二行に列す

秋田中將義定卿

長門少將秀就

細川少將忠興

因幡少將光政

丹後少將長重

仙臺少將忠宗

京極少將忠高

米澤少將定勝

高田中將光長卿

彦根中將直孝卿

稻葉侍從良通

阿波侍從至鎮

柳川侍從鑑連

丹後侍從高知

山崎侍從宗次

毛利侍從光賢

中津侍從政朝

安藝侍從長成

土佐侍從忠義

肥前侍從忠廣

羽州侍從綱勝

肥前侍從勝氏

筑前侍從忠之

松山侍從嘉明

郡山侍從忠政

秋田侍從義隆

姫路侍從忠政

大野侍從直政

是より四品の面々黒東

松平土佐守

佐倉侍從利勝

伊達侍從秀宗

帶にて騎馬二行に列す

松平大和守

有馬玄蕃頭

松平右京大夫

生駒壹岐守

松平左京大輔

南部信濃守

水野日向守

松平丹後守

寺澤志摩守

土井能白守
松平隱岐守

右は將軍家扈從の面々にて相從ふ士卒は其數を知らず、馬上の面々は八色にて、四季の花鳥唐織浮紋紅錦に至る迄、各々奇麗を盡馬具は金銀を鏤め、其行粧の美しき事天正年中豐臣家へ行幸有し時、寛濶大器の秀吉公華麗を好み給ひしが、其時は上々のみ美麗にて下々に然迄になかりしかど、此度は上下揃ひし美々しさよと、見物の中に年老たる者の語り合しとかや。

○行幸御輦古實

扱も當將軍家光公巳の刻に御參内ありしに、漸々午の刻に至り供奉の諸輩悉皆待奉つる旨奏聞あると等しく主上南殿に出御在まし、今日の御衣は山鳩色なり、時に關白殿下御前へ伺候ありて御裾を持給ふ、此間に奏鈴の古實あり後鈴を鳴して勅答の告開ゆると其儘、權中納言

元親朝臣參りて則ち御鈴の役たり、御鞋は右少弁兼元朝臣御風笠を御階へ寄、御召の間左近衛右近衛兩大將御階に寄と等しく、御綱以下の儀式例の如く勤められ、御道筋は四ツ足御門を西へ中立賣を左へ、御幸町通を行幸なり、辻警固の武士七千人烏帽子素袍長袴にて相詰但敷皮の上に伺候して嚴重に守護し奉る、當將軍家御風笠より御先へ御案内たり、御行列御迎の如く諸侯何も之に従ふ御燈籠の次第供奉人

出納豐後守 赤東帶騎馬 御 曲 祿

今上皇帝御牌

桐の御箱四ツ 臺 四 ツ
金 鉢 三 本 燭 臺 二 ツ
右は騎馬の堂上 是を奉行す

鷹司關白藤原信房公 伏見兵部卿貞清親王

一條右大臣藤原康永公 高松彈正好仁親王

九條一品藤原忠榮公

二條內大臣公

西三條中宮大輔實條朝臣

烏丸權大納言光廣卿

神祇伯雅陣王

みぎのつれずしんぬぼし
右何も隨身烏帽子を着す馬副
はいぎしほかきもちれ
布衣雜式笠持是を具す

中務大輔秦重朝臣

はいぎしほ
布衣雜式四人 笠持一人
侍五人 馬副二人 前驅

西園寺從一位實盛朝臣

花山院從一位宣照朝臣

万里小路大納言

西園寺權大納言

阿野中納言

冷泉中將

北畠權中將

中山中將

勸修寺中宮大進

五條少納言

清水侍從

次に
近衛左右次將

園少將

四條少將

水無瀨少

六條少將

四辻中將 飛鳥井中將

次に
左右近衛大將

鷹司左大將教平卿

九條右大將忠家卿

若身布衣烏帽子着雜式馬添笠持例の如し

樂人二十人

次に伶人五十人安城樂を奏す

御 鳳 輦

前後布衣荷輿丁四人
次に地下の六位四十一人

近衛關白左大臣公

諸大夫烏帽子を着す
若身布衣侍雜式笠持

鈞 興 十三挺 黑塗 興 十三挺

次に諸門跡
方次第不同

青蓮院御門跡高純親王

隨心院准門跡僧元

實相院義高法親王

圓滿院義尊法親王

三寶院准門跡學定

勸修寺實興

毘沙門堂公海

西洞院入道圓空

妙法院堯然法親王

一乘院尊譽法親王

仁和寺學深法親王

梶井宮最胤

竹 內 良 恕

大學寺尊性

此外三公九卿百官百司准后女御は云に及ばず、女官内侍等の乗輿五十餘挺、漸々酉の刻に二條へ成らせ給ふ、御道筋の奏樂實に菩薩の來迎も斯やらん、實に前代未聞の事哉と、拜見の男女現世を忘れ、七情を放下し茫然たる許りなり、斯て御鳳輦を御車寄へ寄らるゝに、右大辨罷出、御車の御簾を掲げ奉つる頓て下御在せらるゝや否、中務大輔泰重御裾を取上奉つる、御儀式嚴重なる事譬へんに物なし、併餘り寛然なる行ひ故もどかしき事なりと武臣は何れも思ひしとかや。

○二條御幸御遊興

時に寛永三年九月六日、二條御城へ着御在まし既に落日に及びしかば、御櫻應の供御を獻ぜられ、御配膳は冷泉中納言爲頼朝臣着御の夜は御儀式の習禮旁々、漸々深更に至り御寢殿に入せ給ひ、是は御感御怠勞の御氣色故、近衛殿御寢を催されしにより、御寢殿へ入御なりける、翌七日は豫て勅を蒙り舞樂の御遊あり。

延喜樂地下六人

京 衆 衆 衆
奈 良 衆 衆
天 王 寺 衆

青海波

四 辻 侍 從
四 洞 院 侍 從

安泰藤原氏四人

中 飛 河
院 井 野
部 治 條
四 條

四季四人

天 王 寺 衆

寮 王 一 人

奈 良 衆

ナツクリ二人

京 衆

千 衆

秋 樂

是は奏樂計なり

七日夜に入御歌合せあり御着座左の如し

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 公 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 |
| 出 | 備 | 見 | 前 | 司 | 前 | 前 |
| 秀 | 近 | 伏 | 司 | 二 | 殿 | 殿 |

國 州 中 縣 加 縣

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 家 | 二 | 高 | 九 | 尾 | 紀 | 駿 | 水 |
| 光 | 條 | 松 | 條 | 州 | 州 | 州 | 戶 |
| 公 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 |

御製

唐土の鳥も住へきくれたけの

すぐなる代こそ限りしれらぬ
くれ竹の萬代までも契るかな

おほせにあかぬ君が御幸を
御幸する我が大君も千代を経て

ちひろの竹の詠めとぞ思ふ
わが君と齡なみより吳竹の

葉色かはらぬ千代も榮へん
萬代も爰に御園のかざしぞと

けふより契る竹の色かな
しづかなる風も心も萬代も

聲ながさかの軒のくれたけ

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 秀 | 家 | 義 | 賴 | 忠 |
| 忠 | 光 | 直 | 宣 | 長 |
| 公 | 公 | 卿 | 卿 | 郎 |
| | | 尾 | 紀 | 駿 |
| | | 州 | 州 | 州 |

幾千代もかさねて猶もくれ竹の

かはらぬ色を誰か頼まし

萬世もかはらぬ色を國民の

なびく姿や宿のくれたけ

以下略す

右御遊終りて御寢殿に入御在まし諸卿退散せられたり、此夜は別て深更に及びけるとなん。

○大御所秀忠公大相國拜任

扱も寛永三年九月六日七日兩日の御饗應、御式儀御歌合に御遊深更に及て入御あり、翌八日將軍家より龍馬の獻上ありしにより、殿中へ御内勅に依て、武家の馬術は勇ましき由御覽在せられ度旨、密に前將軍家へ御内談ありし處、秀忠公は萬事遠慮深き御性質なれば御挨拶に御思案の氣色を、駿河大納言忠長卿早くも見受給ひ、當將軍聊か痛み所ありて乗馬は如何なり、某し未熟ながら名代として御覽に備へ奉つるべしと申されしに、家光公夫は道理の事

頼房卿水戸

信房卿鷹司

なり、然らば水戸頼房と兩人にて御覽に備ふべしと御差圖ありしかば、忠長卿頼房卿の兩人長まりて騎馬を乗出し給ふ、忠長卿は芝連駈、頼房卿は千鳥掛と云馬術を御覽に入奉つりに甚だ御感たましける。此日風もなく殊に静和なる天氣なりし故、蹴鞠の御遊仰出され、飛鳥井難波勅を蒙りて興行あり、此儀は豫て飛鳥井殿より將軍家へ内談ありて、南面の御庭に準備をなし置る良の方に櫻巽の方に柳坤の方に鶴頭乾の方に松右植物の間二丈一尺庭分の石を置り。(此庭分の石とは四所に据四天王を表し祭り此石へ乗時天長地久御願圓滿と述踏事なりとぞ踏時には猶古實あり)扱懸り數も古法の如く、
鞠分の枝 二の枝 錦の枝 挿頭の枝 南の枝 繁の枝
又錦の枝は杉を用ひられしとかや、妻河の御庭には、左奉行右役人(奉行と云も鞠の役人なり)伺候す、役人の前に小口を開き、其向ふの出入の口に閃々棹を持、數取役各々伺候す、鞠を松の枝に付て御庭に入是を松鞠と號す、目より高く捧げて御庭の中央に踞居て又三步退き後立歸るなり、此間飛鳥井已下の連衆圓座に座し居りて、懷中より疊帯を出だし其上に扇子を開きて圓座の下へ地紙と骨とを境にして差入、一度に立會手配りし鞠を始種々の曲足平

足をなす事とかや。

鞠術の名目

大流し

尾花流し

柳つめ

退返し

髪すり

重紅葉

雲入足

思ひ返し

衣紋流し

重旗

雲添足

烏帽子流し

延足

梢返し

呼子鳥

烏帽子付

連子延

糸の亂れ

白濁流し

鴨入足

右の外百間堂の庭前にて、曲尼を今日の晴と秘術を盡されければ、拜見の人々我を忘れて賞嘆し、近代の見物なりとて皆々語り合しとなん。爰に又公武に拘らず、極官を望む事人情の然らしむる處なれども、先達て姫宮御誕生ありしに依て、前將軍秀忠公御祖父たれば、大相國に任せられ然るべしとの事なりしを、久我三條花山院徳大寺を始めとして一同何となく支へられしにより、其後何の御沙汰もなかりしが、九條殿より頻りに吹擧の執奏あり、殊に此度行幸の始終將軍家に於て、莫大の御物入ありしに天朝より賞謝の御沙汰なき時は王下の瑕瑾なるべしと、奏上されし處淑慮も又同じとあつて、終に前將軍家を太政大臣の極官に任せ

られ給ひたり。實にも御果報いみじき事共なり。同じく九日將軍家より、相國拜賀の御能興行あるべき旨奏上されしかば、早速勅許ありしに付御能始まりける。

御能番組

難波 三十郎

新藤

小鼓 新九郎

太鼓 佐吉

田村 七郎

春藏

源右衛門

長右衛門

長藏

源氏供養 七太夫

權右衛門

又四郎

新九郎

長藏

大鼓 庄次郎

又三郎

元次郎

又左衛門

新九郎

惣右衛門

藤

春

新九郎

惣右衛門

藤

春

藤

藤

前將軍家より御進獻の品々左の如し

- 一砂金 三千兩
- 一呉服 二百卷 (梨子地蒔繪の長持三十棹に入)
- 一御手本 道風の眞蹟 一卷
- 一綴錦 百卷
- 一御装束 一具
- 一御枕御蒲團 三襲
- 一御太刀 一腰 (一文字右同斷)
- 一銀花入手桶 一ツ
- 一銀盤 二ツ
- 一御衣桁 二ツ
- 一金の風爐 一ツ
- 一金水注子 一ツ
- 一銀子 三千兩
- 一龍馬 十疋御馬具悉皆添
- 一紅花 三百斤
- 一唐織御釣袋 三襲
- 一御太刀 一腰 (行平在銘金襴袋梨子地箱入)
- 一銀花瓶 一ツ
- 一金香爐 (孔雀の形) 四面
- 一御硯 四面
- 一銀臺子 一ツ
- 一金丸雪釜 一ツ
- 一金茶入 一ツ

| | | | |
|-----|-----|------|------|
| 道成寺 | 新藤 | 九郎兵衛 | 長藏 |
| 七太夫 | 新藤 | 小左衛門 | 佐吉 |
| 三輪 | 春藤 | 源右衛門 | 平藏 |
| 七郎 | 春藤 | 長右衛門 | 惣右衛門 |
| 藤七郎 | 新藤 | 九郎兵衛 | 長藏 |
| 永新藤 | 新藤 | 小左衛門 | 新助 |
| 熊坂 | 彦次郎 | 庄九郎 | 又三郎 |
| 七太夫 | 彦次郎 | 小左衛門 | 佐吉 |
| 祝言 | 三十郎 | 又四郎 | 長藏 |
| 新藤 | 新藤 | 新九郎 | 新助 |
| 以上 | 以上 | | |

將軍家より公家衆へ進ぜられの品左の如し

一 近衛殿へ
 一 二條殿へ
 一 鷹司殿へ
 一 高松殿へ
 一 中院院へ
 一 日野殿へ
 一 四辻殿へ
 一 花山院殿へ
 一 伏見若宮へ
 一 鷹司若卿へ

以 上

雲次の太刀一振
 守信
 長光
 次吉
 國光
 國俊
 宗守
 則宗
 國村
 助依

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

三百兩

一 吳服

一 一條殿へ
 一 九條殿へ
 一 伏見殿へ
 一 烏丸殿へ
 一 白川殿へ
 一 同若卿へ
 一 西園寺殿へ
 一 清閑寺殿へ
 一 西洞院殿へ
 一 中御門若卿へ

守家の太刀一振
 行平
 信國
 守家
 西進
 延壽
 准慶
 信包
 長光
 新藤

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

三十卷

新將軍家御進獻の品々左の如し

一 金蓋置
 一 重箱梨子地蒔繪
 一 銀文壺

以 上

御臺所より御進獻の品左の如し

一 伽羅
 一 蜜
 一 緋純子
 一 黃金

以 上

二十斤
 六十斤
 百卷
 二千兩

一 茶抄茶笺茶巾
 一 金御硯箱

一 御手本
 一 万葉集
 一 辭香
 一 龍馬
 一 吳服

一卷(空海)
 廿册(定家真跡)
 五斤
 二疋(馬具悉皆添)
 二百卷

一ツ
 一ツ

一烏丸若卿へ 長光 同

右の外の公家衆は申すに及ばず、上下の北面大内伺候の下臈迄金銀巻物等下されあり、其外下行の品々數を知らずとなん。斯て十日には、二條より還幸あらせられ、其御儀式は行幸の節に少しも變る事なし、扱將軍家此度の御入費如何程にありしやと、諸役人算用致されしに、五年以來五畿内より御收納ありし御蔵入の金銀は残らず出拂ひし故に、京大坂堺奈良等に至るまで、金銀の融通能上下共に潤澤しとかや。

○關東御留守老中より急使到着

然るに還幸の翌十一日、關東より急使到着なす事、晝九ツ時より七ツ時頃迄の中三度に及びしかば、扱は御留守中に何事の變事出来せしなるやと、上下とも以ての外騒動し氣遣ひありしが、酉の刻に及び御臺所御不例至つて御大切と相知れ、洛中洛外安穩に相成つたり。前將軍の上意には、誰なりとも早く遣はし見届け然るべし、然までの事にあらずとも、女は心

弱者なれば、當節皆々留守なる故、嗚々力なく思ひ居らんとの御言葉に、駿河殿進み出られ、某し迅速に罷下り、一日も早く御見届け申上度と申上られしに、家光公御手前を下し、我安閑と在京難し、よつては兩人罷下るべしと宣ふを、秀忠公の上意に、將軍自ら下向せば、道中も俄に騒ぎ、別して諸人氣遣ひ申さんにより、必ずしも輕々しく出立たるべからず、忠長一人下向候て事足りなん、夫まで存命なれば切てもの本望なりと、上意の中に忠長卿早御次迄御出有りしが、板倉周防守より申付て御湯漬を進らせし處、只一膳食され馬よくと云れながら立出られし中に、馬を御玄關迄牽來りしに、御門の外へ牽出すべしとの指揮に、御門外にて待受たり、忠長卿此所へ来るや否や、急ぎ飛乗鞍に諸鎧を合せ、一散に乗出し其早き事一人も追付ものなし、秀忠公聞し召れ夫は最危し、落馬致しなば却つて遅々すべし、早駕籠の方然るべしとありて、御陸尺を十三人増して二十四人の御陸尺にて、肩を替る間に次の者へ受取、飛が如くに急ぎしが、忠長公御馬を急がせたまひし故、漸々四日市驛の少し手前にて追着しかども、駕籠に乗れずして馬を飛せ、乘立く急がれし故、供の者は追付事成難く、騎馬の供の内只五六騎、龜山宿にて後へ乗續きしとかや。忠長卿心には、是非御

存命の中にと精力を勵まし、百三十里の道中を人馬の息合つゞくだけ馳付けられしに、到着前逝去在せられしは然こそ残念の事と知られたれ。忠長卿二條を出立の節、御湯漬を進らるるに、板倉周防守より大津へ觸出し、只今駿河大納言殿急御用ありて江戸表へ下向に付、猶又御附の者通行も知れず、因て道中其心得にて事迅速なるを專一に致し、且用向申付らるる節は万事差支へ之なき様、驛々は云に及ばず、沿道の村々へも洩なく申達し置、夫々宿村役人共出張致し、卒爾なきやう致すべしと、大津宿より品川驛迄、早馬にて觸通せしにより、道中はいさゝかも差支へなく、駿河卿は馬を駆立急がれし處に、江戸表より差上せられし御狀箱を棒に結付急使通行す、是は江戸表にて、御臺所逝去に付ての急使なるが、御用御用と呼はりく通りける故、忠長公心元なく思され、其様子を尋ねられしに、御臺所逝去との事を馬上にて聞ると、其儘落馬ありて正氣を失はれし所、追着來りし騎馬の近習驚き周章、馬より飛下種々介抱なせしが、半時ばかりも正氣付かれず、各々當惑の所へ、大小名の江戸屋敷より主人へ注進の早馬飛脚夥多く馳登りける者共、途中にて差支へ前後の宿々混雑せし折柄、附家老鳥居士佐守概略半時ほど過ぎて追着しが、此體を見て、先々京都への注進

延引せば不都合なりとて、此趣き京都へ申送り、夫より忠長卿に向ひ、左右一刻も早く御下向ありて、御尊骸になりとも御對顔あらるべしと申せしにより、駕籠に乗替られ早々江戸城へ着ありしとかや。斯て二條表へは、駿河大納言殿途中よりの注進一番に到着し、續いて江戸表より出たる御狀箱も來りて、御臺所逝去の趣き上聞に達しければ、家光公御聞遊ばされ、殊の外御愁傷あらせられ、只管御涙に硬咽給ひけり。前將軍にも御愁傷勿々言葉に盡し難し。抑々此御臺所ほど御運強き御方はなく、其往昔小谷落城の節、父淺井備前守長政と一所に亡命給ふべき處、長政は虎御前山の靈夢に感じ、奥方お市の方姫君三人共に信長公の方に戻されし處、長政生害ありし後、嫡女は京極宰相へ嫁し給ひ、二女は豊臣太閤の妾となり、三女は此御所臺なり。初めは尾州の地士佐次九右衛門が妻となり給ひしが、御器量勝れ美人にあらせらるゝ故、秀吉公關白にならせ給ひし後、相埒に田舎武士は口惜とありて、九右衛門と縁を切らせ、其後又大和納言秀長公の御籠中と成給ひしが、秀長公逝去ありし後豊臣太閤御取扱ひにて、秀忠公江戸中納言と云給ひし時、御歳十九にして御臺所は二十六歳、三度目の御縁付故古今珍らしき事に申合ひ。是は其時代士庶人共、初めて妻を迎ふるに、二度目

の縁女を殊の外嫌ひしに、此度の御婚姻より、日本國中大小名に至る迄、少しも再縁を嫌はざる様になりたり。よりにて世間の縁組も大いに心安く成りしとかや。秀忠公御臺所との御中睦しき事は、此君外に御側仕ひの女中なく、其外の女中にも御詞を懸られし事終に一人もなかりしとぞ、斯様に御臨しき御夫婦合なるを、上下共に感じ奉つりしとなん。時に寛永三年九月十五日逝去ありしが、御臨終迄の中に御傍の者を召され三度仰せ置れしは、自から息を引取なば我が君の御下向を待ずして葬るべしと、吳々も御遺言なし給ひしとぞ。因て御遺言に隨ひ、同月十七日増上寺に葬り奉まつる、御法號は

崇源院殿一品大夫人昌譽和興仁清大禪尼

兩將軍家御歸城前に御送葬ありし事、其頃種々に評しけるが、遂後に至り、御存生中召仕ひ給ひし御局素心尼と云者、此事を申され、實にも然こそと存じ奉つりし、其謂は御臺様御生質御優く渡らせられ、平日も御嗜み深く、前將軍の御前へ入らせらるゝ時は、御嗽手水を遊ばし御鏡に向はせられて後、御對顔あり、殊に御美麗く入らせられ、老若の女中さへ見惚奉つる程なりしが、御逝去の御歳五十四にならせ給へども、御顔色漸く三十有餘と誰も見上

る程の御容色なりしと、御生前と違ひ、御容貌變じたる御死相を前將軍へ見せ奉つるまじきとの思に召にて、前々より御遺言あらせられし御事故、扱こそ選御以前に御送葬相なりし事なりとぞ。

○兩將軍家京都より還御

扱も寛永三年九月七日、兩將軍家京都より還御ありしかば、大小名御悦びと、御臺所御悔前後如何と、執權職まで伺ひありしが、翌廿八日式日なれば申上難し、御機嫌能御還座の御祝儀廿八日早天に申上、其日晝過より夕方迄の内、大相國御拜任の御賀儀申上、以後御譜代の大小名御悔み申上、外様大小名は翌廿九日朝より晝過までの内、御悔み申上然るべしとの差圖に依て、誠に歡樂愁傷一度に來るも斯やと、殿中の御取込も勿々思なる事どもなり。然るに同年十一月十日、京都より公家衆多人數下向あり、二條行幸御殿の式古今の大饗御感斜ならずとの御禮謝の勅使、前將軍家相國拜任御慮御満足との勅使、相國秀忠公へ御臺所御不幸の御悔として勅使當將軍家へ御悔として、勅使都合十六人下向あり、將軍家の御應役

人（に）不（て）手（ま）廻（り）ありては如何（い）なりと大名（だいめい）中（ちゆう）へ仰（おほせ）付（つけ）られたり。右（みぎ）勅（しやく）使（し）の中（ちゆう）烏丸（うま）大納言（だいなごん）光廣（ひろ）卿（けい）下向（げかう）ありしが、江府（かう）所（しよ）々の舊跡（きよせき）を遺（せう）致（せい）され、上野（うの）より歸館（きくわん）の道（みち）中（ちゆう）不圖（ふと）神田（かんだ）の社（やしろ）へ立（た）寄（よ）れしにより社司（しやし）芝崎（しばさき）宮内（みやうち）罷（い）り出（いで）御挨拶（ごあいさつ）申（まう）せし處（ところ）、光廣（ひろ）卿（けい）未（な）だ當社（たうしや）の來歷（らいれき）委（わ）細（こ）問（もん）し召（め）れず語（かた）り候（まう）へとありしかば、宮内（みやうち）は是（こゝろ）を能（よ）幸（さい）ひなり、今（いま）に神宮（しんぐう）の勅許（しやくぎよ）もなし、此（こゝろ）卿（けい）へ懇（こん）訴（そ）すべしと畏（かしこ）みて演説（えんせつ）しけるは、人王（にんわう）六十九（むそくじゆう）代（だい）後（ご）朱雀（すざく）院（いん）の御宇（ごう）、承平（じやうへい）年中（ちゆう）平將門（へいしやうもん）は東（あづま）に内裏（うちら）を結（むす）搦（な）し、平親王（へいしんわう）と自（みづか）ら稱（しょう）しける、因（よ）て平貞盛（へいさだもろ）田原（たはら）藤太（とうた）秀郷（ひでさか）等に命（めい）ぜられ征伐（せいぱつ）ありしに、朝敵（あそてき）將門（しやうもん）終（すま）に打負（うちまが）たり、其（その）年（とし）三（さん）月（げつ）九（く）日（にち）將門（しやうもん）の首（くび）京（きやう）都（と）へ差（さ）上（あ）さんとする砌（せき）り、猛（もう）烈（れつ）の氣（き）死（し）體（たい）に止（と）りしにや、首（くび）のなき骸（かは）已（おぼ）れ起（おこ）て我（わ）が首（くび）の後（ご）を慕（も）ひて追（お）來（き）る處（ところ）に、當（たう）武（ぶ）州（しゆう）豊島（とよしま）郡（ぐん）神田（かんだ）の莊（ぢやう）芝崎（しばさき）村（むら）にて骸（かは）け倒（たお）れけり。然（しか）るに其（その）夜（よ）より怪異（くわいゐ）天（てん）に現（あ）はれ、往還（わうわん）の輩（たがひ）ら倒（たお）るゝ者（もの）其（その）體（たい）を知らず、旅人（りよじん）郷民（かうみん）是（こゝろ）が爲（ため）に惱（な）まされしかば、同（どう）年（ねん）九（く）月（げつ）十（じゆう）五（ご）日（にち）一（いつ）社（しや）に尊（そん）敬（けい）祭（さい）りし以（も）來（らい）、但（り）諺（げん）に蚌（はう）明（めい）神（しん）と唱（な）へ觸（ふ）せしにも聊（い）か謂（い）れありて、將門（しやうもん）の首（くび）此（こゝろ）地（ち）を通（と）りし節（せつ）、老（らう）若（じやく）男（なん）女（にょ）巷（ぢやう）に満（み）て見（けん）物（ぶつ）せしに、秀郷（ひでさか）が射（あ）たりし矢（や）先（せん）將門（しやうもん）の米（こめ）嚙（か）み中（ちゆう）りて片（かた）眼（め）へ射（あ）込（こ）しかば、片（かた）眼（め）の如（ごと）く相（あ）見（けん）え候（まう）由（よし）、依（よ）て關東（くわんとウ）にては體（かた）をばカシ（か）ンダと但（り）諺（げん）に傳（つた）へ候（まう）候（まう）以（も）て體（かた）明（めい）神（しん）と云（い）しを自（みづか）然（ぜん）と神（しん）號（ごう）の如（ごと）く相（あ）成（せい）候（まう）と演（えん）説（せつ）せしを、光（ひろ）

廣（ひろ）卿（けい）筆（ひ）を執（と）り細（こ）に記（し）されし中（ちゆう）に、御（お）辨（べん）當（たう）の沙汰（さた）ありしかば宮内（みやうち）傍（かたは）らに入（い）りて叩（ひか）え居（ゐ）たり。斯（か）て烏丸（うま）卿（けい）は、半（はん）日（にち）の間（ま）社（しや）家（け）宮内（みやうち）が亭（てい）に遊留（ゆうりゆう）ありて、明神（めいしん）の由緒（よしよ）委（わ）細（こ）問（もん）せられし所（ところ）に、件（けん）の趣（おもむ）き演（えん）説（せつ）して宮内（みやうち）懇（こん）訴（そ）しけるは、只（ただ）今（いま）申（まう）上（あ）る通（と）り、不圖（ふと）但（り）諺（げん）に起（おこ）りて體（かた）明（めい）神（しん）と唱（な）へ來（き）り候（まう）候（まう）どもこれ神宮（しんぐう）の稱（しょう）號（ごう）にあらず、希（こゝろ）はくは神位（しんゐ）の勅許（しやくぎよ）を蒙（かか）り候（まう）様（さま）、殿上（てんじやう）の御沙汰（ごさた）亞相（あさう）公（こう）御（ご）執（と）り成（せい）願（ねん）ひ奉（ほう）つると申（まう）陳（ちん）ければ、光廣（ひろ）卿（けい）も餘儀（よぎ）なき願（ねん）ひ道（みち）理（り）なり、朝敵（あそてき）たりし者（もの）勅（しやく）勘（かん）の年（ねん）月（げつ）に定（さだ）めあつて、八（はち）百（ひやく）年（ねん）は勅免（しやくめん）なき例（れい）なり、然（しか）らば今（いま）斯（か）の如（ごと）く大社（だいしや）となりて、郷民（かうみん）信（しん）心（しん）の繁昌（はんじやう）も亦（また）見（けん）遁（にん）し難（がた）く、歸（き）洛（らく）の後（ご）天機（てんき）を伺（かか）ひ執奏（しやくそう）すべし、猶（なほ）又（また）神事（しんじ）の能（の）隔（かく）年（ねん）に興（きよ）行（ぎやう）せしも仔（こ）細（さい）ありやと問（もん）給（たま）ふに、宮内（みやうち）重（かさ）ねて膝（ひざ）を進（すす）め、抑（おさ）く關東（くわんとウ）に於（お）て能（の）離（り）子（し）の始（はじ）は當社（たうしや）を根元（こんげん）とする事（こと）に候（まう）、其（その）は太田（たう）道灌（みちくわん）江（かう）戸（こ）在（あ）り城（じやう）の折柄（せつから）、右（みぎ）申（まう）上（あ）る通（と）り此（こゝろ）邊（へん）天（てん）異（い）相（さう）止（と）ず、諸（しよ）民（みん）難（なん）儀（ぎ）仕（じ）つり候（まう）を、道灌（みちくわん）憐（れん）みて上（あ）洛（らく）致（せい）されし歸路（きりろ）に、京（きやう）都（と）の能（の）役（やく）者（しや）を召（め）連（れん）罷（い）り下（くだ）りて候（まう）、其（その）故（ゆゑ）は近（きん）年（ねん）洛（らく）中（ちゆう）疫癘（えいれん）流（りゅう）行（かう）し、死（し）亡（ぼう）の者（もの）街（まち）に充（み）満（まん）たり、然（しか）る所（ところ）に將軍（しやうじゆん）家（け）仁（にん）政（せい）厚（こう）く、四（し）條（じやう）河（かう）原（げん）に於（お）て神事（しんじ）能（の）興（きよ）行（ぎやう）ありしかば、流（りゅう）行（かう）の疫癘（えいれん）跡（あと）形（かた）もなく退（たい）散（さん）せり、爰（こゝろ）を以（も）て江（かう）戸（こ）豐島（とよしま）郡（ぐん）の天（てん）異（い）も慥（たしか）に鎮（ちん）むべしとて、當（たう）社（しや）を建（た）し始（はじ）め九（く）月（げつ）十（じゆう）五（ご）日（にち）なるを以（も）て、則（すなは）ち同（どう）年（ねん）九（く）月（げつ）十（じゆう）五（ご）日（にち）、神事（しんじ）能（の）始（はじ）めて興（きよ）行（ぎやう）ありし以（も）來（らい）、奇（き）怪（かい）の天（てん）異（い）

相止土民安心仕つりしを以て、例年九月十五日興行の所、天文年中兩上杉と北條家と武藏野の夜軍に、敵味方八萬餘の大軍此邊迄も散亂し、以ての外なる騷動故、其年は延引致し候所關東悉皆く北條家の分國となり、其後徳川家に至りても、隔年に神事能興行の段申述しかば烏丸殿逐一に聞請られ歸京なされけり。斯て光廣卿傳奏にて、此事披露ありしが、將門勅勘は未だ八百年に満たず、因て神官の願ひ止られしを、光廣卿殘念に存じられて、壬生官務と諜し合せ、將門勅免の上神官の儀色々執成奏達ありし故、同年十二月忝けなくも、神田大明神と神官勅許の下知慢到着せしより、猶々神位彌増貴賤の運歩追年繁昌する事、神は人の敬禮に因て威を増、人は神の徳に因て運を添るとかや、今に江戸祭禮の随一となりし事、世の人の知所にして、隔年九月十五日の祭禮には、貴賤老若男女見物の衆中群集しけるなり。

○大久保彦左衛門屏風拜見
并頭巾杖拜領

或時將軍秀忠公は、大久保彦左衛門忠敬を近く召れ、汝に見せる物あり、此方へ來れと賢

人の問へ伴ひ給ふ。彦左衛門賢人の問へ入りて見れば、屏風二双を左右に建たり、將軍御指をさし、如何に彦左衛門、是なる屏風は大坂兩陣の合戦を繪師に申付書せたり、右の一双は冬陣なり、左の一双は夏陣なりと宣ひしかば、彦左衛門仰を承はり伸上りて、左右に立たる御屏風を情々と拜見せしに、狩野家の畫師筆勢を極め金地へ彩色の密畫にして、誠に目を驚かさばかりなり、彦左衛門茫然として感じ、天晴美々しくも謝けるもの哉、是こそ徳川家御代々の御寶物なり、其故は御子孫打續き天下の武將と仰がれ給はゞ、其時の將軍此屏風を御りあつて、御先祖の兩御所は斯迄合戦數々度及び、大坂の強敵を遂に攻亡し、徳川一統の天下を傳へ給ふ、是等閑ならぬ基なりと思召れ、彌々兩御所の御苦勞の程を思召るべし、誠に此畫は御家御代々へ能教訓と存じ奉つる、然ながら世の諺言にも申す如く、玉に瑾と云事あり、此通りにては講空事多く、誠の御寶物とは申されずと言上せしかば、將軍家聞し召、汝が一言道理なり、然らば其方能様に計らふべしと仰付られしに、忠敬委細畏まり、然らば我が了簡を以て此御屏風を誠の寶物と仕つらん、御睛の衆視をと云に小性衆承まはり、頓て硯箱を持來る、大久保筆を執りて墨黒々と含ませ、彼の二双の御屏風に向ひ、此所の暇ひは

東軍大敗にて眞田幸村に迫れしなり、又此所は關東勢大いに敗れしなり、又此時も將軍の御旗本を切崩され逃給ふ所なりと、繪圖の表を詠めては所々を黒く塗、又は書入などし、是にて誠の御寶物になり候と云ながら筆を納め、秀忠公へ向ひ奉つり、人形物云々とやら、今迄の通りにては大方敵ばかり負て勝負の色分らずと申上るに、秀忠公宜ふは此屏風に能こそ勝負の點を懸たり、今予が見る前にて汝の如く爲者他にあらんや、是てこそ誠の大坂陣の繪圖なれとて、大に賞美し給ひ御手自召されたる御羽織脱せられ、當座の褒美と賜けりければ、彦左衛門有難しと御羽織を受て押戴き頓て御前を退きけり。其後彦左衛門老年に及び、歩行心に任せず、起居も自由ならざれば、隱居仕つり度旨願ひ奉つると雖も、家光公是を許し給はず、彦左衛門も今は詮方なく、大御所秀忠公へ屢々此儀を願ひしかば、秀忠公道理に思し召れ、彦左衛門隱居の儀御免ありて然るべき旨仰せ遣はさるゝに、當將軍家光公の御返答に大久保事は祖父神君并びに父將軍御兩代に仕へて、忠臣無二の舊臣なり、殊に神君御秘藏の者なれば、某しもまた祖父神君の御遺物と存じ、彼が出仕の節は東照宮を見奉つると思ひ候へば、今暫時相勤めくれ候様に、彦左衛門へ仰付られ下さるべく旨仰上られければ、秀忠公よ

り將軍上意の趣きを彦左衛門へ仰聞せられしかば、彦左衛門は感涙を流し、不肖の某しを斯迄將軍の思し召るゝ段冥加至極の仕合せと涙を流し、此上とも矢張御前を相勤申すべくと御請申上、西丸を退出し私宅へこそは歸りけり。夫より彦左衛門隱居願ひを思ひ止まり、老躰を厭はずして毎日登城なしたりけり。或時將軍家光公彦左衛門を近く召れ、汝屢々隱居致し度願ひに候へども、予も是を免さず、老人の身なれば晝日々の登城難儀たるべし、併しながら予天下の主將となつて未だ年を重ねず、汝が顔を見る度毎に祖父神君の御靈へ御對面せし思



ひをなせり、然る上は折々登城して其顔を見すべし、豫て殿中も頭巾と杖を許し置しが、今年に別て寒氣も強し仍て之を興ふるなりと、紫色縮緬のくより頭巾と、枇杷の木にて作られたる撞木杖に天鷲絨の袋を懸て賜はりける。忠敬勿躰なき上意恐れ入奉つり候と申上ければ、家光公重ねて宣ひけるは、彦左衛門老躰なれば頭も冷歩行も心に任せず、殿中と雖も寒氣も強し殊に疊の上にも足弱ければ、厭き倒れまじきものにもあらず、是は老人の身を恤育計りにあらず、神君を敬ひ奉つる予が心操なりと宣ひければ、彦左衛門兎角涙に呉ながら御禮を申上べき言葉もなしと、右の二品頂戴し御前を立て下りける。

○坂崎出羽守誅伐御後悔

過つて改むるに憚る事勿れとは、三歳の童子も知りたる聖語なれども、知て行ひ難きは人慾なり。然るを徳川前將軍秀忠公は、聖徳の備りし君なれば、先年本多上野介正純を御所刑仰付られ、其翌日御酒下されありて、老中殘らず御前へ罷り出しに、將軍御物語りの序御言葉靜に仰出されしは、昨日本多上野介罪科輕重詮議の節申聞べしと思ひしが、新舊の所刑混

亂しては、万一了簡違ひもあるべきかと差扣へしも、後々政道の疎略なる事を評するの恐れもあれば、止を得ず唯今申聞するなり、彼の一件は衆民の評もありしとか聞及ぶゆゑ、落着せし往事を申出す、必ず愚痴なる存念と思ふべからず、抑々本多死刑に付て夜前も篤と考へしに、右各心に絶ざるは四年以前誅罰せし坂崎出羽守が事なりとの上意あり、此一事を以ても政道に念を入れ給ふ事知べきなり。此坂崎出羽守と云は去ぬる元和元年五月七日大坂落城火の手上り一節、將軍秀忠公の御姫君(秀頼公篋中)城中に残り給ひしを、大御所甚く御歎きあつて、寄手の中より誰なりとも城中へ入て姫君を御供すべし、然るに於ては其者の妻に下され、其上姫君御持參の知行十萬石と御觸ありしか共、火の手城門に滿々て勿々救ひ進らすべき様なければ、誰一人として御請を爲者なかりし處に、坂崎出羽守大御所の御前へ出、仰の通り相違なく妻に下され候はば、私し御供仕つるべしと申上るに、少しも相違なし早々連來るべしとの上意を承まはると等しく、家來に着たりし黒革の具足と着更、難なく城中に馳入搜廻りけるに、帯城郭の石垣に寄添て煙を凌ぎ在ませしかば、姫君を負奉つり煙の下を潜りく、漸々城外へ救ひ出し進らせしかば、大御所の御感悦は譬ふるに物なく、坂崎は

姫の爲には命の親なりとて、厚く待遇れて御約束の如く、坂崎方へ縁組の事を姫君へ勧められしと雖も、姫君には御嫌ひありしにより、將軍には姫君御我儘なりと以ての外御腹立あらせられしが、御側の者共何分關東へ下向の後取計らひ然るべしと申上御延引あり。坂崎へは大御所よりの仰渡されにて、是迄本地一萬石の處更に二萬石の加増ありて、石州津和野の城主と仰出されしかば、坂崎は案に相違し、元來上意により姫君の御命を救ひ奉つりし廉を以て、將軍の婿になるべしと思ひ定め、吉左右如何と待居し處に、彼の加増を賜はりし而已ゆゑ、是を利銀と思召るゝは無念なりと、陰にて憤怒を含みながら時節を待折から、元和四年六月七日姫君は本多美濃守忠政方へ御入興と聞より、坂崎憤ほりに堪難く、遂に人數を催し途中に於て奪取、一日なりと某しの妻に迎へずば、大小名の嘲りも無念なりと、密に用意をしけるは危険事どもなり。斯て將軍家に於ては此事更に知者なく、御入興の調度とりくなる處、坂崎が侍醫に田中道悦と云者ありしが、先年出羽守病氣の節、彼の道悦が調進の藥を服せしかども、數日效驗もなく、遂に退屈して町醫師を招き治術を受しに、其効顯れ不日にして全快に及びけり。坂崎は不學にして武術ばかりに達し、意地強き者故、是を憤怒で道

悦を責、醫業の職分として知行を遣はし置に、此度我が病氣治療方疎略にして藥効なきゆゑ町醫を頼みしに忽ち全快せり、依ては知行を差出し暇を乞へべき筈なり、然すれば汝が知行を以て、此度治療の功を顯はせし町醫を召抱へんと思ふ所に其儀に及ばず、是余く知行盗人なりと責られしゆゑ、田中道悦迅速に暇を乞浪人すべき筈なれども、父母を始め妻子都合九人を養育身分なれば、知行を取てさへ艱難する處なるにより、浪人する時は大勢の者餓死するより外なしとの了簡と見え、是非なく暇を乞はざれば、終に知行の半を取上られ、傍輩の指しを聞ながら是非なき月日を送りけり。然る處に、此度坂崎が企望を聞と等しく、道悦心に思へらく、某しを取しめて半知にせし事最殘念の至りに付、何時かは怨みを報ひんと思ひしに、此度の企ては一旦利運を得るとも争か安穩に相續せんや、然すれば此事公儀へ注進せば却て恩賞を蒙るべきものなりと思案を極め、密に坂崎が巧みの次第を一通り書認め町奉行所へぞ訴へける。

○坂崎不仁に依て家來訴人

然るに田中道悦は、町奉行島田彈正忠の方へ訴状を持参なし、御注進の書付なりと差出せば、彈正忠直様披き見ると等しく大に驚き、即刻登城して執政中へ披見に入れければ、速かに評定一決して、奉書を以て坂崎出羽守儀御用の儀之ある間、土井大炊頭宅へ罷出べしと達せられしかば、坂崎畏まり奉つる旨御請申上たり、因て大炊頭方にては立合の役人各々列座して待居たりしに坂崎來らざるにより迎として徒目付を遣はし、老中始め數刻相待居るの間、早々参らるべしと申入れければ、坂崎心中に扱は密計洩れたるかと思はしけるが、御使の徒目付へ取次を以て、只今参上仕つるべしと支度仕つり候所、俄に病氣差起り候に付、延引致し候なりと返答に及びしかば、其儀ならば此方より檢使を差向べしと評定の上、夫々の役人早速出張し、出羽守誅罰免れ難きにより、家來共助命の望ある者は申合せ、出羽守が首打て差出すべし、然らば家中の者共は御構ひなきぞと三度まで呼ばらせけるを聞、坂崎が日來の不仁愛に報ひけるにや、納戸役の中に廣澤小兵衛と云者あり、金銀出入せし處に、三年以前に百兩の金一包紛失して種々と吟味すると雖も曾て知れず、坂崎が妾に欺され色に耽り、件人の金を小兵衛が泊り番の熟睡を見澄し、坂崎は自身百兩包みを取り出して彼の妾に渡

し、汝に之を遣はす間此事を秘し置べし、万一他の妾共が知時は事面倒なりと云合め、知らず漸して居たりしが、金百兩紛失せし由を聞て、其は納戸役の面々寄合放埒に遊び遣ひ捨しならんとて、納戸役三人は百日の押込申付、且其調査に付家中へ利足付に大金を貸置たる事顯はれ、其儀は小兵衛一人支配せし故、小兵衛は半知に申付役儀取放し、小兵衛が父の七十餘歳に成りしを伴が科の代りにとて寒中裸躰にして追放しけるは、不仁不道にて天の照覽を顧みざる大惡の主人なり。此小兵衛を聞に親類とてもなく、老父の立入べき方もあらざれば眞裸躰にて狼狽歩行を坂崎が近習の武士松川源六森下金五郎非番にて他行の途中是を見付、主人へ遠慮あると雖も、兩人俱に若年の節より、小兵衛を師として諸事を習ひし師弟の因縁ある故見捨難く、綿入羽織を贈り金五郎は袖の小袖を脱て老人の裸躰を覆させ、途中ながら屋敷へ出入町人の宅へ來り、無心して路用金迄を借請、老人へ是を遣はし、常地にては住宅も成難かるべし、大坂へ立越給へとて知己の方へ書状をも添て遣はしけるは、眞實情ある兩人なり。小兵衛は父追放の日、何卒衣類を持せ遣はし度、種々と盡力すれ共、小兵衛が主従ともに三十日の間門外へ出べからずと嚴敷申付られ、老父飢寒の患ひを知りながら、是非

なく歎き居る處に、兩人の厚志を聞て感涙を流し、此恩忘れ難しと悦びしを、如何して聞たりけん出羽守以ての外怒りて、汝等は某しを踏付し仕方なり、殺しても厭足すとて、小兵衛父兩人の代りとして、若者兩人俱に寒中に帷子を着て出勤させ、寒しくと云を笑ひ樂し召使しは強慾非道の者なり、扱又出羽守は檢使の來りし事を聞、豫て庭中に堀置し脱穴より夜に紛れて馳出、石州の領地へ逃退騒亂を起して腹を慰さんと覺悟を極め、庭の築山の陰なる脱穴の方へ行きし折柄、後より馳來りし小兵衛金五郎は、豫ての遺恨を晴さんと密に謀し合せ、出羽守を欺誑申しけるは、家中悉皆く寄手に心を合せ、追付亂入と相聞候、我々は御供致し候て御先を切拂ひ申すべし、其擾亂に御脱候へ、御猶豫あつては大事なりと云つ、脱穴へ入ながら源六金五郎は鎗刀を拔持、出羽守が傍へ進み小兵衛は手鎗を以て坂崎が横腹より胸板へ突貫きければ、強勇の出羽守もアツト云て倒るゝ所を、源六金五郎は何の苦もなく出羽守の首を打落して、門外へ走り出實檢に入れしかば、一時に騒亂鎮定役人中諸勢を引揚、此旨を執政中へ披露しけるに因て、其日姫君の御入興は御延引あつて、同年七月十一日本多美濃守へ御再縁あり。御興は永井信濃守尙政并に青山大藏少輔幸成、御貝桶は安藤對馬

守にて、目出度御婚禮相濟ける。斯る次第なれば將軍上意に坂崎出羽守を誅伐せしは道理なり、然りながら何れも能々了簡すべし、坂崎が怒怒りも道理至極なり、假令姫は不承知にて婚姻を拒むは是非に及ばずと雖も、他家へ嫁するは決して爲間敷事にして、本多へ再縁の儀は姫が望にもせよ宥め難すべきなり、然すれば坂崎を誅伐するにも及ぶまじ、只將軍職の威光の損ずるを恐れて、何れもが私に取計らひしならん、臣として君の威を仰ぐは敬禮なれども、此秀忠に於て坂崎を誅伐せしは、末代迄理不盡たる悪名を残さん事残念なり、林道春が請じて聞せしは、漢土にては三度奏せずして死刑に行ふ事なしと、然るに一度も告聞せずして誅伐せしは、以ての外不念たるべし、急變の場合には是非もなき次第成共、其外は何ぞ周章て誅を急ぐ事あらん、此事の思ひ出る時は、此秀忠總身に汗出るなり、此以後とても死刑に行ふ者ある時は、士庶人は其次第を替付になして必ず何ふべし、尤も奉行役人どもは勿論なり、年寄たりとも以來公聽に達せずして、死刑を行ふべからずと宣ひしかば、何れも上意の趣き御道理至極に存じ奉つる、以後の所は御沙汰の通り相守り申すべしと御請申上たり、是政道に念を入れらるゝ事感じ奉つるなり。

○將軍家掟權を捨て理法を用ひらる

古今の將軍職は、武權を第一に執行はるゝが中に、徳川家康公御發明あつて亂世には權利の法二ツを以て治むべしと御決定あり、是は武田信玄在世に山本勘介入道高坂彈正馬場美濃守等と治國平天下の間答あり、君臣四問四答の確論を目錄に記されし執筆は齋藤喜兵衛なり（此喜兵衛後に眞田安房守昌幸と號す）然るに齋藤が定めし掟は、少しも疎略なく詮議したりしを、如何して右の目錄を家康公の御手に入りしや、悉皆く其事を御納得の上、御嗣君秀忠公へ御遺訓ありしを以て、激烈様に御譜代衆へも御世話ありしかども、理を專一として法を次に御立なされ、御政道は申すに及ばず、平生とても其行跡諸事に付同様に見え給ふ。扱同年十月九日、國松君鐵砲にて御獲物ありしかば、御臺所殊の外御満足に思召れ、御指南ありし福島宮内へも拜領物仰せ付ら越ける。然るに秀忠公には古今無双に正しき御行儀にて女中衆一人も御寵愛なく、御臺所ばかり守り給ひ、御中合も睦しく誠に珍敷御夫婦なり。日暮よりは御夜食も御同座にて召上られ、九ツ過迄寛々と御物語りし給ひ、後御寢所へ入給ふ

事定式板行に捺たる如く一日も變る事なし。然るに今日國松君の撃給ひし鴨を御吸物に差上なば、嘸御満足に召上らんと御臺所の仰故、御料理をなして待給ふ所に、例の如く日暮て將軍大奥へ入せ給ふに、今晚は殊の外寒ければ、先々酒を出候へと仰らるゝにより、御臺所は例の鴨の御吸物を差上らるゝに、將軍家御箸を把給ひ一口召上られ、格別の風味なり何方より進ぜしやと尋ね給ふに、御臺所の御挨拶に、今日國松が初めて鐵砲にて打止候故差上させ候と申されければ、將軍聞召れ恐ろしきものなり、宮内が能指南致したり、何方にて此鴨撃ちたるやと尋ね給ふに、御前に在あふ老女申上げるは、御城の堀に群居たるを御撃遊ばし候由と申上げるを、將軍聞召して、御口中に入れられたる鳥を御吐出し遊され御立腹の體にて、當城の事は父君より竹千代へ下されし事なれば、常に群集る鴨多しと雖も、竹千代が成長の時迄は予も是を取らず、然るに國松が撃しとは疎悉千万なり、既に父君の仰せにも、國松は竹千代殿へ能奉公すべしとありしは、將軍の定來なるが故なり、其國松が幼少なればとて、主人と云兄と云ひ大切に致すべきに、不埒至極の舉動、是成長の後竹千代に對して逆心を含む前兆なりと、大いに御氣色を損じ御酒一口も召上らず、直に御立あつて御表へ出御

なし給ふ。夫より屹度御使を以て、御臺も其程の事合點あるべし、能々異見あるべきに、悦喜居る心庭更に心得難し、國松を竹千代の前へ出すべからず、勿論予が目通へも無用なりと以ての外の御立腹なり。是に因て御臺所は殊の外御迷惑に思し召、御食事も召上られず、歎かせたまふよしを年寄衆開付て、種々御執成御挨拶申上ると雖も一向御會釋なく、是にては國松君御勘氣と見ゆるなりと、各々毎日評定し、此上は天海僧正の執成ならては叶ひ難しとて、内々右の段を僧正に物語り頼みければ、天海僧正承知ありて早速登城なし、將軍に謁見の上四方山の御咄しありて後、國松殿には久々御目に懸らず、何方にと尋ねらるゝに、將軍家御挨拶には不届きの沙汰にて目通へ出し申さずと仰せらるゝに、取付能手掛と土井大炊頭、此度御憤りの次第御道理に存じ奉つると天海へ目配せして申上るに、僧正開給ひ高笑ひして、夫は散々の仕損じと云者なり、併し何を云ふも童子の事なれば、遠慮なきは理なり茲は國松殿の名代に愚僧が御詫仕つる何卒御免あるべし、嗚々御臺所は御迷惑笑止千万に存ずるなり、六親不和なれば其家治まり難しとは世の諺言に申觸したり、將軍の御怒積りて、果は御兄弟吳越の隔絶となる事もあらん。後々が大切く急ぎ國松殿を召るべしと、頻りに

天海御牌を懸られしかば、能幸ひと老中の面々國松君を伴ひ参らせ、天海に式禮ありしかば將軍家御立腹和給ひて暫時御話しありしが、頓て天海も退出あらんとする節、大炊頭御臺所の御事も耳語氣を付ければ、天海高々と笑ひ、大炊く夫婦喧嘩は他人の扱ひに及ばず、今晚か明晩迄には埒明べし、氣遣ひ無用くと笑ひながら退出ありしかば、天海の申されし如く比翼連利の御契り淺からず、稀なる御夫婦故其夜直に大奥へ入らせ給ひしとかや。

○新將軍家我儘なる御行跡

扱又秀忠公には御代を家光公に譲り給ひしかば、前將軍家は萬機の政事を當將軍家光公へ任せられしが、前代以來諸事功者の年寄中執筆にて、御政道の御規矩は相違なしと雖も、當將軍家の御行跡と申すは、何者の勸め奉つりしや相模の御遊興を好ませられし事甚だしく、武家にて角力を好みし譯は、罪國にて組打の時其益有るを以て、織田信長を始めとして歴々の官位ある國主城主専ら好み給ひ、自身土俵に入遊興ありしかども、其頃にも家康公は勿々御好みもなく御笑ひ成れて、是步卒足輕の所爲なり、我等は采配を採て諸軍の進退をなす

ゆゑ、自身好むべき業にあらずと見物あるばかりなり。因て御先代も猶強勇の作條は御好み
あらざりし處、三代將軍家の御治世に移りし以來頻りに勇武の業を御好みあらせられ、自然
と御力量も加はりて一入面白く思召、城中の御庭などにて御小性御小納戸の若殿輩を相手
に、折々角力取らせられ共、是而己の御遊興にて飽足らず思召ける故にや、夜なく御
側に伺候の中、別て御心易き輩ら許りを召進られ、御上の御遊びとも人目には見えざる様、
黒木綿の衣裳にて番町の明地に到り給ひ、御家人等と打交り角力御取成れしは、太だ輕々し
き事にてありけるが、最初の程は夜廻り番人輕卒を制しけれ共、後には諸方より競ひ來り倍
々盛んになり、夥多く群集せしが、早晚將軍家の御遊びなりと云事世間へ聞え、土俵場を公
方の辻と稱へしを、酒井雅樂頭が一番に開出すと等しく、土井大炊頭へ傳へて、此儀聞捨難
し如何すべしと相談に及びければ、大炊頭聞て、御幼年の頃より貴殿某しともに御傳役なれ
ば、御行儀宜しからざる節は、東照宮の嚴命を頭に戴き一番に御諫め申上たれども、近年御
成長後は、御行儀宜しからぬ事と心を付ながらも憚り居たりしが、此儀は聞捨になり難し、
先々某し御機嫌を伺ひ御諫め申上べし、然ながら只今は前々と違ひ、御降入の程計り難し、

若御出入なき其時こそ御幼年より組付、なして御上にも御迷惑なされし伯耆守が手に渡すべ
しと、忠節補佐の兩人謀し合せ其機をこそ待居たり。

○青山伯耆守以後勇を守立る

斯て雅樂頭大炊頭を始め謀し合せ、機會を以て御諫言申上んと思ひ居たりし折柄、御前へ
召れ、大炊頭は別して御相口と云御心安く思召れしなれば、御酒など下され御懇切の御意の
中に、何と大炊近頃世上に變りし沙汰聞かざるやとの御尋ねを幸ひに、大炊申上げるは、さ
して相變り候沙汰も承まはらず、然乍ら少し變りたる事は、夜なく番町の明地へ、歴々の
大名方が忍び體にて角力を取に參られ候と申事を承まはり及び、不思議なる事に存じ居候、
何れの大名にて候哉推察に及ばず候と申上候處、將軍大いに笑はせられ、夫は誰なるべし大
炊當て見よと上意に付、大炊頭思案の體にて、誰にて御座候べきよしや御三家方御出はある
まじ、加賀は行儀正しき人にて物騒がしき事は嫌ひと承まはり及び候、薩摩守にてもあるべ
きやと申上、又暫らく思案の體にて、いや推察仕つたり多分陸奥守に御座あるべし、扱々

途方もなき法外千萬の人なりと高笑ひして申上る、時に將軍御笑ひありて、大炊は推察の疎
き者なりとて、大炊が耳に口を寄り、夫こそ誰あらう家光なるぞと仰せありて、又々御本
座に着せられしかば、大炊頭大いに仰天の體にて、是は以ての外なる御行跡に入せられ候、
私しが承まはり候より外は洩し候まじ、若や雅樂頭承まはり候はば御前には如何遊され候や、
御面目を失はせらるべく候、伯耆守承まはり候はば例の氣遣ひを起し、持扱ひ申すべき事な
り、必ずく重ねては堅く渡御有間じ候と、眉を皺めて諫め奉つりしを、將軍熱々と聞せ
られ、如何にもあるまじき行儀とは、自分も合點は致し居れども、將軍宣下以後は皆々集り
て仰山に扱ふゆゑ、却つて夜なくは殊の外淋しき儘不圖出たり、此後は必ず止べし氣遣ひ
仕つるなどの上意を承まはり、大炊頭は謹んで有難き思召に御座候、誠に御馴染とて私し
儀申上候事を、一應にて御開届け遊されし事やと、本意の顔色を顯はし名將と云君臣和合上
下親順とは此事なりと悦喜して退出したりけり。其砌上意には必らず、伯耆には沙汰無しく
と宣ひしとぞ。然るに三人の中酒井雅樂頭は、人品重々敷御上を始め奉つり、大小名殊の外
に心を隔しなり。青山伯耆守は天晴勇士の威風あり、自他門々を恐怖せしめし程の猛勇無類

の荒者にて、御幼年より伯耆は甚だ御斟酌あり、又大炊頭は才智勝れしかば、何事も心隔な
く思召なり。右三人を當將軍家代竹千代と稱し奉つりし八歳の御時に付けさせらる。其節
東照宮竹千代君を御側に置せられ、右三人を召出され、向後汝等を竹千代に付置上は、雅樂
は仁を以て補佐すべし、大炊は智を以て介抱すべし、伯耆は勇を以て竹千代に我儘をさせざ
る様守立べし、竹千代も能心得よ、三人が申事を承引せず我儘に生長せば、三代將軍の職は
叶ふまじ、又師匠には天海を頼み置候なりと屹度仰せ渡されし時、竹千代君篤と御承知あり
し處に、平日御行儀宜しからざる事あれば、先大炊頭申上猶も御用ひのなき時は雅樂頭罷出
東照宮仰せ渡されし上意を申出し、重ねて御諫め申上夫にても御開入なき時は、伯耆守罷り
出頭上から荒らかに叱り奉つり、其行儀にては争か三代將軍に立せられ給はんや、東照宮の
御前に参り申上ん、此伯耆守が首を切らせられよ、存命にては冥途へ参り難し、御手打に首
を落されよ、東照宮へ披露仕つるべし率首を切落して伯耆守が命をとり給へ、御局方御腰物
を抜て差上られよと目を怒らし罵ると等しく、竹千代君御手を上られ堪忍せよ伯耆此後は行
儀能すべしと涙ぐませたまふを見奉つり、春日の局は伯耆守を宥め堪忍致さるべし、御上に

も御納得と見えたり、御上にも猶又御我が儘を止せられずば、女にてもあれ此局相伴腹を切るべし、其節は自身に首を切落し申すべしと、顔赤めて申時に、御聲を上げて泣出し給ひ行儀能して伯耆局も殺すまい、堪忍くと御詫遊されしなり、御成長以後とても、伯耆守をば甚だ御斟酌ありし故に、詰りの御諫めは何時とても青山伯耆守に聞すべきなりと申上れば、其にて御用ひあらせられしとかや、其後天明年中將軍家齊公元和三補の像を畫せ、儒臣林大學頭信徴に命じて之に讚せしむ。

土井大炊頭利勝

察之未形無所隱匿免禍保身何有所惑

酒井雅樂頭忠世

神福民懷何有所愛百行之本焉依焉求

青山伯耆守忠俊

如虎如貔何有所懼教以寬柔惟義是慕
又安政己未年將軍家茂公儒臣林大學頭信輝に命じて同畫像へ讚せしむ。

元和之初、酒井忠世、青山忠俊、土井利勝、爲大猷大君傳忠世之仁、忠俊之勇、利勝之智、合三長爲一以相補導、蓋台德大君原旨神祖而所命也、是以儲德日進、竟爲英主、故寬永之治世々相承、永爲規範、或畫三補像以相傳焉、其君臣交脩之蹟可謂盛矣、今大君初在紀藩、幼而繼世、每倚籍左右以脩德、一日觀此圖、曰祖宗奕葉之隆、皆之由信乎、人主不可無爭臣也、既而入大城、育於諸闈、未幾承洪緒、時尙冲齡、日夜孳々勵精圖治、益虛懷、就大臣切求啓沃、頃者命臣某製此圖、陳諸座右、朝夕目睹、以爲自警、欲使輔佐之臣盡心諫諍、而嘉之相與進、寬永君臣之偉蹟也、願信輝記其由、如斯

安政六年歲次己未春正月

大學頭臣林輝敬識

然ば元和の三臣幼君を輔佐し奉つるに誠忠の力ある事知べきなり。

○新將軍家大炊頭が諫めを用ひず

斯て雅樂頭大炊頭の兩人は謀し合せ置、諫め奉つりし趣き一應にて御開濟の虚實を試みるべし、猶又談合なし、將軍家を見知りたる家來一人宛、兩家より番町へ出し窺はせしに、翌晩は渡御もなく其次の日は雨降て其沙汰なかりしが、三目目には晴天なれば例の如く兩人を遣はし窺はせしに、暮過より角力始りし處、四ツ時ころに四五人の若武士土俵近く來りしを見て、集り居たる者共皆々敬ふ體なれば、扱、そと兩人は熱々見届けしに、何れも一樣の黒木綿裝束の中に、新將軍家入交り給ひいざと御聲懸らるゝが否や、角力始まりて九ツ時に皆々退散ありたり。依て始終を篤と見濟し、立歸りて斯と告げれば、酒井土井の兩人も惘然果、扱は一應にて御承引ありしは、是全く後日渡御の障りと申し召、大炊をば能々欺き給ひしものよと終夜相談せしが、雅樂頭が了簡には、此度再三申上ては君臣の間に隔心起らんは必定なり、然る時は御政事向に差支へ出來し、公私の障りにも成るべし、是は伯耆守を懸くべし、渠は御幼年より仕付たる強勇の諫めにて、慥に御斟酌あれば、忍びの角力相止べしとの相談に決し、夫より兩人伯耆守に對面なし事の仔細を語りければ、伯耆守大に驚き、某しは先達てより不快にて引籠り居しが、漸く兩三日より出仕致せし處なれば、一向委細を

知らざりし、此事此儘には捨置難き事なり、豫て東照宮よりの命もあれば某し屹度御諫め申上べしと云ふ、雅樂頭大炊頭の兩人、然らば宜しく計ひ給へとて約束なして歸りける、扱も三人とも誠忠の御譜代と云、斯まで君の御行跡を心に懸るからには、天も納受ある筈なるに、時節到來とは云ながら伯耆守一人事の問違ひより、遂に禍ひを蒙るこそ是非なけれ。抑々青山伯耆守は、竹千代君の御傳と仰付らるゝ時、家康公仰には、汝是迄予に對し無禮の過言其數を知らずと雖も、今日に至る迄咎る事なく差置しは、直言誠心少しも陷らばず、潔白の忠信と洞察し故なり、此後竹千代に不行儀の舉動ある時は能諫言すべし、萬一其方が諫めを用ひずは家康に命を呉しと心得冥途まで注進すべし、此事怠る事勿れとの御意を蒙りしにより、上意の趣き畏まり奉つると御請申上し後、竹千代君に向ひ奉つり、只今御開遊され候通り、短氣者と伯耆守を御傳に付させられ候は、早く相果よとの御心底なるを察し奉つる、必ず御行儀能遊ばさるべし、若御開入れなく候は、某しを御手打に成さるべしと御斷り申上たる如く、御幼年より氣力を盡し守立奉つりしが、御成長に隨ひ寛仁大度の操に入らせられ、各々感悦せし處に、此度の御行跡は万事御合點の上にての御放埒故、兩人より伯耆守に委しく申聞せ、

謀言の相談ありしなり。斯て伯耆守は翌夜番町に至り、角力場の邊りに隠れ忍び待受進らせし機、二晩目に將軍家例の如く渡御有るや否や、集り居し輩ら角力を取始め、家光公も一入興に入せ給ふ最中、青山伯耆守上下の股立高く取り案内もなく土俵の真中に上り先角力を待つべし何方よりの仰付られにより、御城近き此所に於て夜中角力を取騒が敷群集するや、一人も餘さじと刀を拔懸切殺すべき體に罨りければ、皆這々に逃散たり、將軍家は以の外御機嫌を損じけれども、御忍びの御遊興にて元來あるまじき事なれば、徐々と還御有りしが、御後を慕うて伯耆守登城せんとするを、將軍家より御門番士に、伯耆守來る共堅く入べからずと仰付られしかば開門致さず、雅樂頭大炊頭伯耆守の三人は、夜中にても訴へなく御城入御免の者なりしが、今晚に限り御門を開かざれば伯耆守散々に憤言を吐散し是非なく立歸りけり。然るに其翌日御答書を以て仰渡され候趣きは

一伯耆守事御幼年御傳役の節過言度々に及びしと雖も捨置れ候處に御成長の後既に將軍職に任ぜらるると雖も往事の失禮申譯に及ばず無禮重疊の事

一夜中御門締の處無體に入城せんとて番士に向ひ雜言の段禁制を破り我儘狼籍至極の事

一夜中角力の土俵に馳入理不盡に諸人を追散し奇怪狼藉に可至の事

右の條々不屈至極により堅く閉門仰付らるるの間重疊恐れ入候は、年寄方迄寄々訴狀を奉つり赦免願ふべき時節有るべきものなり

と書付を渡されける、是は表立し嚴敷御答にあらす、將軍家御幼年の頃に御諫申上候節は、御上より御詫遊され候儀度々の事故、以前の意趣返しに斯様の節を幸ひ、斯計らひなば伯耆守恐れ入て愁訴致すべし、然る處數日御赦免なき時は、彼欄々難儀致し度々年寄中まで足を運歩す、迷惑重疊の上御宥免あつて後御笑ひあるべくとの思し召にて、御戯れに表役人へは御沙汰なく、御側の衆へ仰せ付られ相認めさせて、御手元より出し御答書なりしを、伯耆守が心には年久數箇功を御忘れ成され情なき御答哉と心得、生得短慮猛りにして正直の人故、御答長まり奉つるとて閉門なし、何方へも通達なく、憤死を遂げべき覺悟なりしは、君臣の了簡違ひとや云ん最苦々しき事どもなり。

○老中共伺ひの上存違ひ

扱も此度青山伯耆守閉門仰付られし事、年寄中も笑止に思はれ、將軍の思召を伺ひし上、御赦免有様に取計らはんとて御前に出、此度伯耆守閉門の儀は、如何成御思し召に候やと伺ひしに、將軍笑せ給ひ、今度こそ渠に至極の迷惑致させなば、渠必ず其方共まで日參詫言致すべし、其上ならては赦免すまじ、賊に遺恨と云には非ず、予幼年の節に毎夜渠に詫言したる返報なり、其方共心配に及ばずとの上意なりしかば、各自も少しく安心し、此思召にては伯耆守が身の上の障りはあるまじと了簡して退きける。依て大炊頭雅樂頭の兩人は伯耆守が方に到り斯と告げれば、伯耆守嘲笑ひ、某しは盲目にて書物は見えずと雖も、林道春が御前にて講釋致せしを折々承まはりしに、和漢とも古今主君に諫言して用ひられず、其上に迫込られしを難儀なりとて、泣顔下げて詫言せし例を聞かず、是まで随分御憎しみ募り居りしゆゑ知行を取上らるゝは知れし事なり、併し近來御加増二万石は當御代の御加恩なれば取上らるゝとも、本知三万五千石は當將軍家御取上は成るまじ、本知さへあれば替居して凌ぐべく、某しより御詫言など云は聞くも穢はしとて一向取合されば、酒井土井の兩人も重ねて異見すべき詞もなく手持無沙汰に立歸りけり。伯耆守は猶も親類續き合の方へ急度使を以て己後

音信不通たるべき旨言切り、只々死を待而己の覺悟と見えたりけり。然れば雅樂頭大炊頭も深く心痛なすと雖も、是を和ぎ解くべき術もなく思慮に盡きてぞ居たりける。

○伯耆守方へ重て使者を遣さる

扱も將軍の御前にては、日々伯耆守が噂を成され、渠定めて難儀致し今に愁訴歎願申出ん、其時は宥し候はんと家光公も御心待に思し召處、伯耆守は雅樂頭大炊頭の兩人へ氣強き挨拶後愁訴の沙汰更になし、因て再度兩人より説勸めると雖も、左右我意を立通し愁訴すべき體もなかりければ、雅樂頭大炊頭を始め、老中の面々心を痛め種々評議ありしにより、將軍是を聞せられ、誠の御怒にはあらざれども何とかして渠に詫言させんと思召、密かに仰られけるは、伯耆守我意を立通すとは法外なり、因て知行を召上配所に送られ候と申しなば、俄に驚き周章其時こそ愁訴せん事必定なり、依て其通り申付よとの仰に、老中も此儀然るべしと申上、早速上使を伯耆守方へ遣はされ、此度の不都合は屹度遠流にも仰付らるべき筈なれども、御幼年よりの御馴染を思し召、其許先非を悔愁訴致し候へば御免なさるべき尊慮なる

を、汝が我意を立通し愁訴もなく君位を輕んずる心底不屈き至極なり、然れ共東照宮神意の照覽もあらん事なれば、此上心を改め哀訴致すに於ては相替らず召仕はるべしとの上意なりと申渡しければ、伯耆守申様上使の趣き委細長まり奉つり候、然り乍ら哀訴の儀は仕つらず候、因て早々配所へ御送り下され度、素より然様の御沙汰之あるべくと豫て覺悟罷り在候、然し家財の儀は恩祿を以て調へ置候へば残らず差上べし、我身に添し物は重代の差料と俸而己、是は一同に持參仕つるべしと申捨て、上使未だ座を立ざるに家來に其段申渡し、青山の下屋敷へ立退ける。爰に子息因幡守は、私用にて親類へ參り居合せざるにより、途中より草履持に右の趣き申遣はし、青山の下屋敷にて待合すべしとの事餘りと云ば一徹なり、上使の兩人呆れ果急速登城して右の趣き言上しければ、家光公大いに驚き悔み給へども今更詮方なく、然とて其儘にも捨置難ければ、遠流は御宥免にて伊豆國下田へ流罪になりしは是非なき間違と云つべし。

○天草一揆討手配評定

然程に大久保彦左衛門は、家康公より三代の間忠勤を盡し、家康公薨御の後江戶表へ罷出、秀忠公御一代御寵愛を蒙りしも、偏に家康公御遺言ありし故なれば、家光公の御代に至りても相變らず御寵愛を蒙り相勤め居たりしが、實に智勇稀なる人なれば、誰あつて是を難する者もなく、斯御代々御秘藏あるもの成べし。然るに常御代に到りては、老年に及びし故登城勝手次第と仰せ付られける。時に十二月廿七八日頃なりしが、彦左衛門不圖物見に出て往來を眺め練しみ居し折柄、向ふの方より餅米三俵付たる馬二疋並りければ、彦左衛門是を見るや否彼の馬を引入させ、自分玄關に立出小荷駄役人に向ひ、之は尾張殿の小荷駄にて候や、定めて時節柄ゆゑ餅米ならん、然様ならば其米此へ下し申すべし、扱其方共は屋形へ歸り、彦左衛門事當暮は甚だ困窮仕つり、今以て餅米を調ひ兼るにより、如何仕つるべくと存じ候折柄、餅米を付たる馬門前を通り候に付幸ひと存じ、右の御米六俵共に拜借仕つると申上べし、依て此米六俵我等借用申すなりとて、米六俵共に玄關の前へ下させ小荷駄役人をば歸しける。彼小荷駄役人屋敷へ罷歸り、右の段具に申立ければ、尾張殿是を聞れ、夫は笑止の事なりとて俄に使者を以て彦左衛門方へ申遣はされけるは、只今某し家來に申合め越れ

し趣き、御道理の儀に付承知致し候、併し夫ばかりの餅米にては少かるべし御入用次第進上申べくに付、御遠慮なく仰せ越るべく候と申人ければ、大久保老人罷り出、御挨拶は忝けなき御心入に候へ共、先程借用申上たる六俵にて澤山に御座候、若又不足に候はゞ手前より申上べくと答へられ、是より此儀嘉例と相成、毎年十二月廿七八日頃に尾張殿より餅米六俵馬二疋に付、彦左衛門方へ遣はされるとかや。扱又寛永八年の頃、肥前國天草島に一揆起り、百姓浪人等島原の古城に楯籠り、領主松倉豊後守を始め九州の諸侯多人數馳向ふと雖も、草賊倍々猖獗にして容易に鎮定の様子も見えざれば、將軍家にも大に御心を惱し給ひ、諸老臣を召して種々評定あれど一決せざれば、將軍家の上意に、斯様な儀は彦左衛門へ相談爲すこそ然らんにより、早々同人を呼出し見込を承まはるべしと仰出されければ、即刻上使を以て登城いたすべき旨仰遣はされしに、彦左衛門上使に向ひ、某し事久敷登城致さず引籠り罷在衣類も甚だ見苦敷相成りしに付、とても急に登城は成難く候、元來御存知の通り不身上の者なる故、衣類など急に出來兼るなりと申上しかば、上使は立歸り其旨老中へ達せしに、又例の我が儘なり兎角上意なれば早々登城すべしと、上使三度に及びけれども同様の答ゆる

餘儀なく將軍の御聽に入しかば、渠が我儘は大御所の御代より今に至る迄珍しからずとの上意にて、即ち御召の御小袖一襲御上一具下し置れければ、彦左衛門是を頂戴して漸々と登城せしに、將軍家は直様彦左衛門を御前へ召れ、扱々久々の對面なれども、汝無事にて目出度存するなりと仰せ出されしに、彦左衛門兩手をつき君にも御機嫌能居らせられ候段恐悦至極に存じ奉つる、又此度此老夫を急に召出され候は如何なる御川に候やと伺ひければ、將軍然ればこそ汝も聞及びしならん、此度肥前國天草にて浪人百姓等一揆を起し、諸所狼籍を働き其勢ひ倍々熾んにして勿々當り難く、追々討手を差向ると雖も、容易に鎮定の功を奏する事能はざる趣きにより、諸老臣を集め評定なすと雖も、左右一決せざるに因て汝を呼出せり、汝は度々戰場に臨み高名を顯せしを以て、汝が差圖を請んと存するなりと上意ありければ、彦左衛門打笑ひ、僅の小城に浪人百姓の狼籍者籠城せしを、天下の諸侯奇集り手に餘るとは何事ぞ、今の世に智者と呼ぶ、松平伊豆守此軍配は致さるや、然れど治世の理害は政道も成るべきなれども、戰場の理害は疎かるべし、血潮に染みたる者は又其理に賢く、既に今度籠城の者を浪入百姓などの事と思はるゝは不覺の次第なり、承まはるに干戈の中に討泄され

たる者も多分ある由、殊更邪宗門に凝固まりたる者どもなれば、一同城を枕と決定致し居るよしゆゑ尋常の者にあらず、依て當時役人方の稽古には至極よき相手なりと、御前をも憚らず申上ければ、御前に有合諸士顔を見合せ、一言の議を發する者もなく並居たり。然るに將軍家には今度の軍略其方に頼むなり、宜敷く指揮是有れとの上意なり、之に依て彦左衛門歴々登城なし専ら軍事の評議を聞たりけり。

○旗本内田米倉爭論

病は口より入禍ひは口より出ると宜なるかな。同年九月十五日、月並の惣出仕にて大小名登城前の事なれば、旗本中寄合居たりし中に、内田平太郎米倉傳五郎の兩人相番にて平日心易き者なるが、此兩人は兎角懶惰の質故學問などは心懸ず、只遊惰に光陰を過しけるにより、人倫の道を明らかに知らざるも理りなり。平太郎は三四人の者と四方山の咄しの末、當時は治世なればとて人々武術の心懸疎ければ、誰も差物などに心を用ひる者なし、然れども差物は上杉家にて好みし四半こそ至極宜敷物なり、風雨の節も身の振廻しに障害なく、又亂軍の

中にて進退自在なり、斯様の品にあらざれば武功を顯はす事ならずと云に、誰共知す傍らより、平太郎殿然にあらず、強ち差物に寄武功を顯はす而已ならんや、皆人々の器量にあり、尤も關東にては甲州の百足差物くとして、戰場にては敵も味方も道を開きたる事は、今も猶茶話にも申程の高名なりと云も終らざるに、平太郎冷笑ひ、假令足百の差物にもせよ、又は大蛇の差物にて來るとも、人は知らず此平太郎は斟酌すまじ、又甲州仕出の楯に竹束と號けて鐵城の様な楯さへ弓勢に會ふては矢を以て射抜たるものと、我知顔に物語りする後に、米倉傳五郎は默然として閉居たりしが、抑竹束の仕出は甲州にて他家にはあらず、曾祖父米倉丹後守信州攻の時、刈屋原の城主太田彌助矢繼早の精兵を揃へ奇手を射立ければ、甲州勢色を失ひし折柄、丹後守機變の工夫に竹束を思ひ付しに因て、太田の弓勢甲斐なく終に城を攻落しけるに、以來は米倉が竹束と唱へて遠國迄も近代の重寶とせり。其丹波守が曾孫の傳五郎なれば、此物語りを聞堪へ兼て頸を差伸、平太郎殿其方や我等は其時の事は未だ生れざる前の儀故、今靜謐の御代に空談無用／＼と申しければ、平太郎は振向、傳五郎其處に居るか今の一言は入ざる過言無禮なりと申しければ、傳五郎は若年と云殊に柔弱生質なれども、

少しも憶せず阿々と打笑ひ言葉を改め、其方の過言雜言毎度の事なれど、是迄は一度も改め
て申せし事はなし、然ども只今の竹東の事に付欺き論ぜし一言は挨拶すべし、此傳五郎が甲
州出の米倉とは列座の衆中御承知なり、然るに差物の長短に付て吟味は武者奉行の裁判を請
くべきなり、又武器の詮議は武士の寄合に語るは銘々の琢磨なれども、只今其方の雜言は武
道不案内なる故實に無用と申したり、是も友人の信を思うての事なり、又竹東仕出の根元は
外の家にあらず、甲州にて某しが祖父たりし米倉丹後守、戰場に臨みて機變の工夫なりと云
せも果ず、平太郎は高笑ひして、傳五郎よ人聞の能様に先祖の自慢は聞度なし、其方先祖米
倉丹後は武田家の甘利備前が卑官より昇進りなり、其頃には卑官の小身者は足履を作りしな
り、其方が先祖の丹後とても其履細工の中思ひ付竹東を拵へしは才士なり、然り乍ら當今の
合戦ならば其竹東如きに困る者はあるまじとて、阿々と打笑ひけれども傳五郎は少しも憤怒
らず顔色を和らげ、言葉をして申上けるは、其方の了簡にては武備の是非は無益の論と云
事なり、決して他門ならば批判に及ぶまじきに、先祖丹後の發明たる竹東の事故申せしなり、
抑々竹東の出來始めは先にも申せし如く、信州新屋原の城攻に甲州勢が精兵に射立られ、

寄手の手負夥多く、信玄大に怒りて持組の面々一手攻にせよとの下知により、大將士卒何れ
も謀し合せ攻落すべしと、板垣甘利原諸家籠取にて城攻せしに、板垣諸士射散さられて颯と
退けば、甘利備前は旗本より自身眞先に進み攻寄る間に、米倉丹後は城近き農家の藪より竹
を多く切らせ、是を束ねて士卒の面に押立させ攻近付し故、太田が射出せし矢透らず、因て
甘利が一手は袴々と攻寄終に攻入しを、信玄大いに悦び、新屋原落城は偏に米倉が竹東の功
なりとて、御褒美ありし其頃より、關東北陸十五ヶ國へ其名蔓延竹東くと諸家用ひ始めた
り、是三略に脱きし柔能剛を制するの理なり、貴殿は米倉家を拵き事に申され候へども、當
將軍家へ召出相成軍師に選抜し節、東照宮より別段の上意にて四半の差物へ米倉軍師と書記
し、諸手へ軍師たる事を知らせしなり、是以て私に恣まゝの武名を好むにあらず、貴殿は
甘利の卑官と辱しめ候へ共、夫は代替り時移るに墮ひ出生の高卓に寄らず、歴々の大身に
も其蓄は卑賤の家より起るもあり、然し貴殿に聞度事あり、内田家の先祖に米倉丹後程にも
武名聞えし人ありやと詰りければ、平太郎は當惑しながらへらぬ面にて冷笑ひ、貴殿は法談
坊主の辯舌なれば、とても某し口先にては叶はず、立合の勝負せよとて己に駭亂に及ばんと

せしが、最早式日の禮始まる故、目付中諸席を改め大小名は段々次第を立し時なれば、旗本の面々双方を押鎖め、先其日は事なく相済みたりとなん。

○米倉内田争闘

誠に三思一言九思一行の古語は、人事日要の誠めなれ共、是を忘るゝ者多し。茲を以て諺言に論語讀の論語知らずと云も理りなり。米倉内田兩人は旗本歴々の身分と云、殊に殿中式日の時に當り口論せし事ゆゑ、双方の風説區々なる中にも、米倉が風説は日頃柔和にて言語少なし、然れども事に臨んで應對の言語清く水の流るゝが如し、實に先祖米倉丹後が武名を汚さず、本意の口論柔能剛を制して然も不斷の心懸までも顯はれたりと賞美せり。是に引かへ内田が風説は以ての外に宜しからず、實に卑賤の論にて取るに足らずなど云敢り。然れば内田が親類は云に及ばず、懇意なる者集會て相談しけるは、此度の一件は殿中の式日ゆゑ、平太郎其場にて詞を番ひ、不日米倉と勝負を決すべしと斷り置たり、因て延引に及ぶ時は、米倉の方は次第に風説宜敷、内田の方は胡笑となるべし、然る時は旗本中に面を合す事なら

ず、時日移さず此方より米倉方に押寄せて勝負を決すべしと、腰を押れて平太郎は其意に動じ急ぎ支度をなしにけり。其時親類は勿論朋友等へ廻状を出し、右の趣き知らせければ、駈集る者百八十餘人、平太郎を中に圍ひ隊伍を調へ米倉が屋敷へ押懸たり。時に一人進み出平太郎に申しけるは、夜中と云殊に案内もなく押入ては後難の程も計難し、先使者を以て申入、然る後打入が宜しからんと云に、平太郎も其意に従ひ、若徒兩人に申付、豫て約定の如く勝負を決せん爲、内田平太郎推參せりと申入たり、傳五郎は門外に人音の夥多きを聞、何事やらんと不審處に、右の案内を聞や否一言の答もなく、早速二階へ駈上り物見に登りて視届けるに、内田が黨寄來りければ、疾駈下て老母に向ひ、扱只今迄御聞せ申しては却つて御心勞と存じ申上ず候へども、今日殿中に於て云々の事より先祖の武名を汚し、且子孫の耻辱とも相成事口惜く存じ、強く抗論して退出仕つたり、因て其遺恨により只今大勢攻寄たる體に相見へ候、此場を遁れては先祖への不孝と申子孫迄の名汚なれば、私しは跡に残り内田と勝負致すべし、母上には弟彦兵衛を召連親類へ御立退あるべし、疾々裏の小門より御出有と申せば、老母は否々姿も助太刀致すべしと奥に駈入、疾鎖帷子を着し彦兵衛を呼、其方

豫て半弓を好みしが此時こそ十分解放すべし、妾も俱に放つべしと六十に餘りし老母が三階の物見に登りて、内田が勢を目懸さし詰引詰雨の如く射放せば、内田方ははく〜と狼狽るを見澄して、傳五郎は身を固め、若黨中間十二人を左右に引具し、門を颯と開くより疾切て出しに、内田勢聲々に傳五郎を遁すな討取と追取巻、双方火花を散して切合しが、内田方三四十人許りも手負死人等出来たり、又米倉が家來も小勢なれば六人迄切倒され、既に利なしと見えける處に、傳五郎は鎗をりう〜、打振瞬間に十三人を突伏ければ、内田は大に怒り憎き奴の振廻かな、目に物見せて呉れんずと打て懸りしを、得たりと傳五郎は突入〜戦ふにぞ、平太郎は廣言にも似す逃出す所を、何の苦もなく突倒されける。是を見て荷擔の輩ら、傳五郎を遁さじと十人餘り群り打懸りしに事ともせず、一方に捲り付〜突散しければ、内田方大いに避易し四方へ發と逃失たり。扱又平太郎は息絶々になりけるを、荷擔の面々に助けられ、這々の體にて逃歸りしが、夫より荷擔の面々猶内談の上公儀へ訴へ裁判となりしに、米倉傳五郎は其場より紀州侯の邸へ駈入しかば、年來御目を懸られし米倉の事故領國へ匿はれ、再三公儀より御尋ねありしかども行方知れずと申立られしは、傳五郎器量ありて用にも

立つべき者と思され使置れしと沙汰しけり。

○青山伯耆守配所にて死す

爰に伊豆の國下田へ流入たる青山伯耆守は、潔白なる性質にて身の上の流罪は覺悟の事なれば、親類中よりの見繼も受けず、御定法の島扶持ばかりの艱難は、目も當られぬ有様なり。古今大名の流罪も多しと雖も、誠に伯耆守が如き困窮は前代未聞なり。然れども日夜の逼迫少しも悔む氣色なく、當將軍家の御安否を氣遣ふ父子の物語に付て、子息因幡守は老父に向ひ、然様に御馴染を忘兼明暮氣遣ひ給ふ上は、某し潜行に出席致し親類中へ罷り越、御上の御安否伺ひ申すべし、流人の身として他國に出行は不届きと雖も、某しに流罪の仰せなきを父上の御先途を見届け申すべしと、別に願ひ立て蟄居仕つるからは誰か咎め申すべし、因て思召の通りを御認め渡されよと、父を慰む言葉に伯耆守は、斯迄孝心を盡す因幡守を礎と白眼、瀧の如くに涙を流しながら、然様の存じ寄努々なし、親類に便て御安否を伺ひ奉つらば、御上を始め年寄中、伯耆守は配所の飢寒に堪兼て、愁訴立の御機嫌伺ひ、全く御免を蒙り度

心底ならんなど、推量ありては忠勇を缺辱辱を受る道理なりと、聞て因幡守も同じく涙に咽
 びしが、重ねて某し儀は若年なれば、何様の艱難仕つるとも父上への幸心と存じ少しも厭ひ
 申さず、次第に御年齢も傾かれし、父上の餘りと申せば御不自由の體口惜共殘念とも、寢食
 を忘れし程の積鬱を思はず申出したりと、言も終らぬに伯耆守は、白髮天を突如く怒り我が
 子をはつたと白眼、其心の如くならば今日より父子一所に住居は無用なり。此伯耆守君の御
 爲を思はず、忠義の偽者ならば時に隨ひ世に誦ひ愁訴を致せとの催促請るに及ばず、殊に強
 諫は最初より覺悟せし事なれば、斯なり果馬鹿者と譏らるゝは皆以て我合點の上なり、然る
 處將軍御年壯んに成らせられ、御威光も年を追て彌増御運目出度事ばかりを賀奉つり、御
 行跡の正からざるを諫へき極忠の臣一人もなし、只陰にて悔恨むは雅樂頭大炊頭の兩人なれ
 ども、溫和を以て諫言奉つるゆゑ聊か御承引なし、然らば諫言に術盡、三代に至りて柳營に
 御名を誦はれ、士民に誹られ後記に残さん事、東照宮の御忿怒如何ばかりと察し奉つる、因
 て身命を抛擲て諫言をなして、夜相撲の土俵に踏込、御眼前をも恐れず抜刀の御咎を願みず
 に追散し、其上御城迄不意に出仕して門を開かざるを憤ほりて、過言度々吐散せし始終悉皆

く合點なり、然し御馴染を忘れ給はず、閉門丈にて早速御免とある時は、政道薄くなり行大
 小名迄も蔑如るにし奉つる様なり行へし、因て愁訴せぬ上は種々我儘の大言を吐散し、増々
 御怒に觸奉つり嚴密の御所置を蒙り御幼年より懇切なる伯耆守さへ、將軍の意に字れば斯の
 如しと大小名の眼を覺し、臆魂魄を潰させしは、東照宮の御前にて御請申上守立し筋目違は
 ざる處なり、右の段々御咎めにて切腹は此上の仕合せ、放し打か斬罪かと思ひ居し所、御助
 命ありて遠島にてもなく、關東の流罪とは又御馴染の御憐愍深き故なり、因て少しも御上に
 對し御恨はなし、然れ共汝が心にて父が入らざる忠言過分の無禮故、子孫厥命の菜地を失ひ
 しと心得なば、東照宮の御罰を蒙り家名は永く斷絶と覺悟すべし。只今にも父が申せし趣き
 を道理と聞かば再び祿にも有付べし、某しは御前にて道春が講釋を度々聞しが、理合は耳
 にも止らず、己を盡すを忠と云との一句ばかり信用したりと語りしかば、因幡守も父の忠義
 を感じ落涙の外なかりけり。爰を以て惟みれば文學はなくとも正直廉直なる方、博識の學者
 に勝りし忠臣賢士はある者哉と思はれたり。因幡守が行ひも又類ひ少なき孝子と云べし。伯
 耆守は壯年より大食にして、一日に二升の飯米を食しけるが、流罪になりても食は減らず、

是により御定の島扶持にては勿々不足なりし處、因幡守は日々水の如くなる粥を啜り、父には飯を食させ、又漁夫に頼み網の溢れ魚を拾ひ調理し、父に進め杯して光陰を送りしは奇特なる事どもなり。然るに伯耆守は、鬱陶勝なる配流の身に何時となく老病の躰なりしが、霜月半に至りては追々差重り、配所にいと冬枯し軒波る月も有明の、影諸ともに玉の緒の透に敢果なく消えければ、因幡守の歎き云ばかりなしと雖も、斯て有べきにあらざれば、葬式を營むと云も因幡守只一人、漸々に野邊送りの供をなし、枯草の中に埋めしは實も悲哀の事共なり。然ば因幡守は父が無念の最期を察し、食事も絶つて泣伏居たりしが、獨能して申しけるは、其中何とかして歸參も叶ひ候へきと、心を盡し孝養せし甲斐もなく、片時も愁眉を開かずして斯の如く果敢なき最期天下に一人の將軍を守立奉つりし身の、一生は斯あるものと歎ぜし餘り、最早世に在りて甲斐なければ、切て誓を切て遁世し、亡父の菩提を用ふべしと、且夕泣暮しけるが、餘り泣勞れて思はず眠りしに何所ともなく、大勢の物音して、狩衣着たる騎馬も見え、白丁の笠持者持引連れて來る者、東照宮御入と云も終らざるに、金玉を鑄めし神輿間近く見えしかば、因幡守は走り出勿躰なし此家は忌服の穢あり、其松ケ技にと

云と齊く、庭の表に古松の大木ありし其枝に、神輿を春上るを拜し見れば、東照宮御東帯を召せられし御相貌朱を湛ぎ、忿怒の御威勢に因幡守思はず平伏せし時、石に頭當りたりと覺ゆれば忽然夢覺たり、因幡守思ふには亡父の不運神靈に達しけるかと、其日より松を鹽水にて清影向の松と號、忌中ながらも朝夕拜し奉つる處に、程なく因幡守に家名相續本領安堵仰付られしこそ不思議の前兆と知られけり。

○ 劍術御稽古始阿部豊後守御相手
并菊御遊御不興を蒙る

阿部豊後守(初め吉郎と云)家康公の思召を以て、三代將軍家光公の御扈從と成りしに付、將軍にも少し御心を置せられ、殊に豊後守は無雙の忠心故、折々物に擬へて御異見を申上しを以て、兎角御意に合ぬ事ありしが、折柄寛永七年正月十七日、毎年の御例にて劍術御稽古始めなり、尤も當將軍家は至つて御好み遊ばさるゝにより、御技倆も自然御上達なり、御稽古場の正面には、八千鈔神鹿島香取の兩太神宮の御懸物を掛、大三方に神酒を供へ、今日の

上座には柳生但馬守御向ひ座上段には將軍家、遙下座に小野次郎右衛門櫻井六郎右衛門、夫より御側衆小性衆御近習の面々左右に居並び、若年寄奏者番酒井讚岐守御執合申上御盃盡事相濟、目錄順の通り御相手にて試合始まりしが、御相手の者六人まで打負閉口頓首して扣えければ、將軍家思召には、劍術に於ては我が右に出る者あるべからずと、御慢心の體ゆゑ、阿部豊後守は御側に在りて是を見奉つり、心中に借も御習近の輩ら追從輕薄の武士共なり、御上に勝ち候へば御不興を蒙る基と心得、斯舉動事言語同斷腰拔の至りなり、夫故御上には彌々御高慢に慕らせ給ふ事、苦々しと思ふ折節、將軍の上意に豊後は柳生の弟子にて允可取と聞、一本參れとありければ、豊後守平伏し、某し儀御相手は何卒御免を蒙り度と申上しかば、然様申さずとも是非に立合へし、何故辭退なすやと再三の上意に付、豊後守謹んで申上けるは、恐れ乍ら御前の御劍術は甚だ御未熟にて眞の術にあらず、豊後は實の允可取に候へば、御前の御相手には御一興なく、却つて御不興を蒙る基に候、因て御免を願ひ奉つると申上ければ、將軍家には嚇とせき込給ひ、手前味噌の廣言を吐くな、業の巧拙は立合の上勝ての後に自慢致すべしとの上意に豊後守、君の台命重ければ御相手任つらん、追從輕薄の者と

違ひ、藝道の儀は少しも用捨は仕つらず、君と雖も打据奉つる事あるべし、後々迄決して御腹立なき様偏に願ひ奉つると云ば、將軍云にや及ぶ、藝道に君臣上下の差別なし、打据候とも何とて卑怯の憤ほりを發せんや、夫より汝覺悟をして打据られぬ様用心せよと、竹刀を御把有て上段に構へられ、何卒打据廣言を止呉れんと焦立給ひし御舉動に、豊後守は立上り、青眼に構へつかくと立寄れば、君には眞向微塵と打込給ひしを、豊後守透さず受留て引ば進み押ば開き、虚々實々戦ふうち、君には一聲叫びて突給ふを、豊後守忠秋引外し、片膝突きて横に拂へば、恐多くも將軍の右の脇腹を十分か打たりしかば、何かは以て耐ふべき流石強氣の君にも後へ動と倒れ給へば、御近習の面々周章て立寄御介抱申上るに、君には御憤ほり強く御氣色炎の如く、眼尻逆立て衝立給ひ、今一本參る豊後と奇立給へば、豊後守ハツと平伏して、再應御立合の儀は恐れ入奉つる、併最初にも申上候通り、藝術に係りては追從仕らぬ豊後に候へば、何ゲ度入せられ候共所詮御勝は無、却つて御憤ほりを増奉つるは臣下の禮にあらず、何分にも此上立合の儀は御免願上奉つると申上けるに、君には否々豊後然にあらず、勝負は時の運なれば違て辭退するは甚だ卑怯なりと宣へば、恐乍ら私し卑怯

は仕つらず、亦もや御負遊ばされ御尊體に万一御痛所にても出来奉つりては、臣下の道にあらずと申立るに、君には増々御憤ほりありて、汝小賢き申分今一度立合へ、手は見せぬぞと突立給へは、豊後守も今は止事を得ず柳生流五箇の構へ體を沈めて待懸たり。君には參ると振翳打込給ふ太刀は、切火の石を出るに似たり、豊後は二太刀三太刀受流し、すらくくと一二間も去りけるを、君には得たりと打込給ふを、豊後は蹴りと身を轉し、早速の働に陽に開けば陰に閉、一往一來秘術を盡して打合迅業、君には焦つて曳と云さま打下さるゝ太刀を豊後は發止と請止、又來る太刀を請流し烈しく打込太刀風に、恐多くも將車には仰向に倒れ給へば、御側の衆中色を失ひ、豊後を退け御介抱申上げるに、餘り焦立給ひし故御自身の太刀にて御腰を強か打せられ、流石に痛みしとも宣はず、御顔を鍛めて入らせ給ふに、御側役の久貝筑後守參り豊後に向ひ、餘りに御手際過て恐れ多し、何にもせよ遠慮を御伺ひあつて然るべしと申すを、豊後守聞て御役柄の御心添添忝なし、併し斯様なる時宜故に、藝術上の儀は御免を願ひ奉つると最初より申上しなり、輕薄のなきが武士の持前、何の遠慮に及ばんやと申しければ、筑後守其處を御前へ憚りて伺ふが臣下の禮なりと云ば、豊後守其遠慮を伺

ふ位ならば、最初より勝は致さぬなり、遠慮致しては矢張輕薄に陥る故、是が君への御陳言なり、各々の負けたるを誠と思召給はゞ、萬一の時の御大事灸に灸を据るが如しと取合れば、久貝も勃として奥へ入り、君の御前へ出て豊後守へ遠慮申付べきやと伺ふに、上意には苦しからず最初彼が斷りし如く、藝道に輕薄なき處故、今遠慮申付る時は予が卑怯と成れば、其儘に致し置べしとあり、此時老中の部屋に居たりし大久保彦左衛門、是を聞て其席へ來り扇を開き煽ぎ立、武士成かな豊後氣味宜々、然様なる大丈夫の心底になくんば、萬一の時の御役に立ず、斯る太平の時節には華奢風流を好む而已武士の風儀の廢る折に、御手前の如き武士あるは誠以て感心なり、東照宮にも御満足ならん嗚呼何がなと邊りを見廻し、御床の間の神酒陶を下げ土器の大盃を以て夫よ是も彦左衛門が指圖ではなし、日光様の下し置く、御盃なり、戴き給へと引渡しの鬘斗を引裂て、是を肴に豊後に勧め、自分も飲み居たりし處、此段老中の耳に入しかば甚だ立腹有り、又しても大久保の不骨なり呼候へと云に、應と答へて坊主は其處へ來り、彦左衛門殿御老中方御用にて候と申せば、彦左衛門は何事ぞや喧しいと眩き乍ら老中の詰所へ入けるに、酒井備後守永井信濃守詞を揃へて只今承たまはれば

御手前には御稽古場の神酒を下げ給ひ、御熨斗をも引裂れて食し給ふの山誰の差圖に候やと問へば、大久保聞て即ち此老夫が差圖と云、老中共呆果、御上の御供物を我が物顔に手込致したるは言語同断、狼籍ならずやと申しければ、彦左餘門拙者狼籍は仕つらず、老中方を始め役人ども盲目故、餘りと云ば氣の毒さに拙者が神酒を下豊後に戴かせ申候、依て老中方にも能々氣が付たりと御挨拶もあらんかと存の外、叱らるゝとは借々愚昧の役人方ばかりにして困りし者なりと云ふに老中達は勃と焦立、我々は加判の列たる大役なり、其を盲目などとば慮外千萬と申しければ、彦左衛門否然様に御腹を立らるゝな、盲目の講釋致して聞せん能は落着て御聞あれ、當時は武士の風俗悪しく、藝者を真似て輕薄而已言散し、印籠巾着脇差羽織など戴く事のみ心に心を委ね、御前くとそやし立、劍術の御相手にも態と負けるを、傍らから見ると其見苦しき云ん方なく、君には彌々高慢慕られ馬鹿者に仕立る不忠者の多き中に、豊後一人は御異見の杖同前、恐れ多くも打据しは、東照宮の乗移らせ給ひ御心付られ候處なり、斯る太平にも右等の者は徳川不朽の忠臣なり、御褒美にても下さるべきを氣の付ぬ役人衆、眼有つても無きが如く依て盲目と申したり、夫に違ひは御座るまい、其上八千鋒神の神

託によれば、武勇の者へ頂戴さすべき道理あり、依て貴殿方に成代り神酒を頂かさせたるに、禮も云ず叱るとは借々其意を得ぬ人々と、云れて何れも赤面ありしに、彦左衛門は斯云捨て立出でけるが理の當然にして咎むる様もあらざれば先此事は是限に相濟みたり。翌日も阿部豊後守は御前に出れど御意もなく、御用も仰付られず、日々に御機嫌悪しければ何となく針の席に座せるが如く、廿日ばかり御詞もなく、豊後は一世の浮沈とおもひ病氣と云立て引籠るべきやと干々に心を碎きしが、元來正直の武士故虚病にては猶不忠、何れ遠からぬ中御役御免あらんと思ひ、先夫迄は御奉公と覺悟はすれど、其心中の苦敷事云ん方なく、同役の衆も氣の毒に思ひ、萬事御前向の御用はさせぬ様に取計ひし故、尙々不用の人の如く、併し日々御目見には出れども少しも御詞を掛給はず、誠に難儀至極の體氣の毒なりと雖も、素より忠義無双の人故聊かも屈せず、御奉公大切に勤めし處、早くも重陽の節句近付、此節尾州様より献上の菊を吹上の御庭へ植させられ、菊の御花壇結構に出来致しければ、豫て上意に御表の賀儀相濟し上、晝過より菊上覽仰出され、既に九月九日御側廻りの衆大勢御供にて吹上御庭へ入らせられ、御茶屋にて御覽あれば、金銀の御道具光輝き結構云計りなし、前の方

は青竹に菘垣白き布にて雨覆ひなし紫の菘を張、花壇には菊の名花數限りなく咲揃ひ、彼南陽の菊慈童の齡ひも爰に千歳の命を延る心地して、實に愉快御遊なり、君も御機嫌麗敷御膳所より御料理廻り、山海の珍味美を盡し御盃を採らせられて、御側廻りへも下され家光公御和歌に

七重八重君が千歳としら菊の
つゆのめぐみに齡ひのぶらん

有がたや君の慈みに露の身も

ゆたかに置ける庭のしらぎく

御側役小性衆取々詩を作り和歌を詠じける其中に名の無き和歌あり
千代經へき命を何にか願ふらん

此歌將軍の御意に入り、諸々眞實面に顯はれ眞歌徳夫歌は花よりも實を以て尋しとす、然

れば此歌は深長の實意あり、無名と有るは奥の女子共か、但し坊主共にやあるとの御意に、太田善太夫進み出、當席に罷在候と申上れば、是へ呼べとの御意に發と悦び、兄弟同様の豊後なれば何時かくと思ひしに、今日こそ御機嫌の直る最上の吉日と思ひ、卒豊後此圖を外さず恐悦申上られよと、云れて嬉敷御庭先の御椽側へ出、今日の御遊恐悦至極と申上れば、君には豊後を御覽あつて其儘衝と立給ひ、御氣色忽ち變り御高聲に、菊を殘らず取棄よと仰にて御本丸へ歸らせ給ふゆゑ、御近習衆皆御供して出ければ、跡に豊後は只一人而色土の如く變じ、心中に我能々御意に入らぬと見えたり、斯る御遊興の御座を妨ぐる上は今切腹して相果なん、然すれば君の御心も晴れぬべしと思ひ定めて、御茶屋の御椽側に嚙と座せし際から、太田善太夫は心元なく思ひ後へ立戻り、此體を見るより摺寄て、豊後殿何か御覺悟の體と見受たり、必ず短慮あられた、御邊の忠義は我能々知れり何時かは時節を見合せ、御機嫌を直し奉つらんにより、急追給ふ事なかれと種々諫みなだむれども、豊後守は涙を流し、太田氏の御深切心魂に徹して忝なし、然ながら君にはよく某しを見限り給ひしと覺ゆるに

より、愁ひ命を惜みなば不忠と成らん、依て切腹なせば御憤ほりも晴るる道理なりと言は、

太田は左右に是を止め、君實に情しみ給はば役儀御免もあるべきに、其儘差置るゝは深き思召も有事ならん、兎にも角にも君は臣の心に有り、松が技の曲らば曲れ藤原の命を大切に護り、再び春に逢て花咲時を御待あれと詞を盡して申しけるに、豊後守暫時首を垂て居たりしが、漸々に面上貴殿の御意見吳々忝けなし、只此上御前の體は只管貴殿に御任せ申すと云を聞、太田も安心なし然らば明日御意得んと御供の中へ馳着けり。

○豊後守切腹を止る

并大久保彦左衛門御練言

儲も夫より豊後守は、小川町の邸宅へ歸りければ、家老平田彈右衛門加藤半次郎を始め、其外家來共出迎ひしかば、居間へ通り直に彈右衛門を招、仔細は唯今に申聞ん先書院へ菊の花を活、床に阿彌陀の掛物を掛けて、座敷を奇麗に掃除致させよと申付るに、平田は不審ながらも主命なれば夫々に申付る折しも、奥方出て今日は御早い御歸館、上様にも御機嫌能恐悦に存參らすと姿優しく申しけるに見向もせず、忠秋は默然として居たりしかば、奥方は傍に

進み御氣分にも悪く候や御顔色も常ならず。醫師を召れ御藥なりと申せば、否氣分に變る事はなけれども、某し身分に付て家老共に相談あれば、其方は勿論女子ども我が前へ出ぬ様にと云れて、奥方は猶更殿を氣遣へど、流石正しき武士の行儀に押し問はれもせず、然りとて此程薄々ながら御上の様子も聞知れば、直様其所も立兼て、妾は婦人の事故御相談の御役には立申まじけれど、父上は御老年だけの御思慮も候へば、御相談ある時は御身分悪くは計ひ給ふ間敷と、事の仔細は知らざれども夫を思ふ夫婦の情に、豊後守は不便とは思へど餘處く敷、其深切は忝けなし、然ながら舅丹波守殿へ咄す程の事にも非らず、先々奥へ行かれよと云に、日來の氣質を知るからに強ても云ず奥方は、心残して奥へ入りしが、何共心濟されば早速文を認め、里方吳服橋内なみ松平丹波守屋敷へ、女中藤岡を早駕籠にて遣はしけり。斯共知らず忠秋は、書院へ到り見るに、申付の通り床には阿彌陀の掛物大花瓶に菊の花を挿して有り、幘て是に燈明一對を供へ其前に毛氈を布、其身は白無垢に麻上下を着し御城の方に向ひ、某し不忠の心底更になしと雖も、君の御意に適はざる事是も前世の因縁ならん、嗚呼水清ければ魚住ず人直成時は交り少しとは能申傳へたり、元來正直一偏に御

奉公大事と心を盡せども、當春以來半年餘り御意もなく、御機嫌に背く段は不忠なり、是に依て只今切腹仕つり黄泉より御詫仕つらん、大祿を食り御奉公振もなく、自殺仕つる事恐入り奉つると、諸肌推脱頓て短刀取上て、左の脇腹へ突立んと爲る處を、此方の襖押開き平田彈右衛門周章で飛出で、其手に縋り一生懸命に短刀を奪ひ取、斯は何ゆゑの御切腹、御亂心か御酒狂かと申せば豊後守、否願ぐな彈右衛門、豫て内々申聞し如く上様今に御調もなく、役議御免も有らざれば晝夜御側に仕へながら、半年の苦しみを忍びしに、今日菊の御遊の折柄同役の情により、御機嫌を見合せ披露に及ぶの所忽ち御立腹ありたり、我一人御奉公を勤めんと思へば、同役一統の難儀に及ぶ、上様御機嫌能入らせられても、我等出れば左右御怒りの御様子ゆゑ、是を思へば武運に盡果武士の冥加を失ひしなり、何面目に存命ん、直様其場にて切腹と思ひしが太田氏深切の諫めもあり、且は御城中を穢しなば恐多しと思ひ直し、立腹りての此覺悟、支ゆる事なかれとて彈右衛門を押退んとするに、彈右衛門は如何な動かず、何さま仰御道理なれば御止は申すまじ、然ながら爰に一ツの願あり、其は別儀に非らず、御母堂陽丹院様へ御暇乞遊ばされ、御得心の上御心靜かに御腹召るべし、臣是を知りながら

申上ずば後日御恨の程恐入候と申しければ、豊後守我も疾より然は思へども、母上の御歎き如何ばかりかと察進らすゆゑ、不孝の最期を遂る段御詫申上ん事は冥途よりと思ひしが、汝然までに申すに付、母上此所へ御連申せ、先立御詫申上ん早疾々と云間もなく、母堂奥方とも馳來りつゝ右と左に取縋り、わつとばかりに泣入にぞ、流石に猛き豊後守も胸に堪來る涙を隠し、暫時無言に居たりしかば、母堂は恨めし實に豊後守を見遣り、如何に忠秋、汝獨にて育ちし様に思ふは我が儘至極なり、八年以前先立給ひし左馬助殿、此世に御座しなば斯様の事も有間敷に、女親と侮りて母に知らせず切腹爲るとは何事ぞや、死なて叶はぬ事ならば我が身とても武士の母、一ト通り聞たる上道理の事ならば阿部家の斷絶悔みも爲まじ、品に因ては自害して俱に冥途に赴かん、如何なる譯ぞとかき口設ば、奥方も漸々に涙を拂ひて顔振上、母様の仰の如く妾とても武士の妻俱に御供を申しなんと覺悟の體に、彈右衛門も進み出、御兩所様の御意御道理至極、六十五歳に罷成彈右衛門、年來の御高恩に愈々御切腹と定まらば、私しも殉死仕つらんと云處へ、又々舅松平丹波守親類の戸田左門大久保彦左衛門ともに入來り、此様子を聞如何なる儀にて切腹致さるゝやと尋れければ、忠秋容を改め、彦

左衛門殿御承知の通り、當春御稽古始の折君には甚だ御自慢強く、御近習の面々追従を以て負るを觀に忍びず、御諫の爲に上様を十分に打奉つり、其時彦左衛門殿には手柄なりと神酒頂戴させ給はりしが、其後より左右御機嫌に適はざるにや一向御詞もなく、日々御前邊へ出る度針の席に座するが如く、同役の面々も氣の毒に思はれ、種々と執持呉れらるゝ處、今日菊の御遊に上様御機嫌麗敷に因て、懇意の太田善太夫御目通りへ披露の處、以ての外御憤ほりにて、菊を残らず棄てよとの上意なり、是取も直さず死ねとの上意なれば、拙者一人御奉公勤めんとせば傍輩同席に難儀を掛、御機嫌を破る上は豊後守が武運も是迄と断念たり、夫故の切腹に付母上始め各々方へ御知らせ申さば、定めて止め給はんと存じ、斯の仕合せに及びしと語りければ、母堂は大息つき、聞ば聞程道理なれど、然ながら今其方が死する時は阿部家の退轉眼前なり、母が願ひは今より三年の間死を止まり、御奉公は定めし辛からんれども、産の恩ある此母へ仕へると思ひて、何卒辛抱した上にて、愈々御機嫌直らざば其時切腹致すとも遅かるまじ、此母も若存命で在らば諸俱に自害爲ん、然あれば先祖へ孝も立母へも孝行なるぞ、此處を聞分吳よと口説にぞ、有合人々も口を揃へ、御老母の異見道理至極、

足下の父左馬助殿千辛万苦の御奉公致され、鎗先の高名に因て今は高祿を頂戴爲るも、皆是先祖が積善の餘慶なり、夫を思はゞ老母の願、僅か三年の御奉公を勤る事、苦しくはあるべけれども堪忍あれよ忠秋殿と云ば、大久保は夫よ武士成哉豊後殿、實は今日我等丹波殿の方へ参り、万般くの咄の折柄、奥方よりの文を丹波殿披き見らるゝより顔色變りしにより、委細の咄を聞ては退かれぬ此老夫、成程此正月御稽古始の試合より將軍家惡み給ふとて主の事なら仕様もなし、先々母や舅を始め家來までの異見に隨ひ、此度の切腹は止り給へ、此老夫が折を見合せ御諫言の致方もあり、舊の如く御詞も掛る様に取り計ひ申さんとあるに、忠秋も彦左衛門の詞に力を得て漸くに得心なし、死する事をば止りけり。依て人々も一先安心し、猶種々と諫めてこそは歸りけれ。儲彦左衛門は何かなして、御機嫌を直し得させんと心掛し折柄に、寛永八年二月下旬、彦左衛門將軍の御機嫌伺ひに出仕しけるに、御秘藏の枝垂櫻高さ三尺ばかりにして、枝數八十七あり、誠に絹糸の如く垂れて花十分に咲満、南京染付の大鉢に植て下草には葦などあり、水晶の砂利を敷紫檀の臺に載せて、御中窓に置せられ御寵愛有體なりしが、彦左衛門を御覽じ、此節氣候悪く風邪にても引ぬ様に用心致せとの仰せに、

彦左衛門有難く存じ奉つる、然し餘人は知らず此老夫は寒中と申しても厚着も致さず、暑中と申せども肌も脱がず、三度の食事も十分喰り朝は屹度七ツに起き、夜は九ツに寝て晝寝も致さず、晝夜の長短を嫌はず、此年に及ぶ迄房事を慎み慾を思はず、浪風静なれば骸は金石に等く候、厄病神は横面を背けて行過申すにより、迷惑するは敵國者どもが藥禮の取れぬをつぶやく而已と申上ければ、君には御笑ひ遊ばし、成程行狀の宜しき其方なれば然もあらん、彦左衛門此櫻は何と見るやと宣へば、彦左衛門誠に満花にて見事に御座候、何卒此花を私しへ拜領仰せ付られ間敷やと申上れば、なる程徳徳しらぬ汝なれば、斯様に咲亂れては皆同じ花と思へばこそ呉れると云か、併予四海の武將として天下の珍寶皆我手にあれば、何なるも外々の寶は惜まぬが、此櫻ばかりは大事なり、他の物ならば遣はすべしと宣へば、彦左衛門勃として、外の物は私しも入申さず、斯る名木故に拜領し我宿の椽に置いて壽命の藥且は老の樂しみに仕つり度と申せば、將軍辭々是は遣はさぬと宣ふに、彦左衛門然様御座候へば斯の通りと衝と立て、件の櫻の大鉢を取て御庭の飛石に投付、落花微塵に打碎き帳々と笑ひ立たるは狂人とこそ見えたりけれ。御前伺候の面々も外の者ならねば、差留る事も成らず手に

汗を振りて扣えたり、君にも大いに御憤りあり、彦左衛門不屈至極偕は老諸狂亂せしかと宣へば、彦左衛門辭狂氣は仕らず、私しが眼を悦ばせざる此櫻拜領成らぬ上からは只眺むるも胸悪し、夫故碎き捨候と申上れば、將軍夫は我が儘なり、予が秘藏の名木ゆゑ餘人ならば岐度慎みを申付べきに、其方の事なれば免し遣はすが、只今より目通りはならぬ立との上意に、御側役も御道理と存じ奉つり、彦左衛門退去あれ御目通り叶はぬと申せば、彦左衛門は喧しい若殿輩、拙者は立申さず櫻と人と何れが尊しと思ひ給ふや、此櫻如何成木にして彦左衛門に御換成さるゝや、此彦左衛門は平助と云し昔十六歳の時、三州長篠葛原合戦に一番鎗一番首を取たるより神君に附従ひ、慶長五年青野ヶ原にて御本陣を固め、元和元年難波の御陣に眞田が地雷火を救ひ南都へ落し、茨木紅屋御立退にも御馬を離れず御供申せしに仍て、神君の御遺言にも此末將軍に心得違ひあらば遠慮なく諫言致すべきとの上意なり、恐れながら斯る誠心の士と鉢植の花と御取換成るゝ様の御心にては、四海の天下泰平を行ひ難し、櫻を打捨しも彦左衛門ならず東照宮の御意に御座候と申上れば、將軍御手を上られ是彦左衛門誠に誤り入たり、成程天下の武將と仰がれ諸人の尊敬を能事として、心も奢り何時となく

右體の我が儘をしたり、依ては定めて今日の政事行狀に如何にも過り多からん、小善は益なしとして行はず、小悪は禍ひなしと雖も終に大悪と成るとの譬、予が行ひに悪き處あらば必ず遠慮なく申開よと宣へば、彦左衛門頓首してはらくと涙を流し、君然様の思召ならば申上ん、諸阿部豊後へ二年越少しも御詞を懸られずとかや、渠は先祖善右衛門正勝より三代の忠臣なるに、如何の思召にやと申せば、將軍仰せに、渠に恨有る事始終予が心に逆ひ善と云ば悪きと申し、其ト稽古始めの節藝道とは申しながら予を散々に打据たりと宣へば、彦左衛門申上るは儲其所にて候、誰も我が爲事を善と申せば喜悦は人情の常、況てや御前の御意なれば悪き事も皆善と申上し故、悪き事も善事と思召るゝが御心得違ひ、衆人皆輕薄の世の中に豊後は直誠忠正の者なるに因て、其所に御心の付せ給ふ様にとて、種々と致し御諫言申上候ても御申入なき故に、御逆ひ申すも大忠臣、輕薄のなき武士の鑑と申者なりと申上ければ、君には御赤面ありて、彦左衛門汝が申處予が膽に徹す、如何様豊後は忠臣なり、併ながら今日迄憤ほり捨置を我より詞を掛るも今更而目なしと宣へば、彦左衛門何も過つて改むるに憚る事なしと申す、早く御意なし下さるべし、然様あつては小兒の戯れなりと云ば、君の仰に

其は道理の事なれども予今將軍の職に居て、一旦の申分立ざれば諸侯服せず、時節もあらん、汝が異見決して反古には爲さず安堵致せとの上意に、彦左衛門御氣性を感じ奉つり誠に有難しと申上て、早速豊後へ此事を申聞せければ、忠秋も大いに悦び、三ヶ年程も御意はなけれ共、一日も油断なく御奉公大切に勤めける。偕も寛永九年申七月廿日より大雨降續き、況て暴風盛んに吹て家々を潰し、堤崩れ橋々落て關東川々水溢れ、田畑は水被り、水邊の者共は二階へ上りて水を防ぐ、實に大海の如く大濤來つて家を流し、木の枝に把付て水を凌ぐ、關八州の洪水にて殊に坂東第一の利根川漫々として泥水逆卷落し、権現堂猿ヶ股の堤ども切込、安達入間兩郡下總相馬葛西栗橋幸手行徳砂村洲崎南北本所番場石原中の郷など皆一面の湖水の如く、大木流れ來て物に押掛夫が爲に人家を押流し、白浪天に漲りて雲の如し、泥水流れ入りて其凄じき事譬るに物なく、茶船荷船にて遁迷ふ有様は、實に御府内一統の大騒動となり、水の勢ひ増々盛にして恐ろしなると云ばかりなし。

○ 隅田川大水豊後守乗渡る

すみだ かはたいすんぶんこのかみのりわた

并豊後守昇進

然程に南北の町奉行所にては、兩奉行出馬ありて下知し、日本橋神田川等より助け船を出して、兩國廣小路へ小屋をこしらひ、救ひ來りし老若男女を入させ、各々御船手へ仰付られ、水主同心共三百人程漕出し、流るゝ人を救ひ、御郡代には伊奈半左衛門出馬し、淺草御藏よりは米を出し粥を焚出し、出水に難儀する者どもを救ひ助けられる。時に七月廿七日御城内潮見橋より上様是を御覽ありて、老中板倉内膳正へ上意は、偕々前代未聞の洪水なり、予も出馬して出水一覽せんと仰出され、裏金の御陣笠に猩々緋の御陣羽織を召され、甲斐黒の駒に召せられ、御供には老中若年寄御側役小姓衆小納戸衆書院大番、其外番頭衆先手頭使番目付役徒頭醫師茶道坊主なり。既に淺草見附迄成らせられ、御馬を駐て御覽あるに、北は千住綾瀬の邊より、東は寺島小梅本所深川に至迄、只一面の大水渦巻て、其音は渾々と鳴響き、白浪天を浸すかと怪まれ何れも魂ひを消すばかりなり。流石に大勇強勢の將軍家にも此水勢に駭かせられ、良暫時猶豫たまふ所に、御左の方水煙を立て波を蹴上、櫻の花を金

にて付たる陣笠に、黒羅紗へ上り藤の中に大の字の定紋を縫たる陣羽織を着し、御馬の横合へ矢を射る如く乗り付、片鎧を外して鞍坪に平伏たるは、誰やらんと見れば是則ち大久保彦左衛門忠教なり。君屹度御覽あつて、何と彦左衛門珍らしき洪水なり、本所深川の人民嘸難儀ならん、向井將監も能救ふと雖も、死亡の者も多からん、哀れ残らず無事に助くる工夫はなきや如何にとの仰に、彦左衛門是は有難き上意なり、然ながら人間は慈と情に身を果す、其中にも情に身を殺す者三人、慾に身を捨つる者七人なり、只今御金千兩下されなば一人も多く助かるべしと申上れば、君にも人の命を救はん爲の金銀は塵芥よりも易し、然れ共人力だに及ばぬ所の洪水、奚ぞ金銀の力に及ぶ理あらんやとの仰せに、彦左衛門打笑ひ、君は天下万物御如才なき御身なれども、卑しきに居給はねば下人の心を御存知なき御道理なり、然れども今千金を某しに下し置れなば、人民を殘らず救ひて上覽に入れんと申しければ、即ち夫々と御下知あるにより、彦左衛門は直様白絹に御褒美金千兩と書きて幟となし、早船に押立て其身も打乗、水主五人彦左衛門大音揚て、人の命を助くる事は得難き事なれども、御厚恩を忘れずば精を出して救ひ上よ、一人の命万金に換難し依て一人にても救はゞ御褒美金

千兩下さるゝぞ、尤も是に切手あり是と御金は後日に引換得さするぞ、救へ〜と呼ばれば、
 數百の助け船是を聞き大いに悦び、一人救ひ千兩とは有難しと、諸方へ船を漕寄〜命限
 り魂限り、銘々互ひに組合て我劣らじと救ひけり。爰に七人彼所に五人と、御褒美金の欲し
 き餘り我を忘れて見る間に助けしは凡八百七十一人なり。上様にも此働きを御覽あつて、殊
 の外御喜悅あらせられ、即座に御船手の水主町方の役人共帳面に名前を一々記し、水落て後
 に救ひし者を勘定所へ呼出し、八百七十一人を千兩の金子へ割掛一人前金一兩二朱と一匁三
 分ツ、下されけり。因て救ひし者共は吃驚し、一人前金千兩と思の外千兩を總體へとは算用
 違ひと思へ共、公儀の事故不足も云はず、大久保殿に謀られて千兩地面の主にならんと思ひ
 の外、手取ぬ金を的にして入らぬ驕りの前祝ひ、酒や肴に遣ひ棄骨折損の人助け、思はぬ損
 と悔むもあり、大愆かはいて能氣味と笑ふもあれど、兎に角に許多の人の助かりしは君の御
 仁徳、是大久保の智慧の餘りと賞しけるとなり。恁て君の上意に、此洪水に向ふ成駒止石の
 邊迄馬にて渡る者のあるべきやと仰に、御側役ハツと計りに兩番の士又は小性衆小納戸衆小
 十人の士等促せども、皆々顔を見合せて御返答申上る者一人もなき折から、老中青山大藏大

輔進み出、恐れながら如何成水練の達人に
 ても、此大水に争か渡る事相成べきや、此
 儀は御免下さるべしと申す言葉の下より、
 永井信濃守笑ひて如何に大藏、皆々狭き了
 簡なり、昔宇治川は雪解の急流を、佐々木
 梶原橋の小島ヶ崎より乗渡す、近くは房
 州里見の家臣正木大膳は、上總國富津より、
 相摸國走水の觀音岬まで大海をすら乗渡
 す、又明智左馬之助は大津打出の濱より湖
 水を志賀唐島迄乗越、大水に臨みて手柄高
 名致す者多しと云ば、青山聞て否夫は昔の
 事、今の時代は人物も氣根が違へば、勿々
 高名する者覺束なしと返す詞に、上様は焦



ち給ひ、元來武勇の大將なれば左右を屹度御覽ありて、如何に各々承まはれ、昔佐々木梶原は宇治川の先陣を手柄と唱ふれど、渠は關八州の武將頼朝に仕ふる小身者、又明智左馬之助は惟任如きの郎等なり、正木は元來里見の家人、渠等さへも打渡すに予は今日日本六十餘州、津々浦々に至る迄隠れなき武家の棟梁、然れば其家人に佐々木梶原如きの者なからんや、今日供せし面々誰かある此川向へ乗切て、駒止石の邊迄渡せくと、鞍を敲いて上意あるに、小性衆小納戸衆初め色を變じて、有無の御請申者一人もなければ、君は愈々怒らせ給ひ御聲高く、渡す者なくば予が今渡して眼を覺させん、如何にくと馬上に御身を採せ給へば、板倉内膳正御馬の轡に縋り、是は勿體なし物にや狂はせ給ふか、千金の御身を以て雑兵葉武者の技を好ませ給ふは所謂匹夫の勇なり、先々御見合せ遊ばされよと止め奉つるに、否々内膳其處放せ、予が一言は天下の鏡、詞の違ふは大道にあらず、放せくとて鞭を以て鞍の前輪を打据え給ふ、此時阿部豊後守忠秋は遙か御後に扣えしが、只今君の上意立する時は御威光を失ふなり、我此満水を乗渡し假令死すとも御目前にての最期なれば、戦場の先駈御馬前の討死同様なりと、屹度覺悟を極め、淺草御門の土手續き柳の根に馬を乗上、大水の渦巻て

逆浪天を渡し實にも凄じき急流へ向、豊後は二三度輪乗して馬をざんぶと乗込たり、此日忠秋の扮装は、鷹の羽の紋付たる栗梅の帷子に仙臺平の小袴、葛布の野羽織を着し、吹抜付たる陣笠を猪首に着なし、回天粕毛と名付たる奥州岩ヶ崎仕立の六歳駒に金覆輪の鞍置て、逆巻浪を蹴立つ、堂々と乗渡乍ら、鞍壺を放れて後に乗下り、手綱を繰跡足流れんと爲時は前輪に乗掛、馬勢を助け息を入、流水にても馬足に當らんとすれば鞭にて拂除、斯の如く凄然き水勢を乗切有様人間業とは見えざりけり。君を始儀奉の人々、那は誰成ぞ何者なりやと見分る者無、君には誰か有只今予が下知に應じて土手先より乗込たるは、天晴馬術水練の達人哉何物ぞと仰せければ、大久保彦左衛門仲上りく水煙にて睨とは見分られ共、鷹の羽の紋所と見え候えは定めて阿部豊後守に是有べしと申上れば、將軍家には小癩な奴哉、今に人馬とも水中の鬼客となりて魚の餌食に成らんと仰せを、彦左衛門は否渠は武邊に心掛厚き者なれば御覽あれ定めて、首尾能打渡さん、万一や又水中に溺れ死す共、只今君の上意に誰一人御請を申上る者なき所に、只一騎乗込みしは君の御一言を重んずる處の忠臣なり、板倉は如何思さるゝやと内膳正を見遣りければ、板倉如何にも當代天晴無双の忠臣、古今の豪傑

とは豊後守此なりと申せば、有合諸士も一統に天晴豊後やと感ぜり。彦左衛門は雀躍して悦ぶ處に、又一人青毛の馬に青貝の鞍置、伊達縞の帷子の上に煤竹色の襦袢を掛し老武者、白髪に晒の鉢巻なし逆巻波を乗分、曳々聲を出して馬を泳がせ打渡る、其光景を一統見て彼又如何なる老人ぞやと感ぜぬ者こそ無りけり。豊後守忠秋よりは地に後れて乗込みしが、兩國川の中央にて追付、豊後守と二人押並べて乗渡せしは神か鬼かと人々眼を止めしに、君にも是を御覽ありて何者成や名を聞けとの仰せにより、板倉内膳 正 川端へ馬を乗出し、其所へ打渡すは何者成や名乗くと呼ばりければ、是を聞付身を翻して大音揚、某し事は阿部豊後守譜代の家來平田彈右衛門 橋の清經と申者なり、年積つて當年六十八歳、今日主人豊後守絶體絶命の場合にて此大水を乗渡すより、若溺死致さば主人諸俱魚腹に葬られん覺悟にて只今供仕つり候、將軍の御前をも憚らざる臣が舉動、後日に御仕置願ひ奉つると云棄て猶も馬を進めたり。實に二人の有様は、元暦の佐々木梶原を見る如く、君にも殆んど御感有て、今日大勢供は致せども誰一人此川を渡す者なきに、豊後守は予が一言を重んじ其身の一命を捨て、激浪逆波を厭はず此満水に乘込しは天晴の忠臣なり、平日の心懸とは云ながら、水馬の達者

別して家來の老人は主人を思ふ忠義者、適れ稀代の武士なりと、重き上意を蒙りて側らなる面々も其忠誠を譽る中、兩人は難なく向ふの岸へ乗上りし場所は本所石原駒止石の邊なり。頗て椎の木に二匹の馬を繋ぎ、總身の水を絞りて傍らの石に腰打掛暫らく息を休めけり。豊後守彈右衛門に向ひ、老人の其方此大水を渡る事天晴なり、今日の手際感心せり、夫につき汝の馬は如何せしぞや、我が乗替にてもあらざりしにと尋ねければ、彈右衛門其御不審は御道理なり、此馬は御同役三浦志摩守様の御馬にて、傍らに繋ぎ有りしが、口附も居ぬ故早速拜借致し、乗出し申候と云ば、忠秋莞爾と打笑ひて、汝上州生れにても無きに、馬を盗むとは一興なりと主従戯れ居たり。然るに彼方の岸には將軍家板倉内膳 正を召れ、早く船を出し兩人を乗て怪我なき様に計らへとの上意に、内膳 正 畏まり候とて水主共へ申付たりしかば、何れも藤の丸の印半纏を着、天王丸の御船に數挺の櫓を掛て押出す、將軍には九鬼長門守に命じ、那を見よ只今兩人は馬に打乗此方へ乗返すべき様子なり、斯る洪水に初渡せし時は、人馬共氣性壯なりと雖も、今飯らんと爲れば鬼神とても覺束なく、人馬共疲れて溺死せん事不便なり。其方向井將監に指揮して救ふべしとの上意に、長門守其趣き將監に談じ

ければ、向井は水主共へ申付て逆浪を押切り漕出す、君には月毛の駒に召して柳ヶ崎迄出給ひ、紺地に日の丸の扇を開き給ひて、豊後只今船を遣はず、待扣えよと仰せあれども、遠方故に中々上意も聞えず、豊後守は今こそ見する赤誠の、死す共厭はぬ忠義の魂、平田も是を見て、將軍も御出馬にて招がせ給ふ扇の的、擲ぬ心の梓弓箭よりも早く乗切らん、疾入せ給へ我殿と云ば、心得たりと二騎相並んで乗込たり。君には大いに驚き給ひ、頻りに扇もて止め給ひ、あれ止めよ者共と仰に御近習も手真似にて、止まれくと囃せ共程遠ければ招く如くに見ゆるにぞ、三ヶ年の間御意を請ざる忠秋が今ぞ上意に一生の本望、死すともなごか厭ふべきと大浪を乗切、其早き事浪間を通ふ群千鳥に鬚髯たり。其處へ向井は早船寄來り、豊後殿上意により我々是迄迎ひに來れり、此船へ乗給へと聞より平田は、是我が殿必ず船へ乗給ふな、今其船へ乗時は、豊後守主従は溺れ死すべかりしを、向井將監に助けられしと云る時は阿部家の恥辱、早川中を六分は越たり、今一勢押給へと申せば、豊後守如何にも汝の申通りなり、向井殿御迎ひ御苦勞千万、斯迄渡し掛りし上からは船へ乗らんも心外なり、上意に背くにあらざれど御免候へ、彈右衛門續けくと呼はりければ、仰せにや及ぶ死なば主

從冥途の道連と、馬を勵まし打渡す處に、川上より三間餘りの大木流れ來りて、あはやと見る内に平田が乗たる馬の太腹に突的れば、何かは以つて堪るべき馬は横に倒れ沈みければ、平田も俱に打沈む、然れ共彈右衛門老人ながら、水練無雙の達人故、三四間川下の方へ浮み出浪を切て泳ぎけるを、九鬼長門守は是を見て船漕寄平田を船へ引揚たり。豊後守は其間に乗切て遂に元の柳の土手へ乗揚りたり。此時將軍には淺草見附の櫓へ上らせ給ひて、豊後守を御覽あるに、惣身濡浸りてありながら、御檀の下に平伏す、將軍豊後守を近く召れ、汝今日水馬の手練斯る荒川の満水を往來なす事、天晴稀代の見物にして他に類ひあるべからず、汝の如き者あるは未だ武道も末ならず、予も満足せりと宣ひながら、御扇子にて扇ぎ給へば、豊後守は三年越の御詞を伺ふのみならず、斯る上意を蒙り有難涙に暮けるが、臣拙き業を上覽に入斯有難き上意を蒙むる事弓箭の面目是に過ぎず、是全く某しの武技にあらず、君の御武徳を頭に戴きし冥加なりと申上、此三年越艱難辛苦の胸も開き専ら有難涙に咽びてぞ居たりける。君も此有様を御覽あつて豊後守が心中御推量あらせられ、御目の内に涙を催させらる。彦左衛門も御傍邊に在りて涙を流し、豊後天晴出來したりと悦びける。偕又君の仰せ、

に、其方家來平田彈右衛門今日の働き勿々餘の者の及ぶ處にあらず、行末目を掛遣すべし、是は時の褒美に取らするなり、汝が家の紋にせよと、持給ひし日の丸の扇子を御手自下し賜ひければ、是は有難しと頂戴なし、忠秋は今日の面目身の冥加末世へ遣す高名に、阿部家代々日の丸の内に鷹の羽を付けるは、此時よりの事なりとぞ。偕又將軍には還御の節、豊後守御供にて平田も御後供に續き御供せり、依て今日の御賞美として領地一万石加増成下されければ、母堂始め奥方一家親類家來に到るまで其喜悅大方ならず、偏に豊後守が忠心の耐忍力、神も感應在ませしのみならず一ツには彦左衛門の御執成に依所なり。

阿部左馬助正吉作豊後守忠秋は始め吉郎とて高三千石下され御小姓なりしが、寛永九年十月十四日一万五千石御加増にて若年寄となり、同十年九月廿五日又三万石御加増にて加判の列仰付られ、寛文十一年九月廿五日隠居なす時又一万石御加増あり、追々家富榮えける。

又一説に、彦左衛門御傍らにありて、御褒美くと申せし時、將軍五本の指を開きて御手を上られしに。彦左衛門猶御褒美くと云ゆる、又御手を上られければ、彦左衛門是は十

万石御加増有難く存じ奉つると申上しかば豊後守も夢現の如く歡喜御請申上しとぞ。最初將軍家五本の指を開き御手を上られしは五万石御加増の思召なりしに、彦左衛門猶御褒美くと申により未だ分らざるやと思召再び御手を上られしを、大久保の頓智兩度にて十万石の御加増有難しと御禮申上しと云ふ。

○牧野佐渡守上使
并大久保彦左衛門卒去

偕又話し變つて大久保忠教は、自分の力を用ひず先年屋敷の家作を引移させ、是に住居してありけるが、屋敷の結構過分の美麗なりと雖も、再び是を咎むべき様なければ、老中方にも所替させつるを以て法を正し、其後は其儘にて捨置ける所に、彦左衛門も老後の思ひ出と心得けるにや、身には童服を着しながら居室を形の如く飾り、諸人の目を驚かし、猶も我が儘をなして數年を送りけるが、最早命數の限れる期近付しにや、正保四年仲春の頃より不圖風邪の心地とて打臥せしを、家内の者も只當分の事と思ひしに、日を逐て次第に病氣重り、

例の大食も大いに減じける程に、扱は死すべき期來れりと自分ながらも覺悟をなし、親類一家を招き寄し、心も慥なる内、面々へ暇乞せんとて一同へ紀念を與へ跡の事共遺言して、最早心に懸る事なし再び物を尋ねべからず、食事も勸むる事なけれ現世の雜事に用なしとて、寢所に引籠り一心に唱名念佛の外他事なかりけり。一族郎等此様子を見て日頃の氣質に事變り、臨終を知つて佛道に歸し給ふは有難き事なりと感涙を催し、早速此由を將軍家へ訴へ出ければ、君此趣きを聞し召れ、生ある者死なざるはなし、彦左衛門も高年なれば死すべき時節到來せし者ならん、七十八歳は尋常ならば死すべきとて深く惜む歳にあらざ、併祖父君の御代と思へば今更如何にも名殘惜く思はるれ、今一度對面爲度思ふなりと上意あつて、毎日兩度づゝ御使を立られ、彦左衛門の病氣を問はしめ給ふゆゑ、一族親類冥加至極の事に思ひ彦左衛門に斯と達しけれども、口を閉有無の返答に及ばず上使に對面もせざりしゆゑ、家内の輩ら氣の毒の體なりしかば、上使も其心を察し對面せば却つて病氣の障りとも相成るべし、上使を立らるゝ事は將軍御慈悲の爲所なり、介抱の衆中宜敷御請あるべしとて上使の御用を述べて歸りける。夫より又數日を経て彦左衛門、此二三日は食事を斷ちて湯水を少しづゝ、用ゆと

雖も、氣象は更に變らず、時に同年三月廿二日暗に命終るの日を察せしにや、我明日は必ず死すべき間葬送等の用意せよと介抱人に命じけるにぞ、不審くは思へども覺悟の好人は最期の日を知る事往々有習ひなれば、一家中其心得にて親類中へも告知らせ、就中將軍家より、彦左衛門が病氣様子變らば言上すべしと豫て仰せ付られし事故、頓て此旨言上に及びしかば、將軍御殘念の餘り大久保末期に上使を立られ、今日は是非對面して様子を見届け彦左衛門が申旨もあらば篤と聞歸るべしとて、御側御用人牧野佐渡守に命ぜらる、佐渡守上意を蒙り大久保が屋敷に赴き、將軍御懇志の上意を述、彦左衛門に末期の對面致し申さんとありける故、家中の面々尾籠の病床へ上使を請じ奉つらん事恐れありと申せしかば、佐渡守否其儀は苦しからず、將軍家より別て懇ろに命ぜられたる所の上意なり、直に申聞すべしとの仰せなりければ、是非寢所へ推參すべしとありければ、一族家老此上はとて彦左衛門が病床に至つて、將軍家より御名殘の御上使として牧野佐渡守殿入來に候、是へ請じ申すべきやと申しければ、彦左衛門是を聞がばと起上り、見苦敷病床恐れあれども御免を蒙り上使を御通し申せと云にぞ、家中も其氣象を見て驚きながら上使を請じける。扱佐渡守寢所に通りしに、彦左衛門居

直つて兩手をつき、上使御苦勞千萬病中、大略御免下さるべしと平伏なしたる其體、言語ま
 て平生に變る事なし、只身體の疲て相見えければ、佐渡守思ひしよりの氣象なりと感心しな
 がら側近く寄て申しけるは、貴老の病氣を將軍家御心勞に思し召れ全快を待せ給ふ所に、臨
 終明日にあるとの事を聞し召れ御殘念限りなく、御芳志を達せられんが爲某しに命ぜらるゝ
 上意の旨餘の儀に非ず、貴老存生中、度々恩地を給はるべき旨仰せらるゝと雖も、辭退あるに
 依て其沙汰なし、今既に末期に及び御邊こそ一生勇義を立拔辭退あるとも、切ては子孫を御
 取立有度思召により、古へ沼津の知行に應じ只今二万三千石を給はる所なり、則ち御墨付是
 にあり、將軍御懇志の餘りなれば、其許にも有難く頂戴あつて閻魔の聽へ土産にも仕給へか
 しと述べられければ、彦左衛門承はまり、今に始めぬ將軍の御高恩有難く御請申度けれども某
 しが所存に應ぜず、一代御請せざる知行を末期の今更何の故に拜領すべき、某しには功勞有
 とて給はる所なり、夫さへ辭退を申す身の子孫に何の功あつて給はるや、我等が御地を請ざ
 る仔細は先達て申上置ぬれば今改めて云に及ばず、此御朱印其儘返上致す御持歸り給はるべ
 し、情は却つて御恨みなりと言上あるべし、此儀に於ては再び勸め給ふべからず、往生の妨

げと相成申すなり、閻魔の聽へ土産には此頃勸めし唱名念佛の外持參の物なし、疾々上使は
 御歸りあるべしと素氣無申しけるにぞ、佐渡守も彦左衛門末期に至りても心の屈せざるを大
 いに感じながら、猶詞を押し返し、是まで辭退は然事なれども御邊の臨終に御朱印をなし下さ
 るゝは、只將軍切てもとの御志しなり、其を請給はぬは君の御恩情を無にし給ふと同然なら
 ずや、殊更武士の身にては一代の功勞を以て、子孫の繁昌をこそ願申すなれ、御邊も愛を思
 はれ御請あるべしと勸めしかば、家中の輩らも上意を背き給はんより有難しと御請あられよ
 と申けるにぞ、彦左衛門打笑ひ、明日死する我等なれば如何なる御恩志申請ても無益なり、
 然ながら御朱印よりも外に望の品あれども、是は叶べからずと思へば申出すに及ばずと云ば、
 佐渡守是を聞、何事にもあれ御邊の望あらんに將軍叶へ給はてあるべきか、遠慮なく申給へ、
 某し身に換て執成進らせんとありければ、彦左衛門扱は其許我が爲に是を調へ給ふとや、然
 らば早々御歸りあつて、將軍へ領地の御朱印より牛の鬮丸三ツ懇望候と言上し給へと申すに
 ぞ、佐渡守を始家中の者ども大に憫、氣象には見ゆれ共病苦の儘正氣亂れしにや、餘り如何
 の事を申さるゝ者哉と、上使の手前氣の毒に思ひ汗を流して扣ゆれば、佐渡守騒がぬ體にて

莞爾と笑ひ、彦左衛門殿末期に珍らしき望事を申さるゝもの哉、品によりて詞へ遣され間敷にもあらず、御邊是を何に仕給ふやと將れしかば、彦左衛門然ば牛の鬩丸三ツあらば一ツは滅多に知行遣らうと有將軍に進らせ度し、一ツは滅多に知行を懇望若殿原に喰せ度、今一ツは上使に立取次せらるゝ其許に喰せんと思ふのみ、是より外に望みなし御思案あつて調へ給へと云捨、ころりと打伏再び問答にも及ばざれば、値の牧野も赤面の體にて、扱々此期に及びても氣象の撓まぬ老人哉と感服してぞ立歸りける。斯て右の由を言上しけるに將軍聞し召れ、誠に予が誤つたり、一旦辭退せし知行末期に臨んで争か是を請べきや、老後の病苦にも冒されず、金言を残す事天晴無雙の忠臣なりと益々御感涙を催されけりとなり。其翌日豫て申せし言葉の如く未の刻に至つて、彦左衛門七十八歳を一期となし眠るが如く目出度往生を遂にけり。依て往古を思ふに熊谷次郎直實は智勇兼備の武士なりしに、濁世の愛を悟つて佛門に歸し、只一心に唱名念佛せし巧力により、佛名を一篇唱ふれば一蓮生ずとかや、此故に蓮生法師と號し死すべき日を知て諸人に觸示言葉の如くに往生せしといふ、古今年月は隔れども彦左衛門が往生の有様蓮生の昔に替らず、殊更一生の忠功は熊谷の十倍す、老後には我

儘者と呼ばれながら非義不道をなさず、理を以て行ふが故誰有て是を難する事能はず人々恐怖しけるは、大勇大智の所爲ならずや、又數度高祿を與へんと宣へども。子孫に至り祿高不似合の者出来ては不忠不義の至りなりとて、決して是を請ず、過言に似たる忠言を述て終を屈せず、末代には又有難き忠臣義士にして信の武士とは此大久保氏を云べき而已、或傳書に彦左衛門末期に下されたる御朱印を上使の前にて裂捨たりと書殘せり、是一向君臣上下の禮義を知らざる者が、只大久保氏の勇氣を顯はさんとして跡形もなき妄言を記せし者なり、假初にも將軍より賜はりし御朱印なるを引裂捨る者のあるべきか、彦左衛門斯る無法をなさば不忠不義の名を得て矣ぞ末世に是を稱美すべきや、大久保が忠勇を擧げんとして却つて悪名を負する事應に啼聲を添て焉となすの類にして、俗に云最負のひき倒し論ずるに及ばず、扱又彦左衛門が美々しく構へし屋敷のみ忘紀と成て相續せしが、明歴の大火に焼失しける事殘念と云も餘りあり、然れども家名に於ては今に子々孫々連綿と相續繁昌ある事、彦左衛門が積善の餘慶と目出度かりける事どもなり。

今古文學大久保武藏證下卷終

明治四十四年六月廿八日印刷
明治四十四年七月一日發行

不許複製



發行所

東京市日本橋區本銀町三丁目
大阪府南區安堂寺橋通三丁目

鍾美堂書店

振替貯金口座東京四八二〇番

振替貯金口座大阪四五七番

校訂者
編纂者
發行者
發行者
發行者
印刷者
印刷所

今古文學與附

定價金二十五錢均一

中內蝶二

鍾美堂編輯部

東京市日本橋區本銀町三丁目二番地
福岡元治郎

東京市日本橋區橫山町三丁目十四番地
中村儀三郎

大阪府南區安堂寺橋通三丁目二番地
中村寅吉

東京市牛込區市谷加賀町二丁目十二番地
天野耕一

東京市牛込區市谷加賀町二丁目十二番地
株式會社秀英會第一工場

古今文學目錄

| | | | | | |
|------|-----------|---|-------|---------|---|
| 第一編 | 赤穂義士參考內侍所 | 上 | 第十六編 | 幡隨院長兵衛 | 全 |
| 第二編 | 伊達顯秘錄 | 全 | 第十七編 | 東海道中膝栗毛 | 下 |
| 第三編 | 水戸黃門仁德錄 | 全 | 第十八編 | 英雄美談 | 上 |
| 第四編 | 寬永箱崎文庫 | 上 | 第十九編 | 日蓮上人一代記 | 全 |
| 第五編 | 大久保武藏鐙 | 上 | 第二十編 | 會我物語 | 全 |
| 第六編 | 柳荒美談 | 上 | 第二十一編 | 佐倉義民傳 | 全 |
| 第七編 | 赤穂義士參考內侍所 | 下 | 第二十二編 | 佐賀之夜櫻 | 全 |
| 第八編 | 東海道中膝栗毛 | 上 | 第二十三編 | 椿說弓張月 | 中 |
| 第九編 | 通俗吳越軍談 | 上 | 第二十四編 | 大岡政談 | 上 |
| 第十編 | 椿說弓張月 | 上 | 第二十五編 | 通俗吳越軍談 | 中 |
| 第十一編 | 通俗漢楚軍談 | 上 | 第二十六編 | 源平盛衰記 | 上 |
| 第十二編 | 大久保武藏鐙 | 下 | 第二十七編 | 石山軍記 | 上 |
| 第十三編 | 寬永箱崎文庫 | 下 | 第二十八編 | 難波戰記 | 上 |
| 第十四編 | 柳荒美談 | 下 | 第二十九編 | 真田三代記 | 上 |
| 第十五編 | 慶安太平記 | 全 | 第三十編 | 天一坊實記 | 全 |



